

郡山市地域防災計画

(令和6年8月修正)

郡山市防災会議

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の推進	2
第3節	防災関係機関等の業務大綱	4
第1	実施責任	4
第2	処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節	災害の想定	13
第5節	計画の修正	14
第6節	郡山市の概況	15
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	19

第2章 防災に関する組織

第1節	郡山市防災会議	20
第2節	郡山市災害対策本部	22
第3節	水防管理団体（郡山市）	44
第4節	郡山市消防団	44

第3章 災害予防計画

第1節	情報収集・連絡及び応急体制整備計画	52
第2節	災害対策訓練計画	56
第3節	防災知識普及計画	58
第4節	資機材等の備蓄及び点検整備計画	61
第5節	市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画	63
第6節	各種災害予防計画	65
第1	水 害	65
第2	風 害	68
第3	火 災	69
第4	雪 害	71
第5	凍 霜 害	71
第6	地震対策	71
第7	道路災害	72
第8	農業災害	74

第7節	特殊災害予防計画	75
第8節	土砂災害予防計画	78
第9節	火山災害予防計画	81
第10節	原子力災害予防計画	88
第11節	要配慮者支援計画	89
第12節	要配慮者利用施設の避難確保計画	92
第13節	タイムライン（事前防災行動計画）	94

第4章 災害応急対策計画

第1節	動員計画	95
第2節	災害気象予警報伝達計画	113
第3節	通信情報計画	118
第4節	災害広報・情報伝達計画	124
	第1 災害広報	124
	第2 情報伝達	125
第5節	消防、水防計画	127
第6節	避難救出計画	133
第7節	食料供給計画	144
第8節	衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	146
第9節	給水計画	149
第10節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	151
第11節	医療（助産）計画	155
第12節	防疫計画	158
第13節	清掃計画	160
第14節	遺体の捜索、収容、埋葬計画	163
第15節	住居障害物の除去計画	165
第16節	緊急輸送計画	166
第17節	交通施設応急対策計画	169
第18節	労務供給計画	175
第19節	文教対策計画	176
第20節	市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画	179
第21節	自衛隊災害派遣要請計画	180
第22節	公安警備計画	184
第23節	電力施設応急対策計画	185
第24節	ガス施設応急対策計画	186
第25節	特殊災害・大規模火災応急対策計画	187

第26節	土砂災害応急対策計画	189
第27節	火山災害応急対策計画	191
第28節	原子力災害応急対策計画	194
第29節	災害救助法の適用	196
第30節	受援計画	198

第5章 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧計画	200
第2節	り災証明	202
第3節	資金及びその他の支援計画	204
第4節	被災者台帳	207

第6章 大規模地震対策計画

第1節	計画の目的	209
第2節	被害の想定	210
第3節	地震防災予防対策	211
第1	災害（地震）に強い安全なまちづくり	211
第2	地震に関する知識の普及	212
第3	地震訓練の実施	213
第4	救出・救護対策	213
第5	防災活動の環境整備	214
第6	消火対策	215
第7	避難対策	215
第8	緊急物資対策	216
第4節	初動体制	217
第1	災害発生時の（職員）動員配備対策	217
第2	災害対策本部の設置及び廃止	220
第3	災害対策本部の組織及び運営	220
第5節	地震防災応急対策	221
第1	発生直後の活動基準	221
第2	救出・救護対策	222
第3	消火対策	222
第4	緊急輸送路の確保	223
第5	避難対策	224
第6	緊急物資対策	225

第 7	上下水道対策	2 2 5
第 8	災害時の広報と生活情報の提供 (地震防災上必要な広報に関する計画)	2 2 7
第 9	応急仮設住宅及び住宅の応急修理	2 2 8
第 1 0	被災者の健康管理・精神保健対策	2 3 0
第 1 1	ごみ、し尿等対策	2 3 0
第 1 2	要配慮者避難支援対策	2 3 1
第 1 3	災害ボランティア対策	2 3 2
第 1 4	通信、電気、ガス対策	2 3 4
第 6 節	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防 災対応に関する事項	2 3 6

第1章

総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的 【総務部】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡山市防災会議が作成する計画であり、郡山市及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え迅速に対応し、これを効果的に実施することにより、市民生活の安定と社会秩序の維持、ひいては、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

また、令和元年東日本台風災害や近年の複雑化・大規模化する自然災害を踏まえ、「気候変動」を前提とした社会システムの構築、さらには、世界共通の目標であり、郡山市全ての施策の基本と位置付けるSDGsの目標（ゴール）13「気候変動に具体的な対策を」の実現に向け、ICTフル活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション：ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる）の推進、将来起こりうる予測可能な課題や目標に対しバックキャストिंगの手法による「気候変動対応型」の防災対策のほか、こおりやま広域連携中枢都市圏と連携した課題解決等をもって、市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、被害を最小限に軽減することにより「気候変動対応型SDGs未来都市」の実現を目指す。

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする推進計画を兼ねるものである。

第2節 計画の推進 【総務部】

- 1 この計画の推進のため、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互間の緊密な連携を図る。
- 2 災害は不測の事態によって発生し、その実態も多様であることから、かかる災害への対処を、災害の予防、応急対策及び復旧に重点をおき、防災活動が迅速かつ適切に行われるよう計画を推進する。
- 3 災害対応は、迅速かつ適切な対応が必要とされ、総力を結集して災害対応を図っていく必要があることから、すべての職員が防災担当であることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められることから、日頃から市の全職員に対し防災に対する意識の高揚に努める。
- 4 この計画を、市の全職員はもとより防災関係機関等に周知し、計画の要旨については、公表し広く周知させるとともに、計画のうち必要と認めるものは、市民の協力を得るものとする。
- 5 気候変動の影響等により大規模な災害が頻発する中、行政主導のハード対策とソフト対策には限界があることから、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の「自助」及び「自助を核とした共助」の重要性について市民の理解を促進し、「行政サービス」から「行政サポート」へ住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るよう努める。
- 6 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に対し、平時からの防災知識の普及及び災害発生時における情報提供、避難誘導、避難所生活等、防災の様々な場面において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、要配慮者のうち、高齢者、障がい者、介護認定者等のいわゆる「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）は災害発生時に被害を受ける可能性が比較的高いことを考慮し、自助、共助及び公助それぞれの取組を総合的に推進して防災体制の確立に努める。
- 7 市民一人ひとりの「自助」、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティによる「共助」（互助）、市・県・国による「公助」の連携による計画の推進を図るとともに、セーフコミュニティ活動と連携し防災体制の確立に努める。
- 8 多様な視点での防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- 9 災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、目的や内容等を確認の上、本計画に位置付ける。

第3節 防災関係機関等の業務大綱 【各部・消防本部】

第1 実施責任

- 1 郡山市及び郡山地方広域消防組合（本計画においては、消防本部及び郡山消防署を指すものとする。）

郡山市及び郡山地方広域消防組合は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第1次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の各種防災関係機関・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

- 2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等の措置を執る。

- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

- 4 災害協力団体及び防災関係機関・団体

災害協力団体及び防災関係機関・団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郡山市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び育成指導 (3) 防災思想の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 災害用物資の備蓄及び資材の整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達 (8) 災害広報 (9) 避難対策 (10) 被災者に対する救護及び救助の実施 (11) 被災児童及び生徒に対する応急措置 (12) 水防活動、消防活動、その他の応急措置 (13) 災害後の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する応急措置 (14) 公共土木施設、農地、農業・林業用施設等に対する応急措置 (15) 農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導 (16) 緊急輸送の確保 (17) 災害復旧 (18) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防本部及び郡山消防署

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 防災に関する組織の整備及び育成指導 (2) 防災思想の普及及び教育 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害用物資及び資材の保管及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達 (7) 災害広報 (8) 災害発生時の避難対策 (9) 水害、火災又は地震等の災害防除及び被害の軽減 (10) 被災者の救助 (11) 災害時による傷病者の搬送 (12) 緊急輸送の実施

3 県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郡山警察署、郡山北警察署 ① 災害に関する情報の収集 ② 災害広報 ③ 避難の指示・誘導 ④ 被災者の救出・救護 ⑤ 交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策 ⑥ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持
(2) 県中地方振興局 福島県地域防災計画による所定の業務
(3) 県中保健福祉事務所 福島県地域防災計画による所定の業務
(4) 県中農林事務所 福島県地域防災計画による所定の業務
(5) 病虫害防除所 福島県地域防災計画による所定の業務
(6) 中央家畜保健衛生所 福島県地域防災計画による所定の業務

(7) 県中建設事務所 福島県地域防災計画による所定の業務
(8) 県中教育事務所 福島県地域防災計画による所定の業務

4 陸上自衛隊

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害の応急救護、又は応急復旧 (2) 災害救助 (3) 避難の指示及び誘導 (4) 災害救助のための物資の無償貸付又は譲与 (5) 被災者への応急給水、給食

5 指定地方行政機関

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農林水産省東北農政局（福島県拠点） ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 ② 農業関係被害情報の収集報告 ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 ⑤ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け ⑥ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 ⑦ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
(2) 厚生労働省郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所 ① 工場、事務所等における産業災害の防止についての誘導監督 ② 労災保険料等の非常取扱い ③ 被災工場、事務所に対する救急医療品の配付等 ④ 応急対策に要する労働力の供給
(3) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所及び福島河川国道事務所 ① 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事 ② 災害時における所轄国道の交通規制 ③ 所轄河川区域における水防業務 ④ 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 ⑤ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑥ その他の防災所定業務
(4) 農林水産省関東森林管理局福島森林管理署郡山森林事務所 ① 森林治水による災害予防 ② 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理 ③ 災害対策に必要な木材（国有林）の払下げ
(5) 仙台管区气象台（福島地方气象台） ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

6 指定公共機関

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本赤十字社 ① 医療、助産、その他の救助の実施 ② 義援金品の募集及び配分
(2) 日本放送協会福島放送局 ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知 ② 災害応急対策の周知及び報道
(3) 東日本旅客鉄道株式会社 ① 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 ② 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護 ③ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
(4) N T T 東日本 福島支店 ① 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 ② 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
(5) 日本郵便株式会社 ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(6) 日本通運株式会社郡山支店 災害応急対策のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7) 東北電力ネットワーク株式会社郡山電力センター ① 電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置 ② 災害時における危険予防措置などの広報活動
(8) K D D I 株式会社東北総支社、株式会社 N T T ドコモ東北支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ① 災害に強い通信網の整備 ② 災害時における重要通信の疎通確保及び通信設備等の早期復旧

7 指定地方公共機関

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福島交通株式会社郡山支社 ① 災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力 ② 災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報 ③ 災害時における応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
(2) 放送機関（福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島） ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知 ② 災害応急対策の周知及び報道
(3) 新聞社（株式会社福島民報社、福島民友新聞株式会社） 災害状況及び災害対策に関する報道
(4) 運輸業者（公益社団法人福島県トラック協会県中支部） 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
(5) 公益社団法人福島県看護協会郡山支部 ① 医療助産等救護活動の実施 ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ③ 防疫その他保健衛生活動の協力
(6) 一般社団法人福島県L Pガス協会郡山支部 プロパンガスの安全取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達

8 災害協力団体及び防災関係団体

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福島さくら農業協同組合、福島県農業共済組合等農林関係団体 ① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力 ② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 ③ 被災農家に対する融資、又はその斡旋 ④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ⑤ 飼料、肥料等の応急対策
(2) 郡山商工会議所、各商工会等商工業関係団体 ① 商工業関係の被害調査及び応急対策の指導 ② 被災商工業者に対する融資斡旋の協力 ③ 災害時における物資安定についての協力 ④ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋
(3) 一般社団法人郡山医師会 ① 医療及び助産活動の協力 ② 防疫その他の保健衛生活動の協力
(4) 一般社団法人郡山歯科医師会 ① 医療活動の協力 ② 保健衛生活動の協力
(5) 一般社団法人郡山薬剤師会 医療、助産、防疫、その他の保健衛生活動に必要な医薬品、その他衛生材料の調達
(6) 東部瓦斯株式会社福島支社 ① ガス施設の災害予防措置 ② ガス施設の被害調査及び早期復旧の実施 ③ 災害時における防災広報
(7) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
(8) 自主防災組織等自治組織 ① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力 ② 市が実施する応急対策についての協力
(9) 女性消防協力会 市が実施する応急対策についての協力

(10)	各自衛消防隊 事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応急措置
(11)	郡山地方消防防災協会 ① 災害防止と防火思想の普及並びに消防機関との連絡協調による応急復旧の協力 ② 危険物取扱知識の普及及び自主防災体制の強化並びに確立 ③ 防火思想の普及並びに防災の物的保安体制の充実と推進
(12)	一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 災害時における緊急輸送路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設、その他災害応急措置の協力
(13)	郡山トラックセンター事業協同組合等運送業者 災害時における緊急救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保
(14)	郡山市社会福祉協議会 ① 災害ボランティアセンターの設置・運営 ② 郡山市民生児童委員協議会と連携した高齢者等の安否確認
(15)	公益社団法人福島県獣医師会郡山支部 ① 動物の医療、防疫活動の協力 ② 動物用衛生医薬品等の必要資材の確保
(16)	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 高齢者に係る関係機関との連携、支援
(17)	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会 高齢者に係る関係機関との連携、支援
(18)	郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会 被災者の災害応急対策の協力
(19)	安積疏水土地改良区 農業用水の管理
(20)	ごみの収集、し尿等関係団体 災害時における災害ごみ、し尿等収集運搬の協力
(21)	株式会社郡山コミュニティ放送 ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知 ② 災害応急対策の周知及び報道
(22)	福島県医薬品卸組合 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

第4節 災害の想定 【総務部】

想定の基準

災害の種類は、豪雨、豪雪、洪水、台風、地震等自然現象による災害と火災、爆発等の人為的原因による災害とに大別することができる。災害想定における諸要素は次のとおりとする。

1 台 風

台風が本地方を通過した場合を想定する。

2 豪 雨

豪雨があった場合を想定する。

3 地 震

第6章「大規模地震対策計画」による。

4 大火災

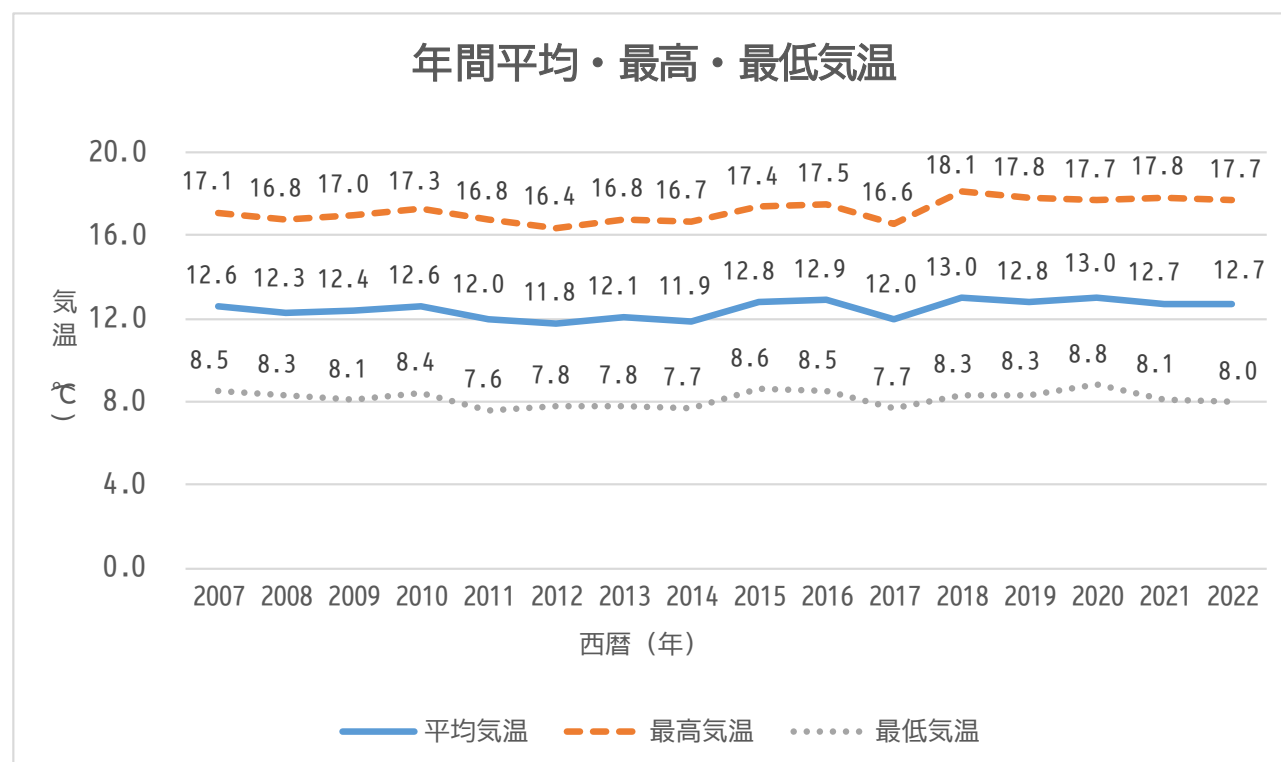
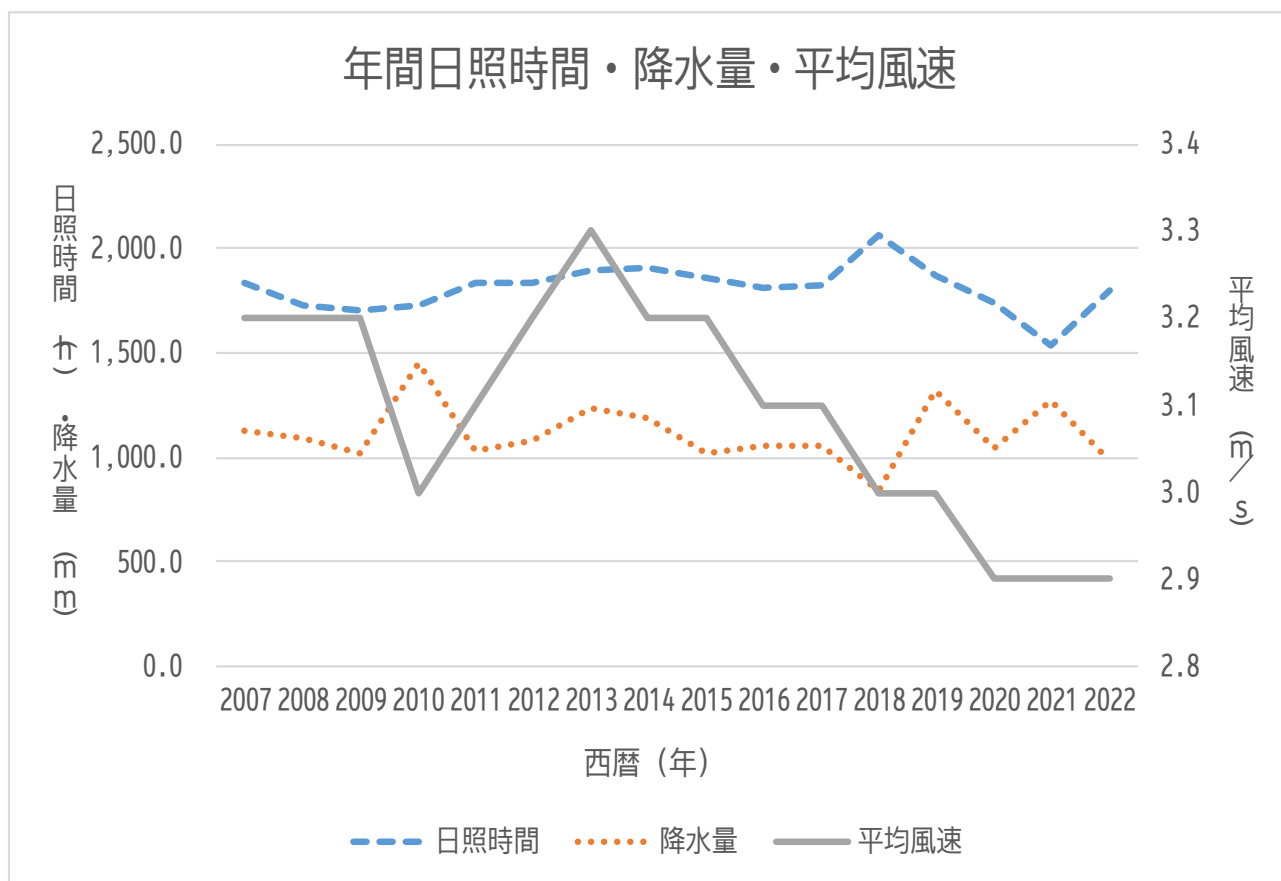
住居の密集度を考慮し市域内中心部に発生し、約 0.1平方キロメートルを焼失する火災を想定する。

5 その他災害想定

第2章第2節1「本部の設置基準」による。

第5節 計画の修正 【総務部】

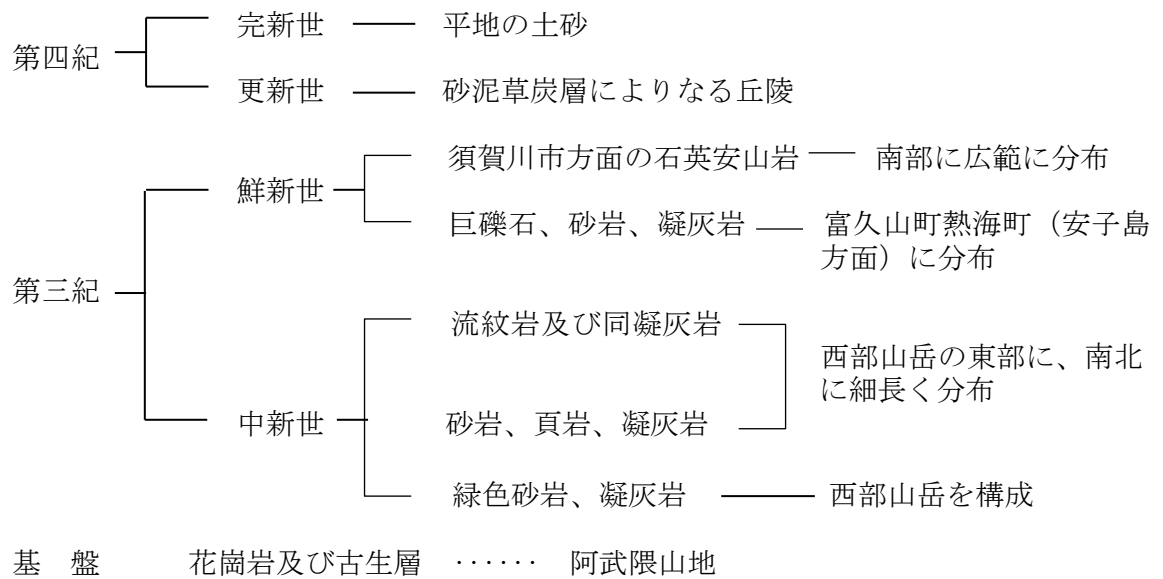
- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、昭和41年作成の防災計画に修正を加えたものであり、毎年検討を行うとともに必要があると認めるときは速やかに修正しなければならない。各機関は、関係ある事項について毎年3月末日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を、郡山市防災会議（総務部防災危機管理課）に提出する。
- 2 福島県地域防災計画との整合性
災害対策は、県と相互に有機的、一体的でなければならないことから、修正に当たっては福島県地域防災計画と整合性を図る。



4 地形及び地質

郡山市の東部には、なだらかな阿武隈丘陵が南北に走り、奥羽山脈との中間部は阿武隈川沖積層による安積平野が開け、安達盆地、岩瀬盆地につながり、主な湖沼、河川としては、猪苗代湖、阿武隈川、逢瀬川、大滝根川、笹原川、谷田川などがあり、安積平野一帯は、広大な工業適地が広がり、その周辺の丘陵部は、住宅地として格好である。また、磐梯朝日国立公園の猪苗代湖一帯、三森峠、御霊櫃峠、磐梯熱海温泉、宇津峰史跡など、各地に観光レクリエーション適地が散在している。地質構造については、低い丘陵性台地とそれを貫く沖積層におおわれ、この大部分は第三紀鮮新世の砂岩、頁岩等を基底とするが一部は石英安山岩におおわれ、一部はその後の第四紀沖積世の砂れき、泥土に厚くおおわれている。

5 地質構成表



6 主要山系

名 称	標 高 (m)	所 属 地
安 達 太 良 山	1, 7 0 0	郡 山 市 熱 海 町
和 尚 山	1, 6 0 2	〃 〃
会 津 布 引 山	1, 0 8 2	〃 湖 南 町
笠 森 山	1, 0 1 3	〃 〃
額 取 山	1, 0 0 9	〃 逢 瀬 町
水 無 山	9 9 9	〃 熱 海 町
成 沢 山	9 8 9	〃 〃
高 井 原 山	9 8 1	〃 湖 南 町
高 旗 山	9 6 8	〃 三穂田町
岩 上 山	9 5 9	〃 湖 南 町

7 主要河川

河 川 名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名
阿武隈川	2 3 9 . 0	2 1 . 8	西 白 河 郡 西 郷 村	宮城県亶理郡亶理町荒浜
大滝根川	5 1 . 4	6 . 7	田 村 市 大 越 町 早 稲 川	郡 山 (阿武隈川へ)
五 百 川	2 5 . 0	2 0 . 1	郡 山 市 熱 海 町 中 山	本 宮 市 (阿武隈川へ)
谷 田 川	2 3 . 0	2 3 . 0	郡 山 市 田 村 町 田 母 神	郡 山 (大滝根川へ)
逢 瀬 川	2 1 . 5	2 1 . 5	郡 山 市 逢 瀬 町 多 田 野	郡 山 (阿武隈川へ)
笹 原 川	2 0 . 9	2 0 . 9	須 賀 川 市 守 屋	安 積 町 (阿武隈川へ)
藤 田 川	1 8 . 9	1 8 . 9	郡 山 市 逢 瀬 町 河 内	日 和 田 町 (阿武隈川へ)
桜 川	1 2 . 0	3 . 6	田 村 郡 三 春 町	富 久 山 町 (阿武隈川へ)
管 川	2 . 7	2 . 7	郡 山 市 湖 南 町 馬 入 新 田	郡 山 (猪苗代湖へ)
舟 津 川	1 1 . 8	1 1 . 8	郡 山 市 湖 南 町 三 代	郡 山 (猪苗代湖へ)

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 【各部】

第1 整備計画

1 整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図る。

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (6) 共同溝等
- (7) 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- (8) 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- (9) 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
- (10) 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校
- (11) (7)から(10)まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- (12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）
- (15) 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) その他地震防災上緊急に整備すべき施設

2 施設等の整備に当たり留意すべき事項

(1) 避難場所

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。

(2) 避難経路

積雪寒冷地においては、必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

(3) その他

施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

また、積雪寒冷地特有の課題についても配慮する。

第2章

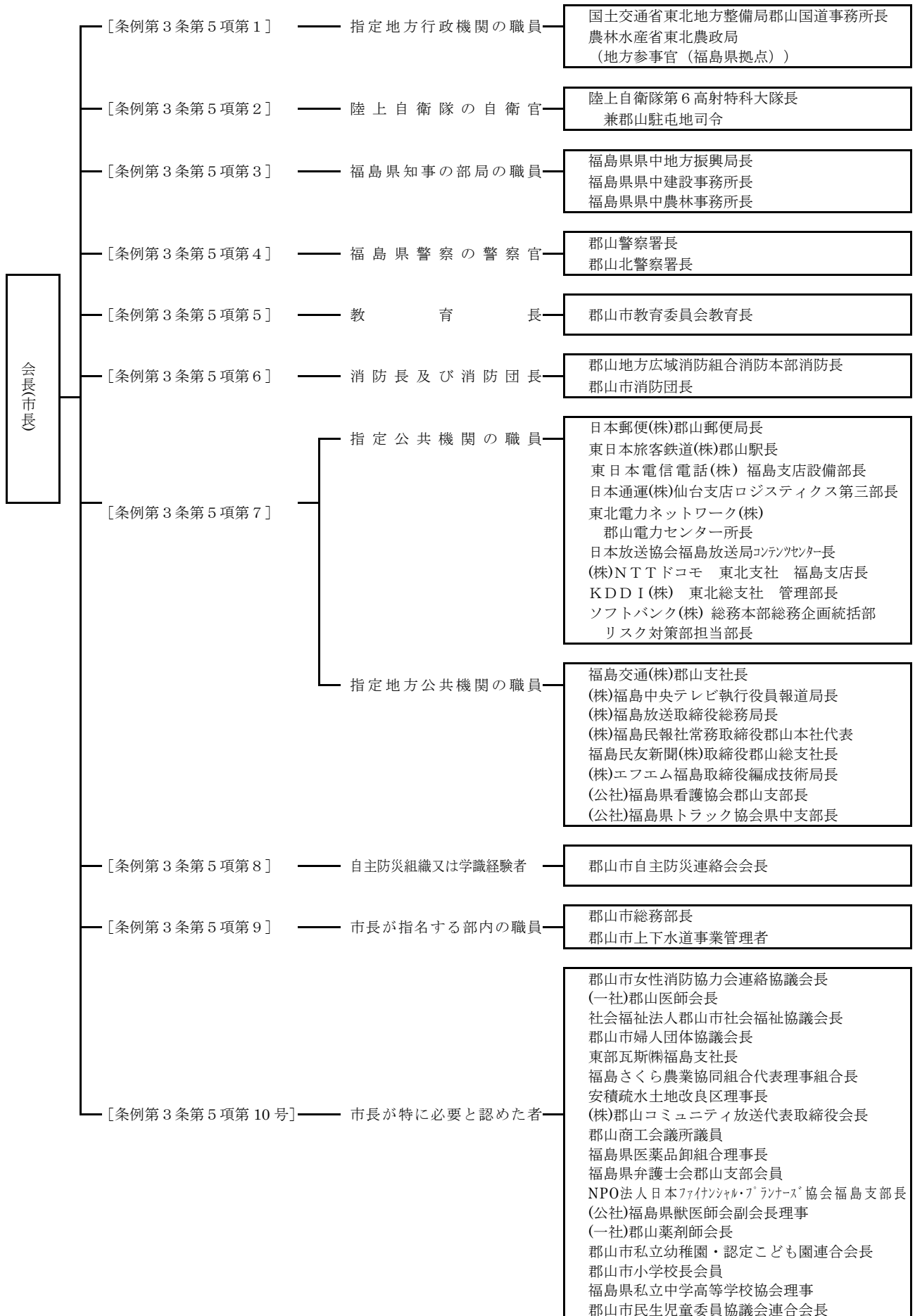
防災に関する組織

第2章 防災に関する組織

第1節 郡山市防災会議 【総務部】

郡山市防災会議は、郡山市の地域における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営するための組織として、災害対策基本法第16条の規定に基づき、郡山市防災会議条例（以下「条例」という。）を制定、市長を会長とし、委員50名以内をもって構成する機関である。この機関は郡山市の地域に関わる防災に関し、郡山市並びに市域公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務、又は業務を包含するもので、その所掌事務は次のとおりである。

- 1 郡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務



第2節 郡山市災害対策本部 【各部】

郡山市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法並びに郡山市災害対策本部条例に基づき、郡山市の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市長部局の他、各機関等、市のすべての職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長が設置するものであるが、次の各号の一に該当し市長が必要であると認めたときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水の警報又は特別警報が発表され、あるいは局地的集中豪雨により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 主要河川について、はん濫注意水位を超え、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発等人為的要因によるものや、自然現象によるもの、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (5) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し又は発生のおそれがあるとき。
- (6) 有害物質、放射性物質等が多量に放流出したとき又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- (7) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故又は航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 感染症等が大規模に蔓延した場合又は蔓延するおそれがあり、緊急対策を実施する必要があるとき（郡山市新型インフルエンザ等行動計画の対象とする新型インフルエンザ等の感染症を除く。）。
- (9) その他、災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (10) 原子力災害に関し、本市での被害が予想される時又は県から原子力災害に係る特定事象発生等の情報提供があり、必要な対策を実施する必要があるとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、市民、市職員、防災関係機関、県中地方振興局及び報道機関に対して庁内放送、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時用代表電話（924-2999）、ふれあいネットワーク、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト等あらゆる手段を講じ周知を図る。

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は、本部長の指定する場所に置く。

災害対策本部は、災害等の被災状況等を勘案し、次の優先順位により設置する。

 - ①市役所本庁舎2階正庁
 - ②市役所本庁舎2階特別会議室
 - ③市役所本庁舎1階防災危機管理課
 - ④開成山野球場

⑤開成山陸上競技場

⑥その他建築基準法に定める耐震強度を満たした公共施設等のうち、被災の程度が低い施設

(2) 本部を設置したときは、本部室前に本部標識板を掲示する。

4 本部の廃止

(1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。

① 市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

② 災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき。

③ 公共機関及び公的機関の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。

(2) 本部を廃止したときは、各防災関係機関、報道機関等に通知する。

(3) 廃止後においても、災害事務、救助策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行う。

5 本部会議及び事務局

(1) 本部会議は、本部の運営並びに災害対策の推進について、協議決定するため本部設置時において、必要の都度招集するものとし、災害対策本部規程の定めによる。

(2) 本部会議には、必要により関係機関、団体等の代表者の出席を要請する。また、災害規模が大きく被害が甚大である等、必要であると認めた場合は、国土交通省東北地方整備局、福島県県中地方振興局、陸上自衛隊郡山駐屯地及び郡山・郡山北警察署から情報連絡員（リエゾン）を招集し、迅速な情報収集及び伝達等を行う。

(3) 本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するため事務局を置く。

(4) 事務局は、災害対策本部と同じスペースで事務を執ることとするが、これに拠りがたい場合は防災危機管理課等に置く。

6 地区本部

(1) 各行政センター（特段の定めがない限り、本計画においては、富田及び大槻を除く12の行政センターを指すものとする。）に地区本部を置き、郡山市災害対策本部条例第3条第1項の規定に基づき、部に相当するものとする。

(2) 地区本部は、各行政センター所管地区における災害予防及び災害応急対策を実施する中核機関とする。

(3) 地区本部は、本部の指示を受け、災害応急対策を実施するとともに、災害情報及び活動状況を本部に報告する。

(4) 地区本部は、地区内関係機関、団体等との密接な相互連絡を図り、地区内災害状況を判断し、適切な災害応急対策を実施する。

(5) 地区本部の設置、運営は、本部に準ずる。

7 現地災害対策本部

災害の規模、その他の状況により、災害応急対策を必要とするため、特にその必要があると認めるときは、名称、所管区域及び場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

（１） 現地本部長

- ① 現地本部長は、本部長が指名するものをもって充て、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- ② 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

（２） 現地本部の設置

- ① 現地本部は、災害の発生した場所又は関係行政センター、若しくは本部長が指定する場所に置く。なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定める。
- ② 現地本部には、郡山市災害対策本部〇〇現地本部の標示をする。

（３） 現地本部の廃止

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときに廃止する。

8 本部組織

(1) 災害対策本部組織表

本 部 員 会 議		
本 部 長	市	長
副 本 部 長	副	市 長
本 部 長 付	教 育 長 代 表 監 査 委 員 者 上 下 水 道 事 業 管 理 者 消 防 長	
本 部 員	総 務 部 長	
	(総 務 部 理 事)	
	政 策 開 発 部 長	
	財 務 部 長	
	税 務 部 長	
	市 民 部 長	
	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	
	環 境 部 長	
	保 健 福 祉 部 長	
	こ ど も 部 長	
	農 林 部 長	
	産 業 観 光 部 長	
	建 設 部 長	
	都 市 構 想 部 長	
	議 会 事 務 局 長	
	教 育 総 務 部 長	
	学 校 教 育 部 長	
	上 下 水 道 局 長	
	会 計 管 理 者	
	保 健 所 長	
	選 挙 管 理 委 員 会 長	
	監 査 委 員 事 務 局 長	
	農 業 委 員 会 長	
	郡 山 消 防 署 長	

本 部 連 絡 員	
総 務 部 総 務 法 務 班	総 務 法 務 課 長 補 佐
総 務 部 秘 書 班	秘 書 課 長 補 佐
政 策 開 発 部 政 策 開 発 班	政 策 開 発 課 長 補 佐
財 務 部 財 政 班	財 政 課 長 補 佐
税 務 部 市 民 税 班	市 民 税 課 長 補 佐
市民部市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長補佐
文化スポーツ部文化振興班	文 化 振 興 課 長 補 佐
環 境 部 環 境 政 策 班	環 境 政 策 課 長 補 佐
保健福祉部保健福祉総務班	保健福祉総務課長補佐
こども部こども総務企画班	こども総務企画課長補佐
農 林 部 農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長 補 佐
産業観光部産業雇用政策班	産業雇用政策課長補佐
建 設 部 道 路 建 設 班	道 路 建 設 課 長 補 佐
都市構想部都市政策班	都 市 政 策 課 長 補 佐
議 会 部 総 務 議 事 班	総 務 議 事 課 長 補 佐
教育総務部教育総務班	総 務 課 長 補 佐
学校教育部学校管理班	学 校 管 理 課 長 補 佐
上下水道部上下水道総務班	総 務 課 長 補 佐
会 計 管 理 部 会 計 班	会 計 課 長 補 佐
選 挙 管 理 委 員 会 部	選 挙 管 理 委 員 会
選 挙 管 理 委 員 会 班	事 務 局 次 長
監 査 委 員 事 務 局 部	監 査 委 員 事 務 局 次 長
監 査 委 員 事 務 局 班	
農 業 委 員 会 部	農 業 委 員 会 事 務 局 次 長
農 業 委 員 会 班	
行 政 セ ン タ ー	副 所 長 ・ 主 任 主 査
郡 山 消 防 署	郡 山 消 防 署 庶 務 係 長

(2) 本部事務局

災害時の庶務、総括的業務を処理するため事務局を配置する。事務局は、次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な小規模災害、水害等に対応する。同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害対策及び被害調査の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。

なお、総務部に防災担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。

感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。（郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。）

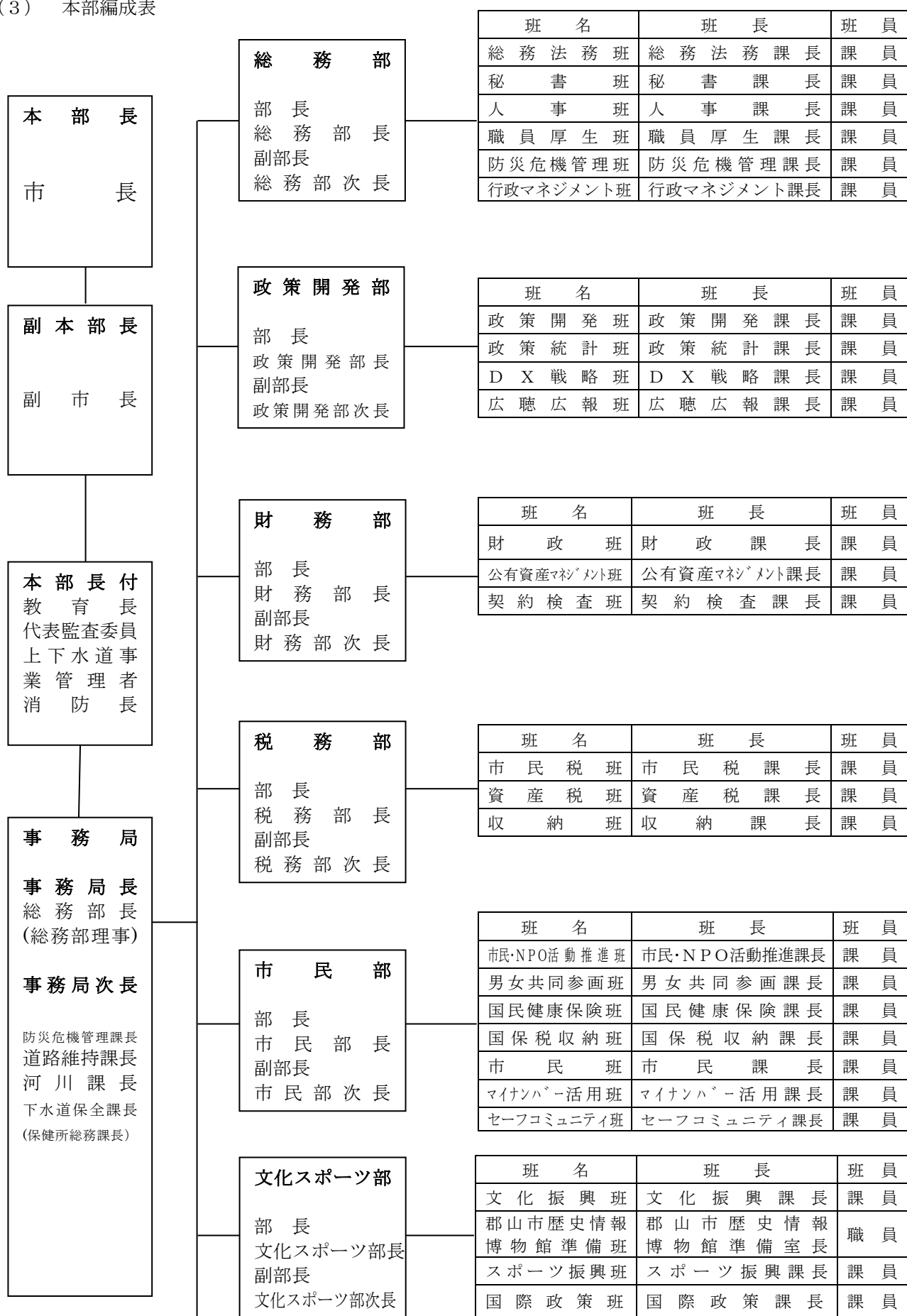
なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

事 務 局

事務局長	事務局次長	分 掌 事 務	事 務 局 員(各班1人)
総務部長 (総務部理事)	防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括 2 災害対策本部会議の設営及び運営記録 3 本部連絡員との連絡調整 4 災害対策活動の把握及び記録 5 気象情報の収集	(総括班) 7人 班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班 政策開発部DX戦略班 財務部財政班 文化スポーツ部文化振興班 産業観光部観光政策班 建設部河川班
		1 被害状況の収集 2 災害時代表電話等での市民への対応 3 避難場所との連絡調整 4 災害関連情報の収集	(情報収集班) 17人 班長 職員厚生課長補佐 政策開発部政策開発班 政策開発部政策統計班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部男女共同参画班 環境部環境政策班 保健福祉部保健福祉総務班 こども部こども総務企画班 農林部農地班 建設部道路維持班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

		1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設部道路建設班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班
		1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班
		1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班
		その他、特命事項に関すること。	

(3) 本部編成表



環境部 部長 環境部長 副部長 環境部次長	班名	班長	班員
	環境政策班	環境政策課長	課員
	5 R 推進班	5 R 推進課長	課員
	資源循環班	資源循環課長	課員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保健福祉部 部長 保健福祉部長 副部長 保健所長 保健福祉部次長	班名	班長	班員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課員
	生活支援班	生活支援課長	課員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	課員
	健康長寿班	健康長寿課長	課員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課員
	介護保険班	介護保険課長	課員
	保健所班	保健所総務課長	所員

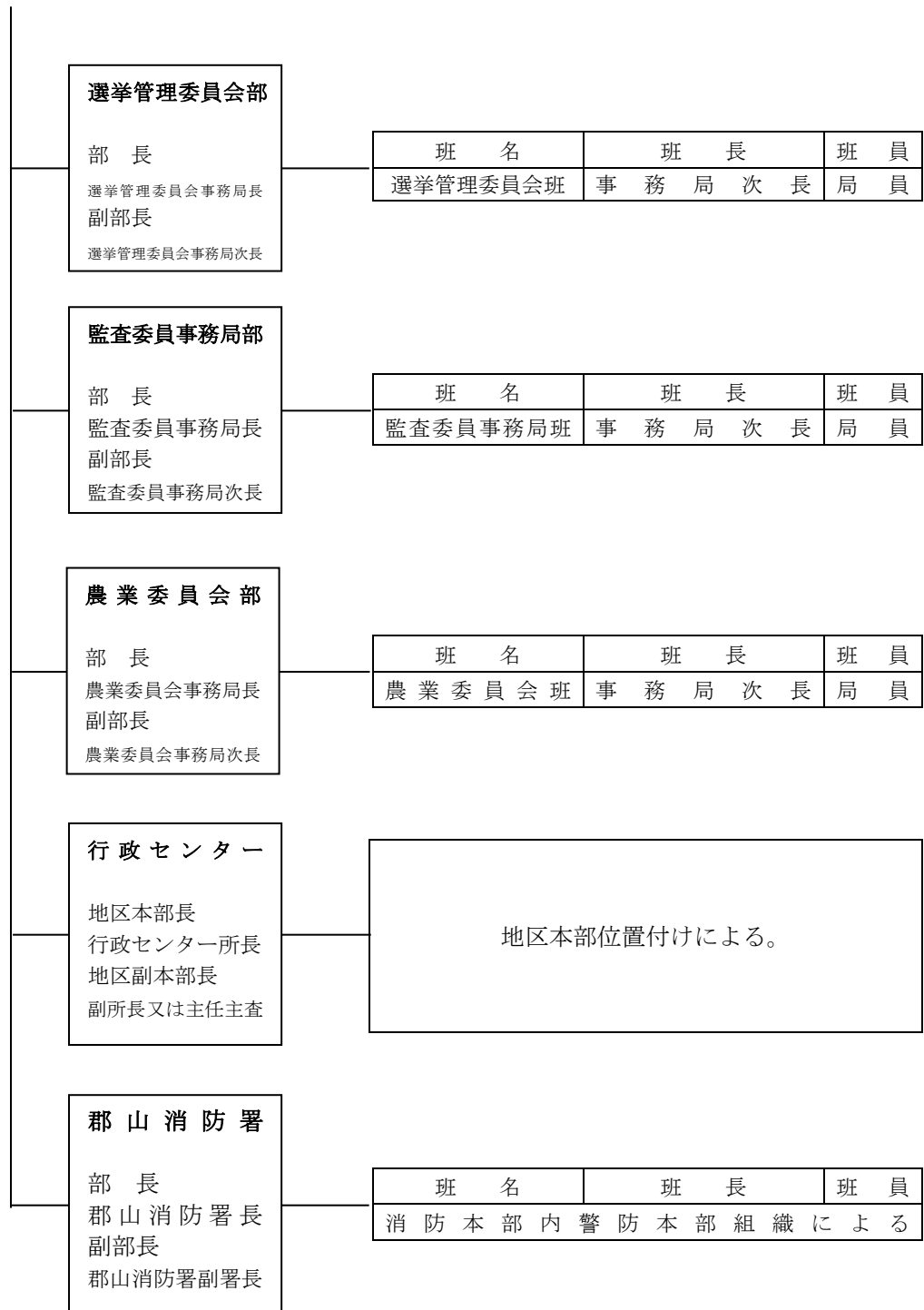
こども部 部長 こども部長 副部長 こども部次長	班名	班長	班員
	こども総務企画班	こども総務企画課長	課員
	子育て給付班	子育て給付課長	課員
	こども家庭班	こども家庭課長	課員
	保育班	保育課長	課員

農林部 部長 農林部長 副部長 農林部次長	班名	班長	班員
	農業政策班	農業政策課長	課員
	園芸畜産振興班	園芸畜産振興課長	課員
	農地班	農地課長	課員
	林業振興班	林業振興課長	課員
	総合地方卸売市場 管理事務所班	総合地方卸売市場 管理事務所長	所員

産業観光部 部長 産業観光部長 副部長 産業観光部次長	班名	班長	班員
	産業雇用政策班	産業雇用政策課長	課員
	観光政策班	観光政策課長	課員
	産業創出班	産業創出課長	課員

建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	班名	班長	班員
	道路建設班	道路建設課長	課員
	道路維持班	道路維持課長	課員
	河川班	河川課長	課員
	建築班	建築課長	課員
	住宅政策班	住宅政策課長	課員

	都市構想部 部長 都市構想部長 副部長 都市構想部次長	班 名	班 長	班 員
		都 市 政 策 班	都 市 政 策 課 長	課 員
		総 合 交 通 政 策 班	総 合 交 通 政 策 課 長	課 員
		区 画 整 理 班	区 画 整 理 課 長	課 員
		公 園 緑 地 班	公 園 緑 地 課 長	課 員
		開 発 建 築 指 導 班	開 発 建 築 指 導 課 長	課 員
	議 会 部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長	班 名	班 長	班 員
		総 務 議 事 班	総 務 議 事 課 長	課 員
	教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長	班 名	班 長	班 員
		教 育 総 務 班	総 務 課 長	課 員
		生 涯 学 習 班	生 涯 学 習 課 長	課 員
		中 央 公 民 館 班	中 央 公 民 館 長	課 員
		中 央 図 書 館 班	中 央 図 書 館 長	課 員
		美 術 館 班	美 術 館 長	課 員
	学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長	班 名	班 長	班 員
		学 校 管 理 班	学 校 管 理 課 長	課 員
		学 校 教 育 推 進 班	学 校 教 育 推 進 課 長	課 員
		教 育 研 修 セ ン タ ー 班	教 育 研 修 セ ン タ ー 所 長	所 員
		総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 班	総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	所 員
	上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長	班 名	班 長	班 員
		上 下 水 道 総 務 班	総 務 課 長	課 員
		経 営 管 理 班	経 営 管 理 課 長	課 員
		お 客 様 サ ー ビ ス 班	お 客 様 サ ー ビ ス 課 長	課 員
		浄 水 班	浄 水 課 長	課 員
		水 道 施 設 班	水 道 施 設 課 長	課 員
		下 水 道 整 備 班	下 水 道 整 備 課 長	課 員
		下 水 道 保 全 班	下 水 道 保 全 課 長	課 員
	会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長	班 名	班 長	班 員
		会 計 班	会 計 課 長	課 員



9 本部の各部分掌事務

災害対策本部設置時における各班の分掌事務は以下のとおりとする。ただし、災害対策本部を設置しない規模の災害であっても、必要に応じて以下の分掌事務により対応する。

また、災害の状況に応じて、分掌事務にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部、他班の行う事務を分担する。

なお、避難所の運営に関する応援協力班については、その規模に応じて全部局全班を動員するものとする。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
各部共通		1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。
総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。
	秘書班 〔秘書課長〕	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の応対に関すること。
	人事班 〔人事課長〕	1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。
	職員厚生班 〔職員厚生課長〕	
	行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。 4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	政策統計班 〔政策統計課長〕	
	D X戦略班 〔D X戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。
	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。
	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事
	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事
	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブサイト等での周知に関する事
	男女共同参画班 〔男女共同参画課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 部内の総合調整に関する事
	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
	国保税収納班 〔国保税収納課長〕	
	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事
	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事
	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事。 _
文化スポーツ部 〔文化スポーツ部長〕 〔文化スポーツ部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に関わる災害復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事
	郡山市歴史情報博物館準備班 〔郡山市歴史情報博物館準備室長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事
	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
	国際政策班 〔国際政策課長〕	

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
環境部 〔環 境 部 長〕 〔環 境 部 次 長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 原子力災害対策に関すること。 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。
	5 R 推進班 〔5 R 推進課長〕	1 被災地の清掃に関すること。 2 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。
	資源循環班 〔資源循環課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 し尿処理に関すること。
	環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 8 見舞金に関すること。 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班
	生活支援班 〔生活支援課長〕	
	障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	
	健康長寿班 〔健康長寿課長〕	
	地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	
	介護保険班 〔介護保険課長〕	

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害応急対策に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 愛護動物（ペット）の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班
こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども総務企画班 〔こども総務企画課長〕 子育て給付班 〔子育て給付課長〕 こども家庭班 〔こども家庭課長〕 保育班 〔保育課長〕	1 こども部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
農林部 〔農林部長〕 〔農林部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農林部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。 【農林部応援協力班】 農業委員会班
	園芸畜産振興班 〔園芸地畜産振興課長〕	1 農林畜産物の災害対策及び応急対策、救護に関すること。 2 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	農地班 〔農地課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	林業振興班 〔林業振興課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
産業観光部 〔産業観光部長〕 〔産業観光部次長〕	産業雇用政策班 〔産業雇用政策課長〕	1 産業観光部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 被災企業の支援に関すること。 3 商工業者の被害状況の情報収集に関すること。 4 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 5 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 被災勤労者の福祉に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	観光政策班 〔観光課長〕	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
	産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
建設部 〔建設部長〕 〔建設部次長〕	道路建設班 〔道路建設課長〕	1 建設部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇い上げに関すること。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	道路維持班 〔道路維持課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる緊急災害予防に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関すること。 6 建設業者に対する連絡調整に関すること。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関すること。 8 除雪対策に関すること。 9 住居障害物の除去に関すること。 10 災害時における運輸に関すること。
	河川班 〔河川課長〕	1 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 3 水防本部の設置、庶務に関すること。 4 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害復旧工事に関すること。
	建築班 〔建築課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 災害対策のため建設業者との連絡調整に関すること。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関すること。 5 開発建築指導班の要請による応急危険度判定の応援協力に関すること。
	住宅政策班 〔住宅政策課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 応急仮設住宅の入居等に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
都市構想部 〔都市構想部長〕 〔都市構想部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市構想部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 救援物資の輸送に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	総合交通政策班 〔総合交通政策課長〕	1 公共交通機関の災害対策及び被害調査に関すること。 2 公共交通機関に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 公共交通機関の運行状況に関すること。 4 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 建設業者に対する連絡調整に関すること。 4 救援物資の輸送に関すること。 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 指定緊急避難場所に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	開発建築指導班 〔開発建築指導課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害建築物の応急危険度判定に関すること。 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関すること。 4 被災者の災害建築物の相談に関すること。 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務局次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関すること。 2 局長の命ずる応急対策に関すること。 3 議会の緊急会議に関すること。 4 議会への情報伝達に関すること（非開示情報を除く）。
教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 関係団体との連絡に関すること。 4 渉外に関すること。 5 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	生涯学習班 〔生涯学習課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 所管に係わる避難所の管理に関すること。 4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	中央公民館班 〔中央公民館長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	中央図書館班 〔中央図書館長〕	
	美術館班 〔美術館長〕	
学校教育部 〔学校教育部長〕 〔学校教育部次長〕	学校管理班 〔学校管理課長〕	1 学校教育部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 災害時の児童、生徒の保健管理に関すること。 5 災害時の応急給食に関すること。 6 学校避難所の開放措置対策に関すること。 7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 8 部内の総合調整に関すること。
	学校教育推進班 〔学校教育推進課〕	1 災害時の教育対策に関すること。 2 被災児童、生徒の調査に関すること。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関すること。 4 児童、生徒の避難計画及び指示に関すること。 5 学校避難所の開放措置対策に関すること。 6 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	教育研修センター班 〔教育研修センター所長〕	1 学校におけるICT環境（情報処理・情報通信技術）整備に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	総合教育支援センター班 〔総合教育支援センター所長〕	1 災害時の児童生徒の心のケアに関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
上下水道部 〔上下水道局長〕 〔上下水道局次長〕	上下水道総務班 〔総務課長〕	1 上下水道局所管施設の災害対策及び被害の総括に関すること。 2 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 県、日本水道協会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 応援職員の受入れに関すること。 6 応急対策のための物品調達に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	経営管理班 〔経営管理課長〕	1 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。
	お客様サービス班 〔お客様サービス課長〕	1 市民との連絡及び相談に関すること。 2 広報車による広報活動に関すること。 3 水道料金の減免に関すること。
	水道施設班 〔水道施設課長〕	1 飲料水の供給確保に関すること。 2 応急給水所等の設置、周知に関すること。 3 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 5 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。
	浄水班 〔浄水課長〕	1 所管施設の被害対策及び災害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
	下水道整備班 〔下水道整備課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 下水道区域の排水対策等に関すること。
	下水道保全班 〔下水道保全課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 下水道区域の排水対策等に関すること。
会計管理部 〔会計管理者〕	会計班 〔会計課長〕	1 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
選挙管理委員会部 〔選挙管理委員会事務局長〕	選挙管理委員会班 〔選挙管理委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
監査委員事務局部 〔監査委員事務局長〕	監査委員事務局班 〔監査委員事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
農業委員会部 〔農業委員会事務局長〕	農業委員会班 〔農業委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 農林部長の要請による農林所管業務の応援協力に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に 関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一 般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 応急対策のための労務供給に関すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との 連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理 に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 20 災害の応急復旧に関すること。 21 災害対策用品及び資材の調達に関すること。 22 消防団との連絡、協議に関すること。 23 建設業者との連絡調整に関すること。 24 避難誘導、救出に関すること。 25 災害地の警備に関すること。 26 飲料水の供給に関すること。 27 行政センター間における対口支援に関すること。
郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害通報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に関 すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の検索に関すること。 6 所管施設の災害対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基 づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45 条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は 他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプ ターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 被災地の警戒に関すること。

10 動員配備の要領

部課長、所長等は、防災活動に必要な要員を平素から把握しておくとともに、時間外の緊急連絡網の整備を図る。

非常時の動員配備は、次による。

- (1) 配備連絡責任者 各課長・行政センター所長
- (2) 対象者 郡山市全職員
- (3) 緊急連絡員 あらかじめ、部、班において定め、緊急連絡を任務とする。
- (4) 配備の連絡

市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等を検討し、必要な防災活動を実施するため、配置編成計画表に定めるところにより、配備範囲を決定し配置連絡責任者に対し命令する。

市長の命令を受けた配置連絡責任者は、職員の配備完了時にその旨市長に報告する。

① 伝達の方法

配備命令伝達の方法は、郡山市災害対策本部規定第18条第2項による。

② 勤務時間外における配備伝達の方法

勤務時間外（休日を含む）における重要な気象情報等は、宿日直員が受領後、防災危機管理課長に伝達し、市長、総務部長（総務部理事）、関係課長、関係機関等に報告・伝達する。その後の配備動員の連絡方法は、市長の指示命令により実施する。なお、各課長、行政センター所長は招集、連絡の方法についてはあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底させる。

③ 災害時における職員の留意事項

ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における、招集方法、配備体制及び自己の任務を充分習熟しておく。自己の任務に関連した災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合でも速やかに定められた部署に参集し、応急措置を講ずるとともに、上司に報告する。

イ 各職員は、異常天候、異常事態を察知した場合には、ラジオ、テレビ等の気象状況に注意する。また、所属長と連絡をとり、その指揮下に入るよう努める。

ウ 発災後は速やかに所属長（所属長と連絡がとれない場合は所属職員）と相互に連絡をとりあい、常に自己の所在を明らかにしておく。

また、所属長は所属職員からの連絡がない場合、所属職員の所在について確認する。

エ 発災後、所属長は、所属職員及びその家族の安否を確認する。

オ 所属職員は、所属長等への連絡の際には、その時点で知り得た被害の状況についても併せて報告し、速やかな情報連絡体制の一助となるよう努める。

カ 行政センターにおいては、必要に応じ行政センター間対口支援体制とし、災害時における円滑な応援体制を構築する。

(5) 保健師の動員配備

被災が市内全域に及ぶ場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。

第3節 水防管理団体（郡山市） 【建設部】

水防管理団体（郡山市）は、水防法第3条の規定に基づき、市における河川の洪水による水害を警戒し、防御するものである。

詳細については、別冊「郡山市水防計画」による。

第4節 郡山市消防団 【総務部】

1 消防計画

（消防団の設置）

郡山市は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第6条に規定する責任を遂行するため、同法第9条に掲げる機関のうち、第1号及び第2号の機関を郡山市、田村市、三春町、小野町の2市2町で構成する郡山地方広域消防組合にその事務を委託し、第3号の機関である消防団を配置して、常備消防の補完と、災害に対し万全の態勢を確立して、郡山市民の生命財産を守り、市民生活の安全確保を図る。

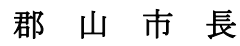
* 名称及び区域

名 称	郡山市消防団
区 域	郡山市全域

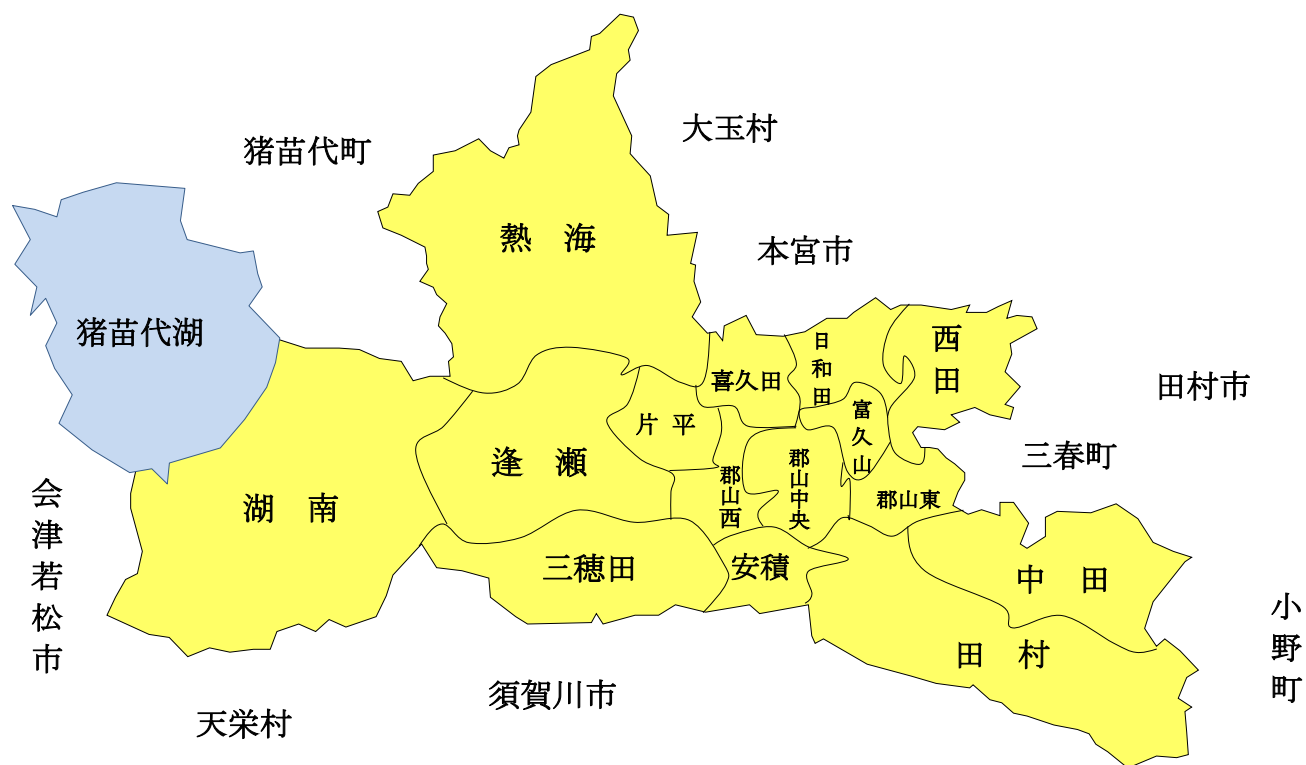
* 郡山市消防団の変遷

S 40. 5. 1	1市11消防団制（市町村合併） 郡山・安積・三穂田・逢瀬・片平・喜久田・日和田・富久山・湖南・熱海・田村
S 40. 8. 1	1市13消防団制 中田・西田
S 42. 5. 1	1市1消防団13地区隊制
S 63. 4. 1	1市1消防団15地区隊制（郡山→郡山中央・郡山東・郡山西）

(1) 事務機構図



(2) 地区隊区割図



(3) 地区隊構成

地 区 隊 名	分 団 数	班 数
団 本 部		
郡 山 中 央	4	8
郡 山 東	4	9
郡 山 西	3	8
安 積	3	8
三 穂 田	3	1 0
逢 瀬	2	8
片 平	2	5
喜 久 田	3	6
日 和 田	4	6
富 久 山	4	8
湖 南	5	1 1
熱 海	4	1 2
田 村	5	1 6
中 田	3	8
西 田	3	8
計	5 2	1 3 1
団 員 数	定 員	2,500

(4) 消防団員の階級別配置（実団員数）

R5.4.1現在

階級 職名 地区隊名	団長	副団長			分団長			副分団長	部長	班長		団員	計
	団長	副団長	本部 部長	地区 隊長	副地区 隊長	地区 部長	分団長	副分 団長	分団 部長	班長	副班長	団員	
団本部	1	2	4							0	0	3	10
郡山中央				1	1	4	4	4	4	8	10	97	133
郡山東				1	1	4	4	4	4	9	12	72	111
郡山西				1	1	4	3	3	3	8	11	54	88
安積				1	1	4	3	3	3	8	11	90	124
三穂田				1	1	4	3	3	3	10	11	103	139
逢瀬				1	1	4	2	2	2	8	8	71	99
片平				1	1	4	2	2	2	5	5	66	88
喜久田				1	1	4	3	3	3	6	7	57	85
日和田				1	1	4	4	4	4	6	9	47	80
富久山				1	1	4	4	4	4	8	8	50	84
湖南				1	1	4	5	5	5	11	17	155	204
熱海				1	1	4	4	4	4	12	16	183	229
田村				1	1	4	5	5	5	16	24	215	276
中田				1	1	4	3	3	3	8	9	119	151
西田				1	1	4	3	3	3	8	12	117	152
合計	1	2	4	15	15	60	52	52	52	131	170	1499	2053

(5) 消防団員の職務

- ・ 消防団長 消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- ・ 副団長 消防団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 本部部長 郡山市消防団の組織等に関する規則第5条第2項に規定する部の事務を分掌し、また、同第3項に規定する部を指導助言する。
- ・ 地区隊長 郡山市消防団の組織等に関する規則第2条に定める管轄区域の地区隊の事務を統括し、所属の地区隊団員を指揮監督する。
- ・ 副地区隊長 地区隊長を補佐し、地区隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 地区隊部長 郡山市消防団の組織等に関する規定第5条第3項に規定する部の事務を分掌する。
- ・ 分団長 上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属の分団団員を指揮する。
- ・ 副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 分団部長 分団本部の庶務を分掌する。
- ・ 班 長 上司の命を受け、所属の班団員を指揮する。
- ・ 副班長 班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 団 員 上司の命を受け、消防団活動に従事する。

3 平常時の事務分掌

- ・ 消防団（消防団本部） (1) 郡山市全域にわたる消防団活動及び消防団員の福利厚生について。
- (地区隊本部) (1) 郡山市消防団の組織等に関する規則第2条に定める管轄区域の予防消防活動について。
- (2) 地区隊管轄区域内諸活動について。
- (4 部) 庶務部
- 本 部 (1) 消防団員の身分に関すること。
- 地区隊 (2) 消防団員の表彰に関すること。
- (3) 消防団事業の計画に関すること。
- (4) 消防団各部の連絡調整に関すること。
- (5) 消防団各分団の連絡調整に関すること。
- (6) その他必要事項
- 警防部
- (1) 消防団の車庫、詰所、火の見やぐら等の、維持管理に関すること。
- (2) 消防団の保有する消防ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプの維持管理に関すること。
- (3) 消防ポンプの運用技術並びに消防技術の習得に関すること。
- (4) 動力消防ポンプの性能検査に関すること。
- (5) その他必要事項

交通部

- (1) 交通法令の周知に関する事。
- (2) 緊急自動車の運用技術の向上に関する事。
- (3) 災害現場付近の交通統制に関する事。
- (4) その他必要な事項

訓練部

- (1) 消防団員の士気高揚に関する事。
- (2) 消防団員の教養訓練に関する事。
- (3) ポンプ操法大会に関する事。
- (4) 団本部ラッパ隊に関する事（本部部長に限る）。
- (5) その他必要な事項

・ 防災危機管理課（防災係）

- (1) 郡山市災害対策本部に関する事。
- (2) 災害対策に関する事。
- (3) 被害報告に関する事。
- (4) 防災気象情報に関する事。
- (5) 災害応援協定に関する事。
- (6) 福島県総合情報通信ネットワークに関する事。
- (7) 郡山市防災情報伝達システムに関する事。
- (8) J - A L E R T に関する事。
- (9) 防災関係施設に関する事。
- (10) 防災資機材及び備蓄品に関する事。
- (11) 避難施設に関する事。
- (12) 災害対策用車両の維持管理に関する事。
- (13) 郡山市防災会議に関する事。
- (14) 郡山市地域防災計画に関する事。
- (15) 郡山市総合防災訓練に関する事。
- (16) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (17) 福島県消防防災ヘリコプターに関する事。
- (18) 阿武隈川流域連絡会に関する事。
- (19) 東日本大震災アーカイブ事業に関する事。
- (20) 郡山市自主防災連絡会に関する事。
- (21) 自主防災組織への補助金に関する事。

（消防係）

- (1) 課内の予算及び経理に関する事。
- (2) 課内の庶務に関する事。
- (3) 郡山市消防団に関する事。
- (4) 団本部、郡山中央、郡山東、郡山西地区隊及び女性班の運営に関する事。
- (5) 福島県消防協会郡山支部に関する事。
- (6) 消防学校校友会郡山支部に関する事。
- (7) 郡山地方広域消防組合に関する事。
- (8) 女性消防協力会に関する事。
- (9) 郡山市13纏会に関する事。
- (10) 消防車庫詰所等に関する事。
- (11) コミュニティ消防センター等に関する事。
- (12) 消防装備及び資機材の整備に関する事。
- (13) 表彰に関する事。
- (14) 消防団員の公務災害に関する事。
- (15) 福祉共済等に関する事。
- (16) 遺族年金に関する事。
- (17) 消防施設等の起債及び補助に関する事。
- (18) ガス事業及び液化石油ガスの保安の確保及び適

正化に関する法律に基づく立入調査等に関すること。

(19) 災害対策用車両の維持管理に関すること。

・ 行政センター

(1) 消防防災に関すること。

(2) 管轄内地区隊の運営に関すること。

第3章

災害予防計画

第3章 災害予防計画

災害発生の未然防止、及び発生した場合の被害を最小限にとどめるための災害対策を総合的かつ円滑に実施することを目的として、迅速な情報収集や職員の参集体制を整備するとともに、防災関係機関との通信手段の確保等をはじめとした防災体制を整備する。また、地域全体の安全確保に結びつく各種の予防計画を作成する。

第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画【総務部】

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市その他防災機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換・連絡体制の明確化などに努める。
- (2) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- (3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分考慮する。

- (1) 災害時における緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (2) 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図るとともに、ウェブサイト等へのアクセスが集中し、閲覧しにくい状況やサーバがダウンすることがないように、負担軽減に向けた対策を実施する。
- (3) 災害時の通信を確保するため、災害対策をした無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (4) 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災政策の積極的な活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図る。

- (5) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート等で発信する災害関連情報等の多様化を積極的に推進するとともに、地図の情報化等による伝達手段の高度化に努める。

3 業務継続性の確保

市は、あらかじめ継続しなければならない市民サービスに重大な影響を与える重要な業務を選定した上で、人材、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため業務継続計画を策定し、毎年継続的に変更・見直しを行い、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下においても、市が行うべき業務継続の実効性を確保する。

4 職員の体制

- (1) 市は、それぞれの部局において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、災害対応の知見を有する防災担当職員の確保、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等に努める。
- (2) 市は、担当部局毎に災害発生時に講ずべき対策等を整理した応急活動のためのマニュアルを各自作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携などについて徹底を図るものとする。災害発生時には、迅速かつ的確に災害応急対策活動を実施するため、令和元年東日本台風を始め過去の災害において、災害対応を検証した結果を踏まえ、特に、総合防災訓練において、災害対策本部各部事務分掌に応じた職員を動員し、実動的な訓練により職員の災害対応能力向上を図る。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携体制を確立する。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

6 防災拠点

- (1) 広域防災拠点

開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び応急対策や復旧活動などの拠点

として活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。

（２） 防災拠点

21世紀記念公園は、災害時の避難場所及び応急対策や復旧活動などを実施するために、各種機能を有する防災公園として整備していることから、災害発生時には防災拠点として活用する。

◇機能

耐震性貯水槽（50t）・備蓄倉庫（111.6㎡）・避難等多目的に利用できる芝生公園（約4,500㎡）・自衛隊等緊急大型車両搬入可能なエントランス（舗装）・火災延焼防止（樹木の配置）・火災消火に利用（水景施設に貯水：一部井戸水使用）

7 避難所等

（１） 避難所等の指定状況

地域防災計画資料編「第3 防災施設・設備 5 避難施設等 （１） 指定避難場所等」による。

（２） 避難所等は、これを災害対策基本法で定める異常な現象の種類（洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。なお、避難所等の標示に当たっては、外国人等を含む要配慮者にも分かりやすいよう、ピクトグラムの活用に努める。

① 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）

ア 設置目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、緊急的に避難をする場所とする。

イ 設定基準

市の指定する避難場所は、原則として各地域の小中学校、高校、大学のグラウンド、大規模公園等で、避難者が一時的に避難するための場所とする。

② 指定一般避難所（以下「一般避難所」という。）

ア 設置目的

発生が想定される災害の規模や影響、人口やその分布状況等を勘案して、災害の危険に伴い避難してきた被災者等を一定期間滞在させる施設とする。

イ 設定基準

小中学校体育館、校舎、地域公民館、高等学校等の公共施設のほか、民間施設等の活用を図ることとし、当該施設のうち倉庫、トイレ、ステージを除くアリーナ部分や集会スペースであり、福島県地域防災計画に記載されている1人当たり占有する面積2平方メートルに加え、通路などの共用部分を考慮し、原則1人当たり3平方メートルを基準とする。

また、感染症のまん延のおそれがある場合には、1人当たり占有する平面4平方メートルに加え、通路などの共用部分を考慮し、原則1人当たり9平方メートルを基準とする。

③ 指定福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）

一般避難所内の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者の健康状態を考慮し、専門的な知識を有する職員等のケアを受けることができる「福祉避難所」の整備を進めることとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

④ その他

一般避難所等のほか、多様な避難について広く検討し、その確保を図る。

また、車両避難については、プライバシー確保の観点等から、車中泊を選択する避難者も想定し、車中避難場所の確保に努めるとともに、車中避難の際のエコノミークラス症候群や熱中症等の対策への周知を図る。

第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設部・消防本部・郡山消防署】

災害応急対策を効果的に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施する。

1 非常招集などの訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

庁内訓練

- (1) 事前配備体制（本部設置前）
- (2) 非常配備体制（第1次配備）（第2次配備）
- (3) 対策本部の設置

2 消防訓練

消防の機能を最大限に発揮させるため、消防活動について、訓練を行う。

- (1) 出動訓練
- (2) 建物火災防ぎょ訓練
- (3) 林野火災防ぎょ訓練
- (4) 飛火警戒訓練
- (5) 特殊災害対応訓練（高圧ガス、危険物、トンネル、NBC災害等）
- (6) 多数傷病者発生対応訓練
- (7) その他必要な訓練

3 水防訓練

「郡山市水防計画」に基づき実施する。

4 非常無線通信訓練

市及び防災関係機関で無線通信設備を備えている機関は、有線通信の途絶に備え、電波法第52条第4号に定める非常通信による情報の収集、伝達の訓練を行う。

5 自主防災組織の育成と防災訓練

防災関係各機関の協力のもとに、自主防災組織、町内会、学校、各種事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自覚の高揚を図る。

また、想定される大地震に対処するためには、自助・共助（互助）による地域住民自らの組織的な防災活動が必要であることから、自主防災組織の育成を積極的に推進し、「自らの地域は自分達で守る」という、共助の仕組み作りを支援し、併せて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成する。

訓練を行うに当たっては、降雨又は積雪等の気象条件のほか、休日、夜間といった実施時

間等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。

なお、地域コミュニティの強化を図り、共助の仕組みづくりに向けて、知恵や経験を生かしまち歩きで現地を確認しながら地区住民が自ら作成する「地区防災マップ」及び災害時に誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかを考え、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動を整理し、協力して防災活動体制を構築するため「地区防災計画」の作成支援を行う。

6 総合防災訓練

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、関係機関及び市民の協力を得ておおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行う。

【訓練種目】

情報収集伝達訓練・緊急広報訓練・災害対策本部（地区本部、現地本部）設置訓練・緊急出動訓練・避難訓練・初期消火訓練・避難所開設訓練・応急給食訓練・放水訓練・応急救護所開設訓練・応急手当訓練・被害状況調査訓練・交通規制訓練・遠距離中継送水訓練・（倒壊建物）救出救助訓練・給水訓練・土砂災害避難（救出）訓練・その他必要と思われる訓練

7 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を定期的実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、市及び防災関係機関等と共同で訓練を行うことや、住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第3節 防災知識普及計画

【総務部・政策開発部・文化スポーツ部・保健福祉部・学校教育部】

防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般市民に対しても常に防災知識の普及に努め、各種防災訓練、出前講座、研修会等の行事を開催するとともに、防災ハンドブック、パンフレット等を作成し、一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図り、防災に関する教育の普及推進に努める。

1 職員に対する防災教育

市職員は平常時より、災害対策業務は通常業務の延長にあるとの認識のもと、過去の災害の教訓を踏まえ、防災に関する意識の向上に努める。

また、市の防災体制や災害応急対策について、研修会、講習会、図上訓練等を適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図る。

(1) 災害の知識等

- ① 風水害及び地震の基礎知識等の習得を図る。
- ② 平常時より各所属において講じるべき防災対策を確認する。
- ③ 災害発生時にとるべき行動に関する知識の普及に努める。
- ④ 災害発生時の職員行動マニュアルの周知徹底を図る。
- ⑤ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の習得を図る。
- ⑥ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識の習得を図る。
- ⑦ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割について確認する。
- ⑧ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題について確認する。

(2) 市の災害応急対策活動

- ① 災害応急対策活動の概要について周知を図る。
- ② 災害時における災害対策本部員の一員としての立場と心構えの周知を図る。
- ③ 各所属における災害時業務行動マニュアルの確認と見直し及び訓練を行う。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努め、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

防災教育に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な

限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

- (1) 学校教育及び社会教育において、学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と向上を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- (2) 市民に対しては日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性と地域の災害リスクを理解し、正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、広報こおりやま、報道関係等を通じて情報提供するとともに必要に応じて、パンフレット、チラシ、各種ハザードマップなどを配布して、防災知識の高揚と災害対応能力の向上を図る。
- (3) 自主防災組織・防災士などの協力を得て、座談会、研修会、講習会を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。
- (4) 各種研修を通して、市民による地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。その際には女性の参画促進に努める。また、取組が継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (5) 市政きらめき出前講座により、災害時の心構え、地域での助け合いの重要性等、防災意識の普及に努める。
- (6) 防災知識の普及に当たり、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が整備されるよう防災と福祉の連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るとともに、被災時の男女や性的マイノリティの違い、男女共同参画の視点等についても十分配慮する。
- (7) 消防本部及び郡山消防署と連携し、同本部防災研修施設を活用した、市民への各種講習会、研修会、訓練等の実施を通して、防災、防火、救急等に関する知識や技術の普及、啓発に努める。
- (8) AED使用を含めた救命技術を広く市民に普及させるため、応急手当普及員を養成し地域や事業所等における普通救命講習の普及を促進する。
- (9) 防災週間や防災関連行事等を通じ、気象警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動、災害時の家庭内の連絡体制の確保及び家庭内での備蓄について普及・啓発に努める。
- (10) 愛護動物（ペット）との同行避難等に対する知識や備えの普及啓発に努める。
- (11) 過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できる方法により公開する。
- (12) 被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得る。
- (13) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が意味を直感的に

理解できるような取組を推進する。

- (14) 災害発生時には、被災地への電話が殺到し、回線が混雑することが予想されることから、災害時の家族や知人との安否確認や避難所等との連絡をスムーズに行うため、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス、災害時音声お届けサービス）の利用について普及・啓発に努める。
- (15) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及・啓発に努める。
- (16) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づき、とられる措置の内容の周知を図る。
- (17) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識の普及に努める。
- (18) 正確な情報の入手方法の啓発を図る。
- (19) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容を周知する。
- (20) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識の普及を図る。
- (21) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識の普及を図る。
- (22) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法の啓発を図る。
- (23) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施を周知する。
- (24) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品を周知する。

第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農林部・建設部】

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に際して、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検し、備蓄できないものについては、業者等と調達について協議し、入手経路を定めるなど入手方法を確立しておく。

さらに、家庭・事業所内備蓄の指導に努め、その調達体制の整備を図る。

1 消防ポンプ車等の整備

危険物貯蔵施設、高層建築物の増加等、都市化の進展に伴う災害の特殊化、大規模化の傾向に対応し、ポンプ車、はしご車、化学車、救急車、照明車、工作車等防災力の増強、近代化を図る。

2 消防用具の整備及び備蓄

危険物施設、高層建築物等の特殊災害に対処するため、泡消火剤、照明機器、通信機器、ガス等の検知器、耐熱防火衣、空気呼吸器、救助・救急用具等の整備備蓄を図る。

3 水防資器材の整備

「郡山市水防計画」の定めるところにより、水防資機材の備蓄整備を図る。

また、令和元年東日本台風災害を踏まえ、消防団が有効かつ効果的に救助活動を行えるよう排水ポンプ・発電機・投光器・救命浮輪等の救助用資機材の整備を図る。

4 除雪用資機材の整備

「除雪事業計画」に基づき、特に積雪深40cmを超える場合の緊急除雪において、湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。

5 公共施設・事業所等における資機材の整備

公共施設・事業所等においては、それぞれの業務の態様に応じ、防災計画、及び関係法令に定めるところにより、消火設備、避難設備の整備、消火剤、その他必要な防災資機材の備蓄を図る。

6 応急物資の備蓄

災害時には、食料、応急資機材、生活必需品等の流通が混乱状態となり、発災直後において一時的に市民の食料、応急資機材、生活必需品等が不足することが予想されるため、災害対策本部におけるそれぞれの事務分掌に応じ、事前に適切な備蓄及び調達方法の確立を図る。

(1) 公的備蓄

市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市防災備蓄計画」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。

(2) 流通備蓄

民間の流通業者等からの物資調達については、在庫等の流通備蓄の活用が可能であり、また、それらの物資の性質上、流通在庫が望ましい物資等については、各業者と事前に必要となる物資に関する「災害時供給協力協定」を締結し、速やかな対応が可能となるよう活用するとともに、新たな協定の締結を推進するなど、その調達体制の充実に努める。

(3) 家庭・事業所内の備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄を促すとともに、事業所等における備蓄についても協力を要請する。

① 市民に対する家庭内備蓄の指導

最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）の確保に努める。

② 事業所に対する備蓄の指導

災害の発生に備え、市内の事業所等における食料、飲料水、生活必需品等の備蓄についてできる限りの協力を要請する。

③ 愛護動物（ペット）を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導

3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努める。

(4) 避難所の良好な生活環境の確保に向けた備蓄

季節による寒暖や、プライバシー等に配慮した備蓄品を購入し、良好な生活環境を図るとともに、非常用電源や情報入手手段（ラジオ等）の確保に努める。

また、ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、感染症対策を踏まえた衛生資材（マスク、エタノール消毒剤、手袋等）、簡易ベッド、パーテーション、寝具などを備蓄し衛生管理に取り組む。

7 防災拠点施設の整備

地域ごとに防災拠点施設を設け、また、市域の各所に計画的に備蓄の基幹施設を設置し、災害用資機材及び備蓄品の増強に努めるとともに、避難施設での応急対応を迅速に行うため、既設公共施設等へ計画的に備蓄を行う。

第5節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画

【総務部・政策開発部・市民部・保健福祉部・産業観光部・農林部】

災害時には、発災直後の初期対応や救出救助等、市民の自発的な防災組織の活動が、被害軽減に大きな役割を果たすことから、市民による団体、組織の活用を図るため、自衛防災の組織化を促進し、災害応急対策の充実を図る。

1 市民相互協力

気候変動の影響等により大規模な災害が頻発する中、行政主導のハード対策とソフト対策には限界があることから、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という「自助」及び「自助を核とした共助」の意識に基づき防災意識を高め、発災時には初期対応や救出救助、避難誘導等を相互に助け合う。

また、災害が発生したときに自分ひとりでは安全な場所に避難することが困難な要支援者について、普段からの声かけ等により、その状況を確認するとともに、実際に災害が発生した場合においては円滑な避難支援が実施できるよう地域における避難支援体制の整備に努める。

2 自主防災組織

自主防災組織はコミュニティ活動を促進し、地域における連帯感の向上を図るとともに、防災活動に取り組む。

- (1) 防災知識の普及・啓発
- (2) 危険箇所や建物、塀等の安全確認
- (3) 避難路、避難場所の確認や防災マップの作成、要支援者の把握
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導、応急処置等、防災訓練の実施
- (5) 防災資機材や備蓄品の管理等

3 市による自主防災組織への支援

- (1) 自主防災組織間の連携を目的とする郡山市自主防災連絡会を通し、情報交換等を行い、連携を強化する。
- (2) 自主防災組織の必要性の啓発を行う。
- (3) 自主防災組織の参加を含む防災訓練を実施し、防災技術の向上を図る。
- (4) 自主防災組織が行う地区の防災訓練等への支援
- (5) 各種助成事業を利用した防災資機材の整備支援
- (6) 防災講演会の実施

4 ボランティア団体

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入

れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

5 中小企業等

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ的確に把握できる体制の整備に努めるものとする。

併せて中小企業等の事業継続計画（BCP）などを通して、自助・共助体制を促進する。

第6節 各種災害予防計画

【総務部・文化スポーツ部・建設部・農林部・都市構想部・教育総務部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】

第1 水 害

水害については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、次の事業及び施設の整備を行う。

1 治 山

荒廃山地の復旧、水源林、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、あわせて災害防止に努める。

災害につながるおそれのある林地の無秩序な開発、土砂採取及び盛土等を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、盛土規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

2 河 川

市内の河川について整備を進めているが、治水施設の整備水準が充分でないことから、次の点について災害防止の強化に努める。

- (1) 災害予防の見地から修繕が必要とされる箇所の整備補修に努める。
- (2) 洪水時の破堤等の危機的状況を回避するため、また災害箇所の緊急復旧工事を素早く行うため、河川防災ステーションの積極的な活用と水防資材の整備点検に努める。
- (3) 水害に強いまちづくりを推進するため、郡山市洪水ハザードマップの周知と活用を図る。
- (4) 洪水被害について災害を未然に防止するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として組織する「流域治水協議会」等を活用し、国、県等の関係機関と密接な連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。

3 水 路

災害予防の見地から既存水路改修による流下能力の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理については、次の点に留意する。

- (1) 内水被害について災害を未然に防止するため、国、県、土地改良区等の関係機関と密接に連携を図り、なお一層の連絡体制の強化を図る。
- (2) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修する。
- (3) 地盤のゆるみ、土砂堆積による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害の未然防止に努める。

- (4) 水路内の、じん芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。また、関係機関、団体及び住民との一致協力体制による、じん芥除去清掃運動を推進する。
- (5) 地震発生時による亀裂、破損箇所の調査を行う。
- (6) 道路や公園等の公共施設の地下に大規模な雨水貯留施設を設置するなど、河川や下水道への雨水流出の負担を軽減するよう努める。
- (7) 住宅地、道路からの排水の流入による安積疏水の浸水被害を防ぐため、排水処理の徹底及び排水接続の正常化を図る。

4 洪水浸水想定区域図の公表と周知

- (1) 平成27年の水防法改正を踏まえ、国はこれまでの洪水浸水想定を見直し、平成28年6月に阿武隈川の洪水浸水想定区域図等（想定最大規模）を公表した。想定最大規模の降雨（1,000年に一度程度の発生確率）により、想定される洪水浸水の範囲と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される範囲を示した家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間も表示している。

また、県は平成30年7月に逢瀬川、令和3年10月5日付けで笹原川及び藤田川、同年11月26日付けで谷田川及び五百川、令和4年9月2日付けで桜川、令和5年7月28日付けで天神川、同年8月18日付けで八島川のこれらの情報により、洪水浸水想定区域図等（想定最大規模）を公表した。

なお、令和2年3月27日付けで阿武隈川の洪水浸水想定区域が変更となった。

これらの情報は、当該区域に居住する市民をはじめとする関係者へ周知し、市民等の主体的な避難の取組を促進する。

- (2) 阿武隈川（阿久津観測所）及び逢瀬川（富田観測所）等の水位を時間経過とともに注視し、避難指示等の適切な判断を行うとともに、河川の水位情報を迅速に市民等へ通知する。

なお、河川の水位は急激に上昇する場合があるため、早めの段階で市民等へ情報を提供し、避難所の開設及び受入れの準備を進める。

- (3) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、市民に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。加えて中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

5 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

- (1) 市は、水防法の規定に基づき、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める。
- (2) 市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時用代表電話

(924-2999)、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により洪水予報等を伝達する。

- (3) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第3章 第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。

6 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起

危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。

第2 風 害

風害を防止し、又は拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等の災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図る。

1 市民への情報伝達体制等の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう情報伝達体制の整備に努める。
- (2) 電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関は、停電又は通信途絶等による社会不安を除去するため、復旧状況や復旧の見通し等の情報について、直接又は報道機関を通して市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等の防災関係機関は、機会あるごとに以下の風害に関する防災知識の普及を図る。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の暴風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び警察は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全確保を図る。

4 建築物等災害予防

防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を図る。

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の風害に対する防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、建築基準等の厳守を指導するとともに、家屋周辺の飛散防止等の安全対策を指導する。
- (3) 風害による停電対策としてコンピュータシステムやデータのバックアップ対策について、企業等の自発的な取組を促進する。

第3 火 災

市及び防災関係機関は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

1 防火意識の高揚と住宅火災の予防対策の指導

市街地の過密化、建築物の高層化、市民生活の多様化等により、火災発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、消防力の強化はもちろん、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。また市民にあっては、一人一人が火災の発生防止、初期消火・通報・避難等について、十分に理解し実践することが最も肝要である。

- (1) 年間春秋2回、全国一斉に実施される火災予防運動の他に、消防本部及び郡山消防署で実施している火災予防運動や、市で実施する防災訓練等を通じ、住宅からの火災防止と被害の軽減を主眼とした消火器具等の取扱い方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果をさらに高めるよう努める。
- (2) 地域住民の自主的な防火活動組織の育成を図るため、地域ぐるみ、市民ぐるみの積極的な取組と、共同連帯意識に基づく組織の中から、市民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 核家族化の進行による高齢者世帯の増加等を考慮し、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に沿った火災予防指導の徹底に努める。

2 防火対象物（多数の者が利用する建築物等）の火災予防

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命危険が特に大きい。このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等、物的面の両面から指導強化を図る。

- (1) 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生の危険と人命の危険を排除するよう努める。
- (2) 防火対象物の防火管理者の選任や、防火管理者の再教育を指導するとともに、消防用設備等の維持管理の徹底を図り、防災管理体制を確立する。
- (3) 建築物の新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築主に対して法令に基づく防火上効果的な指導を行う。

また、法令にそぐわない増改築等を防止して、火災荷重の増加を抑制する指導を行う。

3 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

市、消防本部及び郡山消防署は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消防法に基づき住宅火災の早期避難に有効な「住宅用火災警報器」の早期設置及び電池切れ前の更新について指導する。また、消火器の設置義務がない

事業所等においても、消火器等の積極的な配置について周知啓発を図る。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

市、消防本部及び郡山消防署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を対象に実施し、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

市及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について周知啓発を図る。

4 広域的な応援体制の整備

(1) 広域的な応援体制の整備

市、消防本部及び郡山消防署は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。さらに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防本部が県へ緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、市、消防本部及び郡山消防署間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画を策定する。

5 文化財災害予防対策

災害発生時の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、市、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

(1) 文化財保護思想の普及啓発

文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 建物及び搬出不可能な文化財の対策

文化振興班は関係機関及び所有者等と協議し、適宜、予防査察等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画をたて、施設及び文化財の保全に努めるとともに、迅速に対応できる体制を確立しておく。

(3) 搬出可能な文化財の対策

文化振興班は、所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出の万全に努めるとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておく。

(4) 史跡等の応急対策

史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なることから、生涯学

習班は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把握し、被災時の応急措置が図られるよう計画を立てておく。

(5) 訓練の実施

市、郡山消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練を随時実施する。

第4 雪 害

積雪、又は雪崩による災害を予防するため、次の事業及び対策を行う。

1 雪崩防止施設事業

- (1) 雪崩の発生を一時的に止める柵及び階段工の施工
- (2) 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業
- (3) 冬季間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため道路の構造改良
- (4) 冬季間における交通確保のための除雪路線計画

2 通信施設雪害防止対策

積雪地帯における電柱支線の保全のため、雪害防止に努める。

3 雪崩危険箇所の周知及び危険防止対策

地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、国、県との連絡を密にし、注意標識等を設置し、通行者、又は関係者への周知を図るとともに危険区域を巡視し、雪崩発生予防調査を実施し、危険防止に努める。

第5 凍霜害

凍霜害については、別に定める「郡山市防霜対策本部設置要綱」により行う。

※ 別冊 資料編参照

第6 地震対策

第6章「大規模地震対策計画」による。

第7 道路災害

地震により、道路及び橋梁が破損することは、避難や救助、救急、消火活動、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障となることから、道路管理者は災害時においても道路施設が、その機能を十分発揮できるよう、整備に努める。

1 道路交通情報の充実

道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

2 道路施設の整備

災害により発生が予想される道路の破損については落石、法面崩壊、地すべり等によるものが考えられるが、道路管理者は、これらの箇所について事前に把握するよう努めるとともに、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、災害時において道路が被害を受け、早期回復が困難な場合に対応するため、その迂回路等の確保に努める。

3 橋梁の整備

「道路橋示方書」に基づき、橋梁の耐震点検を実施するとともに、改築、補強等の工事が必要な箇所について事前に把握するよう努めるとともに、被害が想定される箇所で緊急度が高いものから順次、対策を講じる。

また、橋梁の新設については上記示方書に基づき、落橋防止構造を備えた耐震設計を行う。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修、補強等の対策を講じる。

5 交通施設

都市計画街路は、災害時の避難場所となり災害に対しては延焼及び飛火等を防止する防火帯であると同時に消火活動の場でもあり、かつ応急救助活動の交通輸送時として最も重要な施設である。

このため、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、日常の交通安全運動をもって、自然災害における避難及び救助の防災対策とする。

6 救助・救急及び医療（助産）救護

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携協力を努める。

7 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進と技術の習得等に努める。

第8 農業災害

ほ場整備等の農業施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策等を図る。

1 農作物等の現況

(1) 農作物の豊凶は、気象状況によって大きく左右されることから、農業気象情報のうち、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、郡山市防災情報伝達システムを活用し、屋外拡声子局から放送を行うなど、農業従事者等への周知に努める。

(2) 市は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件等に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

2 農地及び農業用施設等の災害予防対策

(1) 洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降水等による農地の侵食対策等、総合的に事業を推進し、被害発生 の未然防止を図る。

(2) 災害等によりため池が決壊し、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある場合、防災重点ため池として選定するとともに、耐震性調査を実施し、必要に応じ、貯水制限等の安全使用に努め、堤体が損傷を受けて決壊しないよう計画的に耐震補強、改修を実施し震災対策を図るほか、危険箇所の早期発見や適正な維持管理等に努める。

3 避難誘導體制の整備

防災上危険と判断される箇所については、避難指示等の情報発信体制や緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊に伴う浸水危険箇所及び避難所等を記載した「郡山市ため池ハザードマップ」を作成、公表し、市民が適切に避難できるよう周知・啓発に努める。

第7節 特殊災害予防計画 【総務部・環境部・消防本部・郡山消防署】**1 危険物等災害予防**

市及び防災関係機関等は、危険物の爆発、火災等による災害を防止するため、次の対策を講じる。

(1) 危険物等の災害予防**① 危険物製造所等の保安対策**

ア 消防本部及び郡山消防署は、危険物製造所等の所有者、管理者に対し、施設、設備の維持管理、予防規程及び自衛防災組織の保安についての指導監督を行う。

イ 消防本部及び郡山消防署は、必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。

ウ 災害協力団体及び防災関係団体は、新しい防災資機材、新技術などの導入を図り、技術の高度化及び効率化を図る。

エ 災害協力団体及び防災関係団体は、高度化された防災資機材などを効率的に使用できる防災要員の育成を図る。

オ 災害協力団体及び防災関係団体は、法令の定めにより危険物取扱者等の責任体制の確立を図る。

カ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

② 危険物輸送対策

ア 消防本部、郡山消防署及び災害協力団体並びに防災関係団体は、危険物を収容した容器や積載方法等の基準厳守の指導を行う。

イ 災害協力団体及び防災関係団体は、危険物移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の安全運転の励行等について指導するとともに、消防本部による立入検査により法令違反車両の是正を図る。

ウ 市及び防災関係機関は、消火薬剤及びオイルフェンス、油処理剤等の資機材の緊急輸送対策、消防機関、関係事業所等における防災資機材の保有状況、化学消防車、その他化学消防施設の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

③ 油流出事故対策

ア 市、消防本部及び郡山消防署は、あらかじめ、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携協力に努める。

イ 市、消防本部及び郡山消防署は、油流出事故時における防除活動において、関係機関等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、その整備に努める。

(2) 高圧ガス災害予防

郡山消防署、災害協力団体及び防災関係機関・団体は、県関係機関及び指定協力機関又は指定地方協力機関の協力を得て、高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他の取扱い並びにボイラー圧力容器の製造、取扱いを指導する

とともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

(3) 火薬類の災害予防

消防本部及び郡山消防署は、県関係機関の協力を得て、火薬類取締法及び郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づく、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを指導することにより、火薬類の災害を防止する。

(4) 有害物質による災害予防

市、災害協力団体及び防災関係団体は、事業活動、事故、又は建築物の損壊等により、流出した特定有害物質、排出された煤煙、又は石綿等により、人体に重大な危害を及ぼすことのないよう次の予防措置を実施する。

① 常時監視

煤煙等による大気の汚染及び著しい水質の悪化に対し、監視装置等により常時監視する。

② 警報等の発令

大気等の汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、県と協議の上、注意報、又は警報を発令する。

③ 協力要請及び勧告

特定有害物質が流出し、又は流出するおそれがあるとき並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定物質、又は煤煙に関係する事業者等に対し、公害関係法令に基づき、排出の防止、又は減少措置について必要に応じ勧告する。

④ 対応資器材の備蓄

事故現場で使用可能な簡易分析用資材及び石綿のばく露を防止するための防じんマスク等を備蓄する。

2 放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関等は、放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い及び放射線発生装置の使用、放射性物質に汚染されたものの廃棄等を行っている事業所等に対して、主に次の事項等についての指導を行い放射性物質に係る災害を防止する。

(1) 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火、又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。

(2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう勧告する。

(3) 放射線障害を受けた者等に対する救出避難等の緊急措置をとる。

(4) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

(5) 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には移動する。

(6) その他必要な予防措置を講じる。

3 放射性物質の輸送時事故対策

(1) 事故の対応

市、消防本部及び郡山消防署は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（生活環境部中間貯蔵・除染対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

- (2) 消防本部及び郡山消防署は放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は放射線防護上必要な情報、助言等の協力により消防活動を実施する。

① 放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合

一般の車両火災、事故等と同様に対処する。

② 放射性物質の漏洩又は漏洩等のおそれがある場合

放射性物質の輸送責任者又は専門家が同行している場合は、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、関係機関と緊密な連携をとり、専門家へ支援を要請するなど放射性物質に留意した消防活動を行う。

- (3) 市、消防本部及び郡山消防署は、放射性物質等による汚染又は汚染拡大の可能性がある場合は、輸送責任者又は専門家から情報を得るとともに、関係機関と連携し汚染の拡大防止に努める。

- (4) 市、消防本部及び郡山消防署は、放射性物質の輸送については、法令によって厳しい規制が実施されていることから、放射性物質の漏洩等が発生しても一般的には住民の避難誘導を必要とする規模のものが発生する可能性は少ないが、万一、避難誘導を必要とする事態が生じた場合は輸送責任者又は専門家、警察機関等と密接な連携を保ちながら対応する。

① 関係者と協議し、避難地区を決定するとともに、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、ふれあいネットワーク、市のウェブサイト、広報車、郡山コミュニティ放送などあらゆる手段により速やかに広報を実施し、適切な避難場所に誘導する。

② 必要に応じ、保健所におけるスクリーニング及び健康相談等を実施する。

- (5) 事故処理の終結

事故処理後は、必要に応じ、国の派遣係官又は専門家が最終モニタリングを行い、汚染のないことを確認し事故の終結とする。

4 地下埋設ガス導管災害予防

市及び防災関係機関は、道路の掘さく、その他の工事等に起因する都市ガス及びその他の可燃性ガス等の導管からのガス漏れによる火災、爆発等の大規模なガス事故の防止を図るため、次の保安対策を講ずる。

- (1) 工事の実施に当たっては、ガス事業者、消費機関等との連絡を密にし、導管の保護方法、埋戻し方法等について協議の上、工事の安全確保に努める。
- (2) 導管を埋設したときは、必ず気密試験を実施し、その位置を明示する等の措置を講ずる。

第8節 土砂災害予防計画 【総務部・建設部・農林部・都市構想部】

市は、土砂災害対策を推進するとともに警戒避難体制を整備し、台風、集中豪雨等による土砂災害被害の防止を図る。

1 土石流対策

県が公表する土石流危険渓流について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかける。

2 急傾斜地崩壊危険区域対策

急傾斜地災害を防止するために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた上で、当該地区への行為の制限、改善等の防災指導を行うよう県に働きかける。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適当なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊防止工事を施工する。

(1) 指定基準(下記の①～③の全てに該当する区域)

- ① 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること
- ② 急傾斜地の高さが5 m以上であること
- ③ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内での行為・建築の制限

- ① 水の放流、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- ② ため池、用水路、その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切り、切土、掘削又は盛土
- ④ 立木等の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ このほか急傾斜地の崩壊を誘発するおそれのある行為

(3) 市における急傾斜地崩壊危険区域

別冊 資料編参照

3 山地災害対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかける。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策

や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。

4 盛土による災害防止対策

市は今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、県と適切な役割分担の下、緊密に連携し速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

5 警戒避難体制

(1) 土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）は、土砂災害の発生により生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域においての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定開発行為の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、施行された。

(2) 土砂災害警戒区域の指定

福島県は、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体制の整備を図る区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域

令和6年4月1日付けの指定状況

○土砂災害警戒区域 456か所

土石流 230か所

急傾斜地の崩壊 223か所

地すべり 3か所

○土砂災害特別警戒区域 409か所

土石流 187か所

急傾斜地の崩壊 222か所

※地区毎の詳細は資料編に掲載し、土砂災害危険箇所は削除する。

(3) 警戒避難体制の整備

市は土砂災害の予防と市民の生命、身体を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ的確に実施するために、土砂災害の恐れのある警戒区域について、警報や土砂災害警戒情報の発表に伴う情報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の整備及び周知に努める。

また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行

えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

① 情報伝達方法

ア 郡山市防災

情報伝達システム（屋外拡声子局）

イ 広報車

ウ 各放送・報道機関との連携

エ ふれあいネットワーク

オ 市のウェブサイト

カ 緊急速報メール

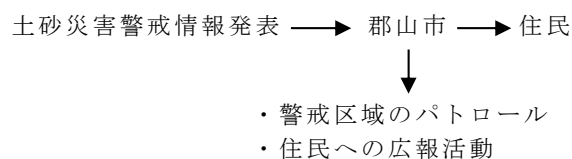
キ SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター））

ク 電話ガイダンス

ケ 防災メールマガジン

コ 避難情報電話配信サービス

【情報伝達系統図】



② 避難場所

避難場所の指定については、地域住民と協議し施設構造や警戒区域を考慮した上で、市があらかじめ指定する。

また、地域住民と連携し必要に応じて見直しを行う。

③ 土砂災害警戒区域等の周知

避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、警戒区域や避難場所等を明記した郡山市土砂災害ハザードマップの周知に努める。

（４） 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

① 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、避難情報等の伝達方法を定める。

② 市は、避難情報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時用代表電話（924-2999）、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により避難情報等を伝達する。

③ 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第３章 第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。

第9節 火山災害予防計画

【総務部・農林部・産業観光部・建設部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】

1 火山地域

本節の対象となる活火山は、安達太良山（1,700m）であり、活動火山対策特別措置法に基づく活動火山対策の総合的な推進を踏まえ、安達太良山火山防災協議会が策定した噴火シナリオや火山ハザードマップ（火山災害予想区域図）を基に被害を想定する。

安達太良山については、大規模な融雪型火山泥流により、熱海、喜久田、日和田地区に多大な被害をもたらすおそれがある。また、火山灰の影響は、安達太良山のほか磐梯山でも、風向きによって、市内全域にわたり影響を受けるおそれがある。

2 過去の被害状況

安達太良山の有史以来の噴火としては、1900年（明治33年）の噴火では、死者72名、負傷者10名の被害があったと記録されている。

3 防災体制の整備

火山現象の規模、又は被害の状況等から災害対策に万全を期するため、必要と認める場合は、「第2章 第2節 郡山市災害対策本部」による災害対策本部又は現地本部等を設置する。なお、災害対策本部の設置に至らない場合には、「第4章 第1節 動員計画」による注意体制、又は警戒体制をもって対応する。

4 噴火警報等の種類及び伝達

県から総合情報通信ネットワーク等により通報される噴火警報等について、必要に応じ関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

（1）火山情報の種類

仙台管区気象台は、安達太良山において火山活動の状況に異常を認めた場合、噴火警報等を発表する。

① 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

② 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

③ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。安達太良山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

④ 噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

⑤ 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑥ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

⑦ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑧ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 安達太良山の噴火警戒レベル表

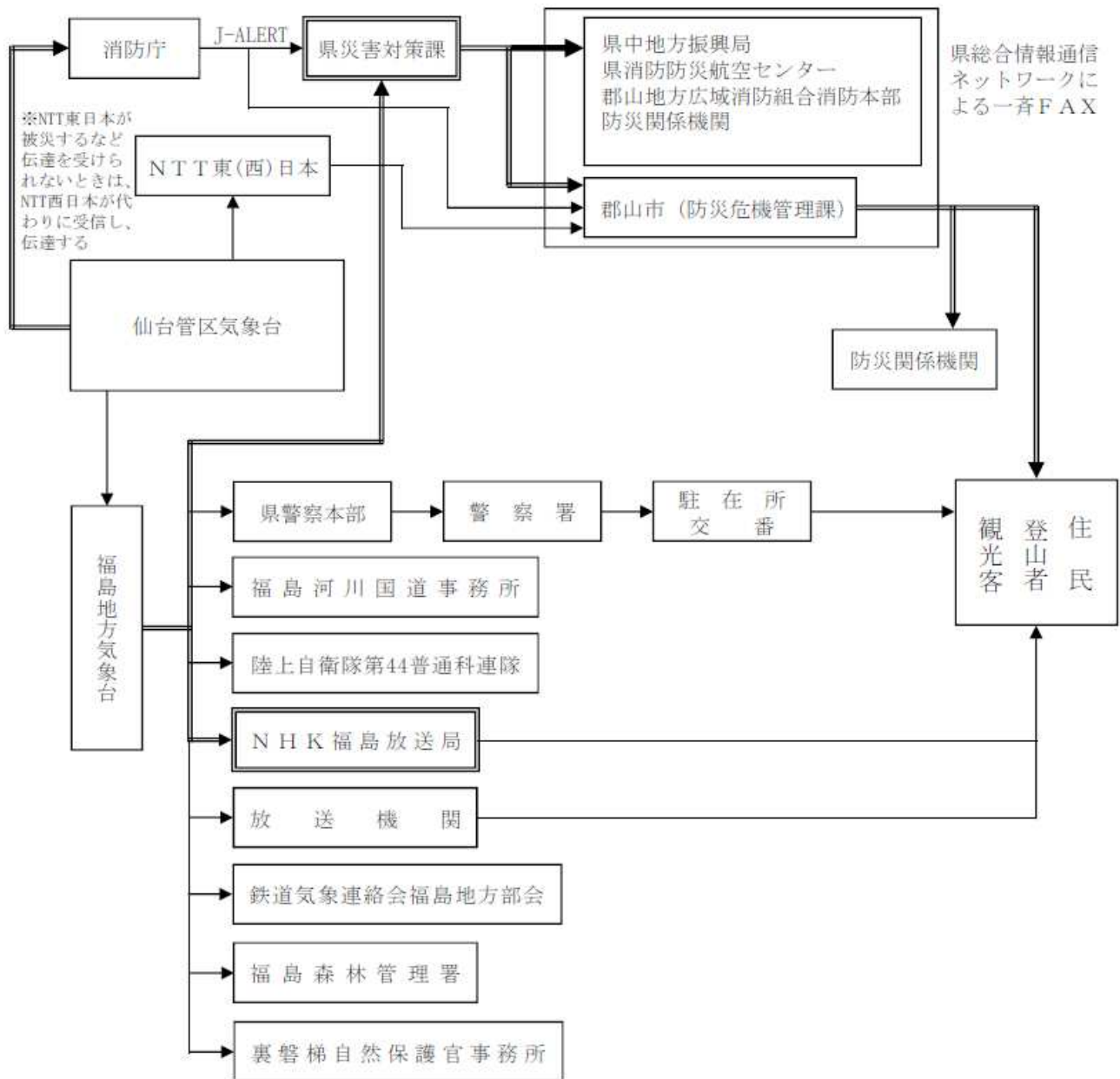
種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報 居住地域）又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	- 火口からおおむね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 - 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要	- 火口からおおむね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 - 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
警戒報	噴火警戒報 火口周辺）又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要	火口からおおむね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制範囲を判断。状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	火口からおおむね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	- 火山活動は静穏。 - 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、又は孤立が想定される集客施設を指す。
居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(3) 噴火警報等の伝達

① 噴火警報等の伝達は次の系統図による。

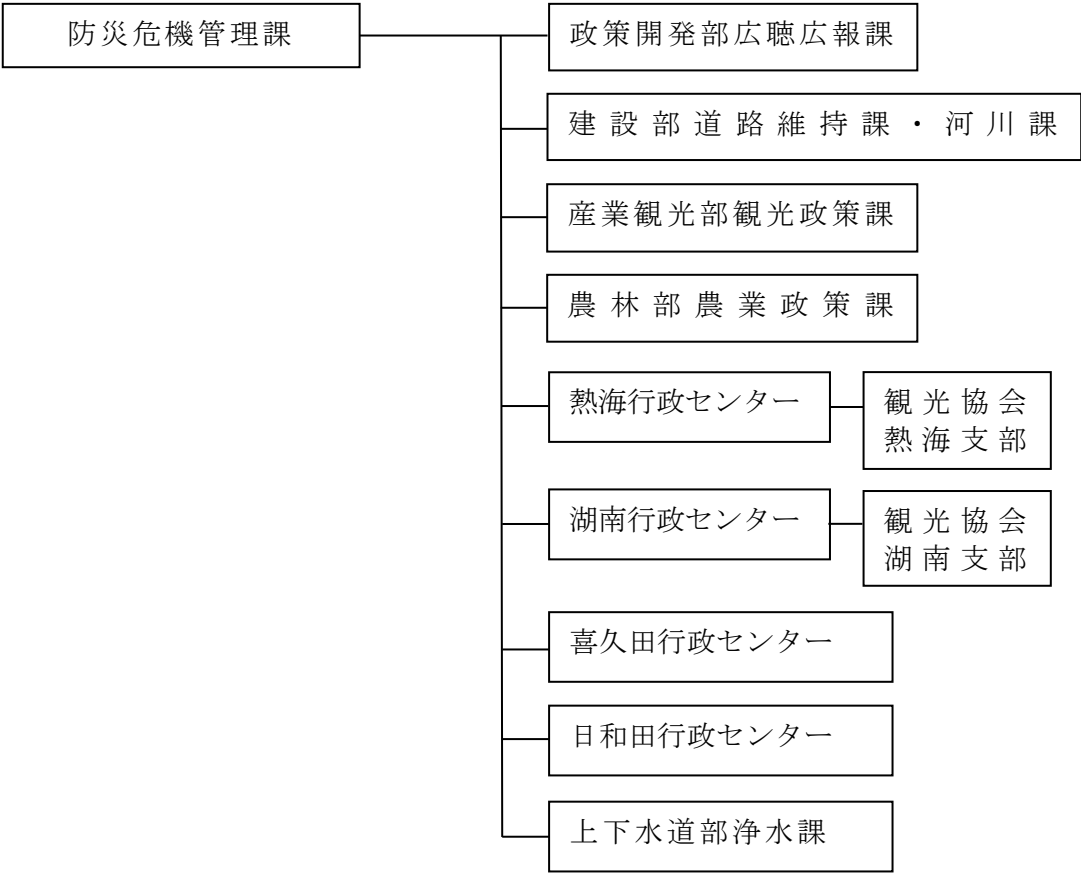


※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

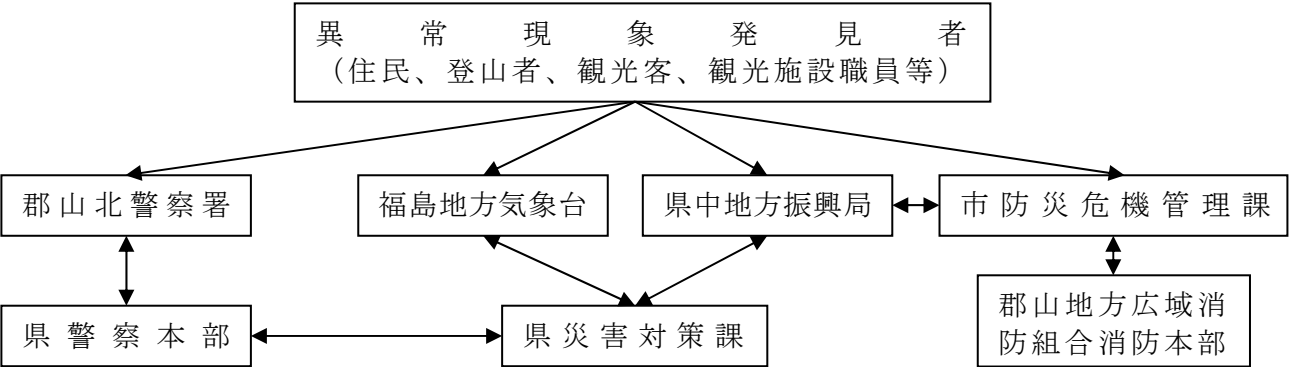
注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

② 庁内の情報の伝達は次の系統図による。



③ 異常現象発見の通報

火山地域及びその周辺地域において火山に関わる異常な現象を発見した者は、日時、場所及び異常な現象等について市防災危機管理課又は警察機関等に通報する。



5 災害予防対策

(1) 観測・監視体制

安達太良山では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁、国土地理院及び東北大学が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。仙台管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を24 時間体制で常時観測・監視している。

(2) 火山防災の啓発

安達太良山火山防災マップ（2016年改訂版）等を活用し、安達太良山が活火山であることや火山活動の状況等の情報について、チラシ・ポスター等の啓発素材や各種広報媒体を活用し、住民や登山者等への啓発に努める。また、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設や宿泊施設等において、火山防災に係る情報発信の推進を図る。

特に、災害対策基本法第54条に基づき異常現象を発見した場合の通報義務についても啓発を図る。

(3) 火山防災マップ

県及び関係市町村や関係機関と連携し、過去の噴火状況に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するため、被害規模が一番大きい融雪型火山泥流の影響範囲を火山防災マップに掲載する。また、今後、必要に応じて修正を加える。

(4) 規制看板

火山活動が活発化し、噴火警戒レベル2 以上になった場合は、母成登山口及び石筵登山口等規制看板の設置箇所は地域防災計画資料編のとおりで、規制内容・理由等を表示し注意喚起する。

(5) 避難場所及び避難経路

安達太良山が噴火した場合、直接的な影響を受ける熱海地区、喜久田地区及び日和田地区の避難場所（避難所）及び避難経路は、郡山市地域防災計画（資料編）第1 自然災害の3 火山及び安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画（令和元年（2019 年）9 月 安達太良山火山防災協議会策定）に記載しているとおりである。

(6) 訓練

福島県及び市で計画する火山災害の軽減を図るため、実動訓練、図上訓練、通信訓練に積極的に参加し、火山防災の情報伝達能力や判断力の向上及び住民や登山者の適切な避難誘導の方法を確認する。

(7) 危険物施設及び毒劇物等を貯蔵する工場への注意喚起

危険物又は毒劇物を貯蔵している事業所に対し、浸水による流出を防ぐ対策について指導強化する。

(8) その他

磐梯山が大規模噴火した場合、猪苗代町の町民の一部を避難者として受け入れる広域避難における協定を平成29年12月21日に締結している。

第10節 原子力災害予防計画 【総務部・環境部・保健福祉部】

市は、原発事故による原子力災害の発生による市民の健康被害を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 情報の収集

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所のほか、全国の原子力発電所の状況、市内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視し、事故の兆候がないか常に確認できる体制を整備する。

2 災害発生時の対応体制の構築

災害発生時に迅速で正確な対応を行うため、本市の関係部局間及び関係機関への連絡体制を構築する。

3 放射線に関する学習機会の提供

原子力災害が発生した場合であっても市民が正確な知識に基づいて冷静に対応することは極めて重要であることから、平常時において放射線に係る有識者による専門的見地からの助言を得ながら、教職員や小中学生等をはじめ、広く市民に対し放射性物質や放射線、健康管理等に関する学習機会の提供を行う。

4 避難元市町村との連携

県内外にある原子力発電所のPAZ（予防的防護措置を準備する区域：おおむね5km圏）及びUPZ（緊急時防護措置を準備する区域：おおむね30km圏）内において、住民の域内を越えた広域避難が必要となった場合、災害対策基本法（第86条の7及び第86条の8）に基づき、避難者の一時的な滞在について、避難元市町村長から（県外の場合は県知事を通じて）避難者受入れの協議があったときは、被災住民を受け入れることとなる。

域内住民の円滑な避難と避難生活中の地域コミュニティ維持を図るため、可能な限り同一の地域コミュニティ単位（町内会等）で避難ができるよう、あらかじめ受入施設の選定及び避難中継所の設定について、避難元市町村と調整しておくものとする。

県内については、「福島県原子力災害広域避難計画」（平成28年12月修正）に基づき、原子力災害発生時には原子力発電所関係周辺市町村の住民が本市に避難する可能性があることから、平常時からこれら市町村と連携を深めておくとともに、県等が実施する広域避難訓練に可能な範囲で協力する。

また、本県以外で原子力災害が発生した場合の本市への避難者受入についても、双方の県等が定める広域避難対策を踏まえ、あらかじめ避難元市町村と協定を締結しておくものとする。

なお、平成29年8月には、本市を含む福島県内17の市町村と茨城県日立市との間で協定を締結し、原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関して、受入体制を整備した。

第11節 要配慮者支援計画 【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部】

市は、要配慮者が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に避難を行うことができるよう、次のとおり体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市において、災害発生時に備え、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者として、次の要件のいずれかを満たした市民等を掲載した避難行動要支援者名簿（以下、この項目において「名簿」という。）を作成し、名簿は定期的に見直す。

また、作成した名簿は市が保管管理するとともに、名簿情報の外部提供に同意があった者については、地域支援等関係者に提供し、災害発生時の安否確認や避難支援に役立てる。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（1）名簿掲載要件

- ① 75歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定3～5を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている者
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている者
- ⑥ その他支援が必要と認められる者

（2）名簿に掲載する事項

名簿には、要支援者の氏名、住所、緊急時の連絡先のほか、町内会、自主防災組織、民生委員その他要支援者が生活する地域において支援を行う者等を記載する。

（3）名簿情報の提供

災害発生時等急を要する場合において、市は、名簿情報の外部提供に関する同意の有無に関わらず、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防署及び警察署等の「避難支援等関係者」に必要な範囲で名簿情報を提供し、安否確認等に役立てることとする。平常時においては、事前に外部提供に同意した者について提供を行う。提供に当たっては、名簿情報の取扱について十分に注意喚起を行う。

（4）名簿の活用

災害発生時等においては、名簿や地域の防災マップ等を活用し、避難指示等が発令される前の避難開始や、災害発生後の安否確認に役立てる。

避難支援等関係者のうち、町内会、自主防災組織等地域の団体においては、名簿に基づき平常時から要支援者への声掛け等を積極的に行うほか、名簿を活用し避難所や避難経路の確認、地域の防災マップ作成等を実施するよう努める。

（5）地域支援者等の安全確保

災害発生時において、近隣協力者や避難支援等関係者が要支援者の安否確認や避難誘導等を行う場合は、自らの安全確保を第一に行う。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 施設等の整備

社会福祉施設等の利用者は、その多くが要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時において移動等の問題などから「要配慮者」となる。

社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの安全性を高めるために必要な整備に努める。

(2) 組織体制及び緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備、食料の備蓄等

施設等管理者は、防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療・福祉施設においては、施設の非常用電源等の整備に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的に実施する。

3 在宅者に対する対策

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

4 個別避難計画の策定

(1) 個別避難計画の作成

市は、地域におけるハザードの状況、要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。

また、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防署及び警察署等の避難支援等に携

わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

(2) 個別避難計画の活用

個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(3) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

5 外国人住民等に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人住民等も要配慮者として位置付け、外国語による防災情報の周知など、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう多言語化等の環境整備に努める。

6 避難所における要配慮者支援

(1) 避難所における物理的障壁の除去

避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。

しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の指定

避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画

【総務部・保健福祉部・こども部・建設部・学校教育部】

1 背景

要配慮者利用施設における利用者の避難体制の確保については、これまでも各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により、災害時の避難行動や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。

また、市町村地域防災計画に定められた、洪水等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設については、施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施に関して、努力義務が課されていた。

このような中、平成28年8月の台風第10号による豪雨により、岩手県の小本川が氾濫し、高齢者施設において多数の利用者が犠牲となった。これを受け、国では、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難対策について、専門家を交えて協議が重ねられてきた。

その結果、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、利用者の避難体制の更なる強化が図られることとなった。

2 対象となる施設

洪水等の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、郡山市地域防災計画（資料編）にその名称及び所在地を定めた施設とする。

また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。

なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直す。

3 施設所有者又は管理者の事務

（1）避難確保計画の作成

対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画の作成と市への計画作成報告が義務づけられている。

この計画の作成に当たっては、施設の種別や利用状況及び立地条件等の実態に即した内容とし、既に消防計画や各種災害対策計画を策定している場合は、その計画に洪水時等の避難確保計画の項目を追加することでも足りる。

（2）避難確保計画に基づく避難訓練の実施

避難確保計画を作成した対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、当該計画に基づいた避難訓練の実施が義務づけられている。

避難訓練の具体的な内容は、各避難確保計画によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うとともに、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするため、対象施設の職員による机上訓練のみならず、施設の状況も踏まえ、できる限り利用者也参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

(3) 自衛水防組織の設置及び設置した場合の市への報告

対象施設の所有者又は管理者は、水防法の定めるところにより、自衛水防組織の設置に努めるものとされている。当該組織を設置したときは、統括管理者を置くとともに、編成及び構成員等に関して、市への報告が義務づけられている。

4 市の事務

(1) 避難確保計画の作成促進

市長は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに地域防災計画に位置づける際などに水害又は土砂災害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことに努めるものとする。

また、市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成支援を行うとともに、その作成状況の確認に努める。

(2) 避難確保計画の作成指示等

市長は、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、対象施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる。

また、正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

5 避難確保計画の構成

(1) 防災体制、情報の収集・伝達

洪水予報又は土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制、警戒レベル

3 高齢者等避難の発令で要配慮者の避難誘導を行う体制等

(2) 避難誘導

避難の実効性が確保された避難先の設定、リスク情報を踏まえた避難誘導等

(3) 施設整備

施設内での滞在に必要な物資の確保等

(4) 教育・訓練

適切な時期に必要な教育・訓練の実施等

(5) 自衛水防組織

自衛水防組織が設置されている場合、その統括管理者及び業務内容等

第13節 タイムライン（事前防災行動計画） 【各部・消防本部・郡山消防署】

1 概 要

タイムラインとは、災害時に起こりうる状況をあらかじめ想定し共有するため、時系列で市及び防災関係機関等が取り組むべき防災行動をまとめたものであり、「いつ」「誰が」「何を」実施するか、それぞれの役割を明確にすることにより、迅速な防災行動につなげるとともに災害対応力の向上及び被害の軽減等を図ることを目的とする。

2 活 用

- (1) 早めの行動や情報発信により、その後の対応における時間的余裕と安心に繋げる。
- (2) チェックリストとして行動の漏れを防ぐとともに、担当者の意思決定ツールとして活用する。
- (3) 河川管理者及び気象台からのより詳細な情報を関係機関と共有する。
- (4) 台風や前線などの事前予測が可能な事象に対し、大規模水害の発生前から迅速かつ適確に対応する。
- (5) 大規模水害時の庁内部局や外部の関係機関等の役割・行動を明確にし、市民の迅速な避難誘導や円滑な指定避難所の開設等を行う。

3 郡山市タイムライン

水防災意識社会再構築ビジョンを推進する国土交通省（福島河川国道事務所）の指導のもと、近年激甚化する水害に備え、台風や前線の接近に伴う阿武隈川版の「郡山市タイムライン」を平成28年2月に策定した。

その後、より詳細な行動計画となるよう見直しと修正を加え、市関係部局及び関係機関団体の役割等を明確化した「郡山市タイムライン（詳細版）」を平成30年6月に施行した。

また、令和3年5月20日に改正された災害対策基本法が施行され、市町村が発令する避難情報が変更された。これまでの「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、今後は「避難指示」のみとなったことから、「郡山市タイムライン（詳細版）」を令和3年9月に改訂した。これに加え、県管理河川のうち、逢瀬川、谷田川、笹原川及び藤田川のタイムラインを令和5年3月に策定した。

今後も、台風や前線が接近した際、このタイムラインに基づいた行動について、その効果を検証するなど、必要に応じて随時見直しや検討を行う。

第4章

災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

市及び防災関係機関は、地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の防ぎよ、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、法令や防災計画並びに当該関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

この場合において、市及びそれぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動を連携して行う。

第1節 動員計画 【各部】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。

なお、消防本部及び郡山消防署にあっては、郡山地方広域消防組合警防規程による。

1 配備体制

災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（第1・2次非常配備）とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

なお、1日三交代を基本とし、職員配備に際しローテーション等に配慮する。

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	1 各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 洪水注意報 (5) 大雪注意報 2 その他、特に総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
	タスクフォース 1 各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長（総務部理事）、建設部長と協議の上、必要に応じ招集する。 (1) 局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。 (2) 今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。	近年の局地的に短期間での非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。（防災危機管理班、保健所班、農地班、道路維持班、河川班、上下水道総務班、下水道保全班）
警 戒 体 制	1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 噴火警報 2 その他、特に総務部長（総務部理事）が、必要と認めたとき。	注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

第一次非常 非常体制 配備)	1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。
第二次非常 非常体制 配備)	1 市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。
備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。		

2 活動要領

(1) 注意体制（本部設置前）

注意体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ① 防災危機管理班長は、市域に気象注意報が発せられ、これらによる異常自然現象による災害、その他の災害の発生又は発生のおそれがあるとき、県及び関係機関と連絡を取り、気象、その他災害に関する情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
- ② 河川班長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係先から収集する。
- ③ 市長は必要に応じ、関係部長を招集し、相互に情報を交換して客観的な情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- ④ 注意体制につく職員は、防災危機管理課又は所定の場所に待機する。
- ⑤ 注意体制下の班長は、防災危機管理班長、道路維持班長、河川班長、下水道保全班長、農地班長及び保健所班長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- ⑥ 注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表により配置し、指揮は総務部長（総務部理事）が執る。ただし、タスクフォース体制においては、防災危機管理班長が指揮を執る。

(2) 警戒体制（本部設置前）

市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な災害発生のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係部・班は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、災害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。

総務部長（総務部理事）は情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。
指揮は、総務部長（総務部理事）が執る。

(3) 非常体制（本部設置後）

① 第1次非常配備

本部設置時に、あらかじめ定める非常活動に必要な人員をもって、災害応急対策を実施する。

ア 第1次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始する。

本部設置場所は、本部長が指定する第2章第2節3「本部設置場所」に記載のある場所に開設する。

イ 各部の長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ 事務局長は、関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要に応じて、本部長に報告する。

エ 事務局長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

オ 各部の長は、次の措置をとり、随時その状況を、本部長に報告する。

（ア）状況を、関係各班の職員に徹底させ、必要な人員を配置する。

(イ) 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地へ配置する。

(ウ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

カ 本部長は必要に応じ、災害対策本部会議を招集する。

② 第2次非常配備

災害の状況に対応し、市の総力をあげて、災害応急対策を実施する体制とする。

非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。

〔1－1〕 注意体制配備編成計画表

所 属	配 備（人数）	所 管 事 務
総 務 部	防災危機管理班 4	1 情報の収集及び伝達に関すること。
建 設 部	河川班 4	2 各部との連絡調整に関すること。
	道路維持班 4	3 事務局、本部設置の準備に関すること。
上 下 水 道 部	下水道保全班 4	4 被害状況に関すること。
		5 応急対策に関すること。
環 境 部	環境政策班 2	1 情報の収集に関すること。
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 2	2 被害状況に関すること。
農 林 部	農業政策班 2	3 応急対策に関すること。
税 務 部	市民税班 2	
市 民 部	市民・NPO活動推進班 2	
上 下 水 道 部	上下水道総務班 2	
行 政 セ ン タ ー	行政センター班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。
		2 被害状況の収集に関すること。
		3 応急対策に関すること。
		4 地区本部設置の準備に関すること。
消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合 及び警防規程による。	1 情報の収集及び伝達に関すること。
		2 被害状況の収集に関すること。
		3 応急対策に関すること。

（注） 各部長及び行政センター所長は、災害の状況等により、配備人員を必要に応じて増減することができる。

〔1－2〕 注意体制（タスクフォース）配備編成計画表

所 属	配 備（人数）	所 管 事 務
総 務 部	防災危機管理班 2	1 情報の収集及び伝達に関すること。
保 健 福 祉 部	保健所班 2	2 各部との連絡調整に関すること。
農 林 部	農地班 2	3 被害状況に関すること。
建 設 部	道路維持班 2	4 応急対策に関すること。
	河川班 2	5 衛生対策に関すること。
上 下 水 道 部	上下水道総務班 2	6 災害対策本部及び事務局の準備に関するこ
	下水道保全班 2	と。
	※必要に応じて関係各 課に対して、動員配備 を行う。	

（注） 各配備責任者は各課長又は課長補佐とし各配備班には係長職にある者を含め2名程度とする。

[2]警戒体制配備編成計画表

所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務
総 務 部	総務法務班 4 秘書班 2 人事班 3 職員厚生班 2 防災危機管理班 全員 行政マネジメント班 2	分掌事務に関すること。
政 策 開 発 部	政策開発班 3 政策統計班 2 D X 戦略班 2 広聴広報班 3	
財 務 部	財政班 3 公有資産マネジメント班 2 契約検査班 2	
税 務 部	市民税班 3 資産税班 2 収納班 2	
市 民 部	市民・N P O活動推進班 3 男女共同参画班 2 国民健康保険班 2 国保税収納班 2 市民班 2 マイナンバー活用班 2 セーフコミュニティ班 2	
文化スポーツ部	文化振興班 3 郡山市歴史情報博物館準備班 2 スポーツ振興班 2 国際政策班 2	
環 境 部	環境政策班 3 5 R 推進班 2 資源循環班 2 環境保全センター班 2	

所 属	配 備（人数）	所 管 事 務
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 4 生活支援班 2 障がい福祉班 2 健康長寿班 2 地域包括ケア推進班 2 介護保険班 2 保健所班 2	分掌事務に関すること。
こ ども 部	こども総務企画班 3 子育て給付班 2 こども家庭班 2 保育班 2	
農 林 部	農業政策班 3 園芸畜産振興班 2 農地班 2 林業振興班 2 総合地方卸売市場管理事務所班 2	
産 業 観 光 部	産業雇用政策班 3 観光政策班 2 産業創出班 2	
建 設 部	道路建設班 3 道路維持班 全員 河川班 全員 建築班 2 住宅政策班 2	
都 市 構 想 部	都市政策班 3 総合交通政策班 2 区画整理班 2 公園緑地班 2 開発建築指導班 2	
議 会 部	総務議事班 2	

所 属	配 備（人数）	所 管 事 務
教 育 総 務 部	教育総務班 3	分掌事務に関すること。
	生涯学習班 2	
	中央公民館班 2	
	中央図書館班 2	
	美術館班 2	
学 校 教 育 部	学校管理班 3	
	学校教育推進班 2	
	教育研修センター班 2	
	総合教育支援センター班 2	
上 下 水 道 部	上下水道総務班 3	
	経営管理班 2	
	お客様サービス班 2	
	水道施設班 2	
	浄水班 2	
	下水道整備班 2	
	下水道保全班 全員	
会 計 管 理 部	会計班 3	
行 政 セ ン タ ー	行政センター班 5	
消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。	
(注) 各部長及び各行政センター所長は、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配備人数を必要に応じて増減することができる。		

〔3〕非常体制配備編成計画表

部	班 名	第一次非常配備	第二次非常配備
総 務 部	総務法務班	半 数	全 員
	秘書班	半 数	全 員
	人事班	半 数	全 員
	職員厚生班	半 数	全 員
	防災危機管理班	全 員	全 員
	行政マネジメント班	半 数	全 員
政 策 開 発 部	政策開発班	半 数	全 員
	政策統計班	半 数	全 員
	D X戦略班	半 数	全 員
	広聴広報班	半 数	全 員
財 務 部	財政班	半 数	全 員
	公有資産マネジメント班	半 数	全 員
	契約検査班	半 数	全 員
税 務 部	市民税班	半 数	全 員
	資産税班	半 数	全 員
	収納班	半 数	全 員
市 民 部	市民・N P O活動推進班	半 数	全 員
	男女共同参画班	半 数	全 員
	国民健康保険班	半 数	全 員
	国保税収納班	半 数	全 員
	市民班	半 数	全 員
	マイナンバー活用班	半 数	全 員
	セーフコミュニティ班	半 数	全 員
文 化 ス ポ ー ツ 部	文化振興班	半 数	全 員
	郡山市歴史情報博物館準備班	半 数	全 員
	スポーツ振興班	半 数	全 員
	国際政策班	半 数	全 員
環 境 部	環境政策班	半 数	全 員
	5 R推進班	半 数	全 員
	資源循環班	半 数	全 員
	環境保全センター班	半 数	全 員

部	班 名	第一次非常配備		第二次非常配備	
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班	半	数	全	員
	生活支援班	半	数	全	員
	障がい福祉班	半	数	全	員
	健康長寿班	半	数	全	員
	地域包括ケア推進班	半	数	全	員
	介護保険班	半	数	全	員
	保健所班	半	数	全	員
こ ど も 部	こども総務企画班	半	数	全	員
	子育て給付班	半	数	全	員
	こども家庭班	半	数	全	員
	保育班	半	数	全	員
農 林 部	農業政策班	半	数	全	員
	園芸畜産振興班	半	数	全	員
	農地班	半	数	全	員
	林業振興班	半	数	全	員
	総合地方卸売市場管理事務所班	半	数	全	員
産 業 観 光 部	産業雇用政策班	半	数	全	員
	観光政策班	半	数	全	員
	産業創出班	半	数	全	員
建 設 部	道路建設班	半	数	全	員
	道路維持班	全	員	全	員
	河川班	全	員	全	員
	建築班	半	数	全	員
	住宅政策班	半	数	全	員
都 市 構 想 部	都市政策班	半	数	全	員
	総合交通政策班	半	数	全	員
	区画整理班	半	数	全	員
	公園緑地班	半	数	全	員
	開発建築指導班	半	数	全	員
議 会 部	総務議事班	半	数	全	員
教 育 総 務 部	教育総務班	半	数	全	員
	生涯学習班	半	数	全	員
	中央公民館班	半	数	全	員
	中央図書館班	半	数	全	員
	美術館班	半	数	全	員

部	班 名	第一次非常配備	第二次非常配備
学 校 教 育 部	学校管理班	半 数	全 員
	学校教育推進班	半 数	全 員
	教育研修センター班	半 数	全 員
	総合教育支援センター班	半 数	全 員
上 下 水 道 部	上下水道総務班	全 員	全 員
	経営管理班	半 数	全 員
	お客様サービス班	半 数	全 員
	水道施設班	半 数	全 員
	浄水班	半 数	全 員
	下水道整備班	半 数	全 員
	下水道保全班	全 員	全 員
会 計 管 理 部	会計班	半 数	全 員
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半 数	全 員
監査委員事務局部	監査委員事務局班	半 数	全 員
農 業 委 員 会 部	農業委員会班	半 数	全 員
行 政 セ ン タ ー	行政センター班	半 数	全 員
消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。		

※ 班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め、名簿、体制を整理しておく。

また、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配置人数を必要に応じて増減することができる。

3 職員の動員配備

(1) 勤務時間内の動員配備

- ① 各部の長は、配備の指示を受けた時は、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従い、班員を招集し、防災活動を実施する。
- ② 配備についての班員は、上司の命に従い、防災活動を実施する。

(2) 勤務時間外の動員配備

- ① 各部の長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、災害に対処する。
- ② 伝達責任者、伝達副責任者及び班員は、常に伝達先を把握しておく。
- ③ 各部の長は、本部長から動員に関し、命令されたときは、迅速、かつ明確に伝達責任者に伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。
- ④ 職員は、気象状況から、明らかに災害の発生が予想される時及び災害発生の記事に接し、職員の動員配備が予想される時は、自ら上司と連絡をとって、上司の指示に従う。また、自らの判断で所定の場所に参集する。
- ⑤ 夜間における宿直警備員は、非常配備に該当する警報等を受けた時は直ちに防災危機管理班長にその旨を報告し、指示を受ける。

4 災害時における職員の服務心得

(1) 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くす。

(2) 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って、防災並びに救助及び応急復旧活動に従事する。勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法により、直ちに参集し配備につく。なお、遠隔地にいる等特別な事情により参集が困難な場合には、その旨を所属長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。

(3) 服務の厳正

災害時は、特に果敢即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期す。

(4) 担当業務の的確な履行

災害時における各部署の担当業務は、的確、かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理し、また各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たる。

(5) 被災者に対する応接には、迅速、かつ懇切に接するよう心掛ける。

5 消防団員の動員

(1) 動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全地区隊に対し、次により命令する。

- ① 動員を要する地区隊、分団名
- ② 動員の規模
- ③ 応急復旧活動内容及び場所

- ④ 装具等
- ⑤ 集合時間及び場所
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 動員の規模、能力については、第4章第5節「消防計画」による。

6 他の防災機関による資機材及び要員の確保

災害の規模等により、災害対策本部の資機材及び人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次により措置する。

(1) 車両、作業機械等の確保に係わる協力要請

災害時相互応援協定締結業者のほか、市の登録業者に依頼する。

(2) 相互応援協定の活用

災害発生時には、本市だけで災害対策を実施することが困難になる状況も想定されることから、締結している相互応援協定を活用し、他自治体と連携して対応する。

① 須賀川市、白河市（昭和43年7月30日締結）

火災、その他の災害が発生した場合、消防力を相互に活用する。

② 会津若松市（平成2年6月25日締結）

火災、水害、その他の非常事態、又は猪苗代湖における水難が発生した場合、消防力を相互に活用する。

③ 郡山地方広域消防組合管内市町（平成17年6月16日締結）

火災、水害、震災、その他の災害が発生した場合、相互に消防力の活用並びに医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

④ 宇都宮市・奈良市（平成8年9月25日・26日締結）

大規模な災害が発生した場合、医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

⑤ 郡山市内郵便局等（平成9年8月26日締結）

大規模な災害が発生した場合、それぞれが実施する災害応急対策に関し相互に協力しあう。

⑥ 中核市（平成9年12月22日締結）

全国の中核市の市域において災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分な応急措置ができない場合、被害を受けてない市が友愛的精神に基づき相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

⑦ 磐越道都市交流会議加盟市町村（平成10年5月21日締結）

磐越自動車道沿線都市交流会議の加盟市町村の区域内に災害が発生し、当該市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合に、加盟市町村が相互応援を行う。

⑧ 本宮市・大玉村（平成19年7月3日締結）

火災、水害、震災、その他の災害が発生した場合、相互に消防力の活用並びに医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

⑨ 鳥取市（平成21年5月22日締結）

大規模な災害が発生し、被災市において十分な応急措置が実施できない場合、被害を受けていない市が友愛精神に基づき、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

⑩ 郡山地方広域消防組合の相互応援協定

ア 須賀川地方広域消防組合・白河地方広域市町村圏整備組合・双葉地方広域市町村圏組合・安達地方広域行政組合（昭和48年12月1日締結）

火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

イ 会津若松地方広域市町村圏整備組合（昭和49年1月1日締結）

火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

ウ いわき市（昭和49年8月6日締結）

火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

エ 福島県広域消防相互応援協定（平成9年12月26日締結）

大規模又は特殊な災害に消防部隊の応援出動を行う。

（3）（こおりやま広域）連携中枢都市圏形成に係る連携協約

（平成31年1月23日※二本松市は令和元年10月18日、磐梯町は令和4年2月7日）

① 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組として、災害対策・住民の安全安心の確保を図る。

② 大規模災害時等における市町村域を超えた広域避難や被災市町村への災害派遣等の相互応援体制の確保など職員や自主防災組織等の相互交流等による防災体制の充実に取り組む。

（4）生活必需物資の協力要請

災害時相互応援協定締結業者に依頼する。

（5）緊急車両の燃料確保に関する協力要請

災害時相互応援協定締結業者に依頼する。

（6）防災関係機関への応援要請

① 応援の要請等

本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。

ア 知事（県災害対策課）等に対する応援若しくは応急対策の実施の要請等（災害対策基本法第68条）

イ 他の市町村長等に対する応援の要請等（災害対策基本法第67条）

ウ 県内の他の消防機関に対する応援要請（消防組織法第39条）

エ 知事に対し緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第45条）

② 職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。

ア 国（指定行政機関の長）に対し職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

イ 県（県災害対策課）に対し職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

ウ 他市町村長に職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

エ 県に対し国、県及び他市町村職員の派遣の斡旋（災害対策基本法第30条）

③ 被災市区町村応援職員確保システム

ア 職員の要請に当たっては、県（災害対策課）に対し、災害対応業務を支援するた

- めの応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、総括支援チーム派遣の必要性のほか、応援職員の派遣に関して必要な情報を提供する。
- イ 応援対象業務は、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び被災証明書の交付のほか、本システム以外の仕組み等において対象としていない業務を支援する。
- ウ 応援職員の派遣形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とする。
- エ 上記ア～ウの応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とする。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図る。
- （ア） 最初に、被災ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは本市において完結して災害対応業務が実施できない場合には、第1段階支援を補完するための全国の地方公共団体が応援職員を派遣する（以下「第2段階支援」という）。
- （イ） 第1段階支援においては、被災市毎に都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援方式」により応援職員が派遣される。
- （ウ） 第1段階支援及び第2段階支援においては、福島県及び県内市町村が一体的に応援職員を派遣する。
- オ 応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するように努める。また、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努める。本市は、必要に応じ応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。
- （7） 自衛隊に対する災害派遣要請
災害に際して、自衛隊の救援を必要とするときは、第4章第21節、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、派遣を要請する。
- （8） ボランティア等に対する協力要請
災害に際して、ボランティア等の協力を必要とするときは、第6章第5節第13「災害ボランティア対策」に定めるところにより、協力を要請する。
- （9） 応急対策の活動基準
市内に災害が発生、又は発生のおそれがある時、応急対策を効率的、効果的にするため、第6章第5節第1「発生直後の活動基準」に定めるところにより、各主体は共通の認識を持って対策にあたる。
- （10） 防災関係機関に対する駐車スペースの確保
市は、大規模災害等発生時に、災害復旧に携わる事業者等に対し、優先的に市が所有する施設の大規模駐車場を貸し出すことにより、被災地の迅速な復旧に協力する。
- ① 対象事業者
警察署、消防署及び自衛隊等の公共機関のほか、電気、ガス、通信等ライフライン関係事業者等

② 貸出し対象となる施設

ア 郡山市東山霊園（郡山市田村町小川字ヤシウリ 5）

イ 郡山カルチャーパーク（郡山市安積町成田字東丸山 6 1）

ウ 郡山ユラックス熱海（郡山市熱海町熱海二丁目 1 4 8－2）

③ 使用に当たっての注意点

ア 対象事業者は、災害等発生時において、市災害対策本部に対し施設駐車場使用を依頼する。

イ 事業者からの依頼を受け、災害対策本部事務局、施設主管課及び管理者（指定管理者を含む。）において使用の可否、貸し出し条件等を協議し、事業者に回答する。

ウ 施設の使用に当たっては、当該施設の被害状況や他利用者等を勘案し、使用できる範囲や通行可能時間等の一切について、施設管理者の指示に従う。

エ 対象事業者、対象施設等については、災害の規模等に応じ適宜見直すこととする。

第2節 災害気象等予警報伝達計画 【総務部】

気象業務法に基づく気象等の予警報は、仙台管区気象台（福島地方気象台）から発表される。

1 注意報及び警報

注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

（1）注意報

風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着水・着雪注意報、霜注意報、低温注意報、融雪注意報

（2）警報

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、噴火警報

（3）特別警報

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報

2 緊急地震速報（警報）

気象庁では地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対して発表する。

このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合を特別警報に位置付ける。

3 水防活動用の注意報及び警報

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| （1）水防活動用気象注意報 | 大雨注意報をもって代える |
| （2）水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報をもって代える |
| （3）水防活動用気象警報 | 大雨警報をもって代える |
| （4）水防活動用洪水警報 | 洪水警報をもって代える |
| （5）阿武隈川上流洪水予報 | 福島河川国道事務所、福島地方気象台の共同発表 |
| （6）水防警報 | 国土交通大臣及び福島県知事が観測所の水位により水防活動の種類内容を発令 |

4 その他の情報等

（1）福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等

に発表する。

(2) 地震情報

市は地震情報を受信したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報等の必要な措置を行う。

① 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。

イ 福島県に津波警報等を発表したとき。

ウ その他、地域住民に周知させることが適切と思われるとき（群発地震等）。

エ 特に発表が必要と認めた場合

② その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(3) 火災気象通報

気象状況が火災の予防上危険と認められるときに福島地方気象台長が福島県知事に対して通報し、福島県を通じて郡山市や郡山市消防本部等に伝達される気象通報。消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況にあり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定

される区域)にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。

- ① 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。
- ② 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(9) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。

(10) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。なお、噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ② 噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ③ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(11) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(12) 降灰予報

① 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

② 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

③ 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

(13) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃

度が高まる可能性のある地域を発表

(14) その他の情報等

① 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表

② 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表

③ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表

(15) 大気汚染気象通報

大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する大気汚染による郊外の防止措置を行っている郡山市等に対して伝達される気象通報

(16) スモッグ気象情報

光化学スモッグの発生しやすい気象状態（晴れて、気温が高く、風が弱いなど）が予想される場合に、府県予報区（福島県）を対象として注意喚起される情報

5 緊急情報の伝達

緊急地震速報、噴火警報、噴火速報、特別警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により国民に瞬時に伝達される。本市においては、J-ALERTが受信した情報が郡山市防災情報伝達システムと連携し、各情報伝達手段に配信し、市民に瞬時に伝達される。

6 気象情報の収集

災害発生が予想され、又は発生した場合は、必要に応じ福島地方気象台等から専門的な知見に基づく助言を得る。

7 注意報、警報等の通知及び周知

注意報、警報等の関係機関団体及び一般住民への通知並びに周知は、ウェブサイト、メール、SNS、郡山コミュニティ放送等の多様なメディア（全国瞬時警報システムと連携）により行う。

第3節 通信情報計画 【総務部】

災害情報及び被害報告の収集要領は、次のとおりとする。

なお、災害情報（被害の状況等）の収集と伝達は被害の防止と軽減に必要不可欠であるため、あらゆる方法・手段を用いて行い、迅速、かつ的確に各部局において情報の一元化と全部局等への情報の共有化を図る。

1 被害報告の収集

（1）被害状況の掌握

災害発生に伴う被害状況は、総務部長（総務部理事）が集約するものとするが、各部及び各行政センター管内の状況は、各部長及び各行政センター所長が取りまとめ、総務部長（総務部理事）に報告する。

また、各部局及び各行政センターは情報の収集、伝達を支障なく行えるよう、平常時より情報連絡体制の整備と確認を行う。

（2）被害報告の要領

① 報告の種類

ア 概況報告

被害発生直後の被害状況を報告する。

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲で、その都度行う報告

なお、被害が累増する見込みの時は、集計日時を明記する。

ウ 確定報告

被害状況が確定した場合に行う報告

② 県及び関係機関団体への報告

市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県防災事務連絡システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、県災害対策課へ報告を行う。

また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡する。

なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県災

害対策課に報告する。

③ 報告の様式

全ての報告は、県指定の「被害状況即報、災害確定報告」の用紙を使用する。

④ 災害程度の判定基準

被害程度の認定及び判定基準は、次によって行う。

- 死 者 ～ 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
- 行方不明 ～ 当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者
- 負 傷 者 ～ 災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者
 - (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者
 - (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
- 住 家 ～ 現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 棟 ～ 一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
- 世 帯 ～ 生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として、その寄宿舍全体を1世帯として取扱う。）
- 全壊(焼) ～ 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、又は階段をいう。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- 半壊(焼) ～ 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- 一部破損 ～ 全壊（焼）及び半壊（焼）にいたらない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- 床上浸水 ～ 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することがで

きないものとする。

- 床下浸水 ～ 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
- 非 住 家 ～ 住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- 公共建物 ～ 市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
- そ の 他 ～ 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- 流出埋没 ～ 耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となった場合及び植え付け作物が流出した場合
- 冠 水 ～ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合
- り災世帯 ～ 全壊、全焼、又は流出した世帯
(注) り災世帯の集計で、半壊、又は半焼は2分の1世帯、床上浸水は3分の1世帯として集計する。
- り災者 ～ 人的被害を受けた者及び住家被害を受けた世帯員

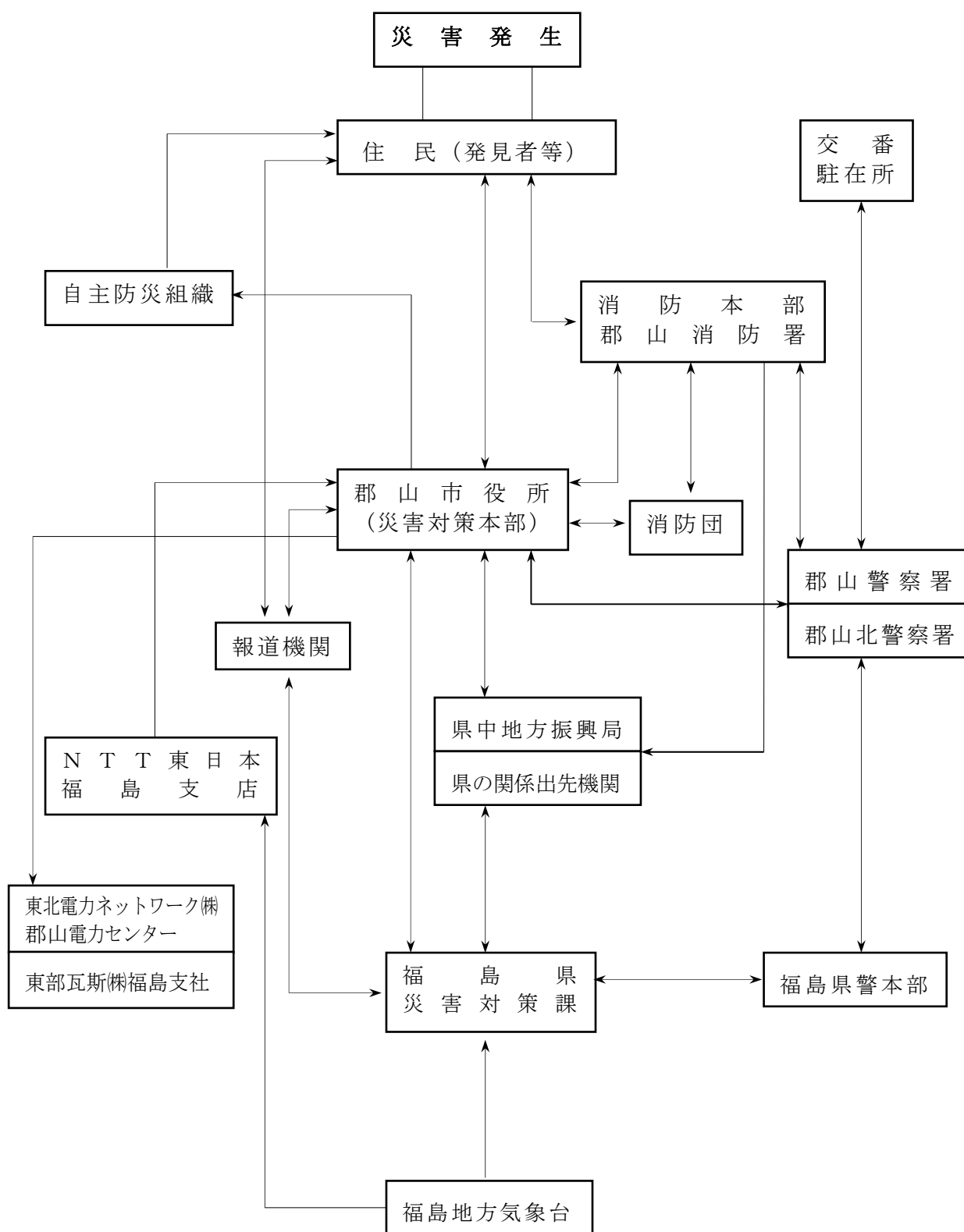
2 災害情報の報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の異常な現象、状態並びに緊急に措置しなければならない応急対策は、被害報告の要領に準じて行う。

3 夜間・休日等の被害報告の収集及び通報

- (1) 被害発生が予想される場合、関係主管班は待機し、情報の掌握に努める。
- (2) 突発的な災害について通報があった場合、警備員はただちに防災危機管理課長に連絡する。

災害情報・被害報告系統図



4 災害通信

(1) 通常状態の通信連絡

通常の状態における通信連絡は、電気通信設備、有線放送施設、災害時用代表電話、福島県総合情報通信ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、郡山市防災情報伝達システム、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム、災害時優先携帯電話を活用し、迅速に通信連絡を行う。

(2) 有線電話（施設）の通信不能時における措置

災害時は、有線電話施設は不通となりやすいので、福島県総合情報通信ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム及び無線施設保有機関の無線、災害時優先携帯電話等の活用及び郡山コミュニティ放送等の協力を得て、迅速に通信連絡又は非常通信を行う。

(3) 非常通信

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 遭難者救護に関する事項
- ③ 災害の予防又は救援のため、緊急を要する事項
- ④ 鉄道、その他の交通施設の災害の予防、又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- ⑤ 通信施設の災害の予防、又は復旧、その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- ⑥ 電力設備の災害の予防、又は復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- ⑦ 秩序の維持のため、緊急を要する事項
- ⑧ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急を要する事項
- ⑨ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供、その他生活基盤を維持するため、緊急を要する事項
- ⑩ 電信電話回線の復旧のため、緊急を要する事項
- ⑪ その他の通報

(4) 非常通信の送信順位

上記(3)の順位による。ただし、災害発生時の状況により送信順位が不相当と認める場合にはこの限りでない。

(5) 市内の主な通信機関

災害時に利用できる通信機関は次のとおり。

- ① 福島県総合情報通信ネットワークシステム
- ② IP無線機
- ③ 郡山市総合行政ネットワークシステム
- ④ 消防本部消防無線
- ⑤ 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所

- ⑥ 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
- ⑦ 農林水産省東北農政局地方参事官（福島県拠点）
- ⑧ 福島県県中地方振興局
福島県県中建設事務所
福島県県中農林事務所
- ⑨ 福島県警察郡山警察署
福島県警察郡山北警察署
- ⑩ 郡山市上下水道局
- ⑪ 東日本旅客鉄道(株)郡山駅
- ⑫ NTT東日本 福島支店
- ⑬ 日本通運(株)郡山支店
- ⑭ 東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター
- ⑮ 日本放送協会福島放送局
- ⑯ 株式会社郡山コミュニティ放送
- ⑰ 福島交通(株)郡山支社
- ⑱ 東部瓦斯(株)福島支社
- ⑲ 福島さくら農業協同組合
- ⑳ 各タクシー無線
- ㉑ アマチュア無線（個人の趣味で個人同士が随時無線連絡を行っているものであるが、非常の際は、連絡を依頼することができるのとされているので、これが円滑に運用されるよう考慮する。）

第4節 災害広報・情報伝達計画 【総務部・政策開発部・市民部】

第1 災害広報

収集した災害情報をもとに、市民が危険からの退避や安全な場所への避難等を行うことができるよう報道機関を通じ、又は直接関係事項を周知する。

1 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、広聴広報班が担当する。
- (2) 各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出する。
- (3) 広聴広報班は、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に努める。

2 広報の方法

災害時においては、次の広報手段を効果的に組み合わせて広報を行う。とりわけ、郡山市防災情報伝達システム、ふれあいネットワーク、市ウェブサイト、緊急速報メール（エリアメール）、電話応答、広報車等複数の広報手段により同時に発信して、情報の受け取り漏れをなくすよう努める。

(1) 報道機関

災害関係予報、警報をはじめ、対策活動や被害状況等、重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を求める。

災害、避難情報等の緊急性の高い情報は、郡山コミュニティ放送の協力に基づき速やかに放送する。

なお、新聞においてはイラスト等による救済手続きなどの総括的な広報、テレビにおいては視覚、聴覚、郡山コミュニティ放送においては、地域によるセグメンテーションなど、各媒体が得意とするメリットを活かした報道に努める。

(2) ふれあいネットワーク

災害情報を一斉ファックス及びメールにより、町内会長に知らせる。

(3) 郡山市総合行政ネットワークシステム及びインターネット

郡山市総合行政ネットワークシステムを活用し、市のウェブサイトにより情報の伝達及び市の施設、避難場所等に周知する。

(4) 広報車

市所有の広報車の他、郡山消防署、消防団、警察等の広報車により、広く広報する。

なお、各行政センター、出先機関等はそれぞれ所有の広報車により管内を広報する。

(5) 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話会社（NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイル）が提供するサービスを利用して、災害・避難情報等の緊急性の高い情報を本市域にある携帯電話に配信して広く周知を図る。

(6) 災害情報共有システム

災害情報共有システム（Lアラート）に対し、被害情報や避難指示等の発令、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジオ、携帯電話等の様々なメディア

を通じて、速やかに住民へ伝達する。

- (7) ヘリコプターによる広報
状況により、ヘリコプターによる広報を県に要請する。
- (8) その他
市公式ウェブサイト、SNSによる情報発信、広報紙、チラシ等を作成して配布する。

3 広報の内容

広報は災害の種別により異なるが、おおよそ次の内容を広報する。

- (1) 災害関係予報、警報及び特別警報
- (2) 災害発生状況及び被害状況
- (3) 避難に関する情報
- (4) 市民に対する防災、救助、避難等の注意事項
- (5) 災害応急対策及びその活動の状況
- (6) 災害復旧対策、救助及びその他の状況
- (7) 災害地を中心とする交通規制及び交通情報
- (8) その他市民に必要な情報

4 災害広報実施のための留意すべき事項

- (1) 的確かつ迅速な情報発信（誤情報発信及び遅滞発信の防止）
- (2) 各行政センター及び関係機関団体との広報活動についての連携
- (3) 広報車両要員の確保のため、総務法務班及び関係機関団体等との連絡を密にし、広報に活用できる車両要員の確保に留意する。
- (4) 民間有線放送等の活用心がけ、その効果的利用方法及び所在地、連絡依頼方法並びに放送可能範囲等を前もって把握し、広報システムの整備に努める。

第2 情報伝達

本市の防災行政無線については、従来のアナログ系設備の老朽化や総務省指針に基づき（デジタル化への移行）、新たに携帯電話網を利用した「郡山市防災情報伝達システム」を整備した。

浸水や土砂災害が想定されるエリア等を中心に配置した屋外拡声子局に対し、親局となるサーバ機器類から情報を送信する。

1 郡山市防災情報伝達システムの活用

屋外拡声子局（屋外スピーカ）から放送を行い、周辺住民及び来訪者等へ災害等情報を伝達する。

なお、屋外拡声子局から流れる放送の種類（内容）は、従来のアナログ系防災行政無線と同じである。

2 サイレンによる避難指示等の伝達

大雨等の災害により避難指示等を発令する場合において、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による広報は、音声ではなくサイレンパターンにより行うこととし、その内容は次のとおりである。

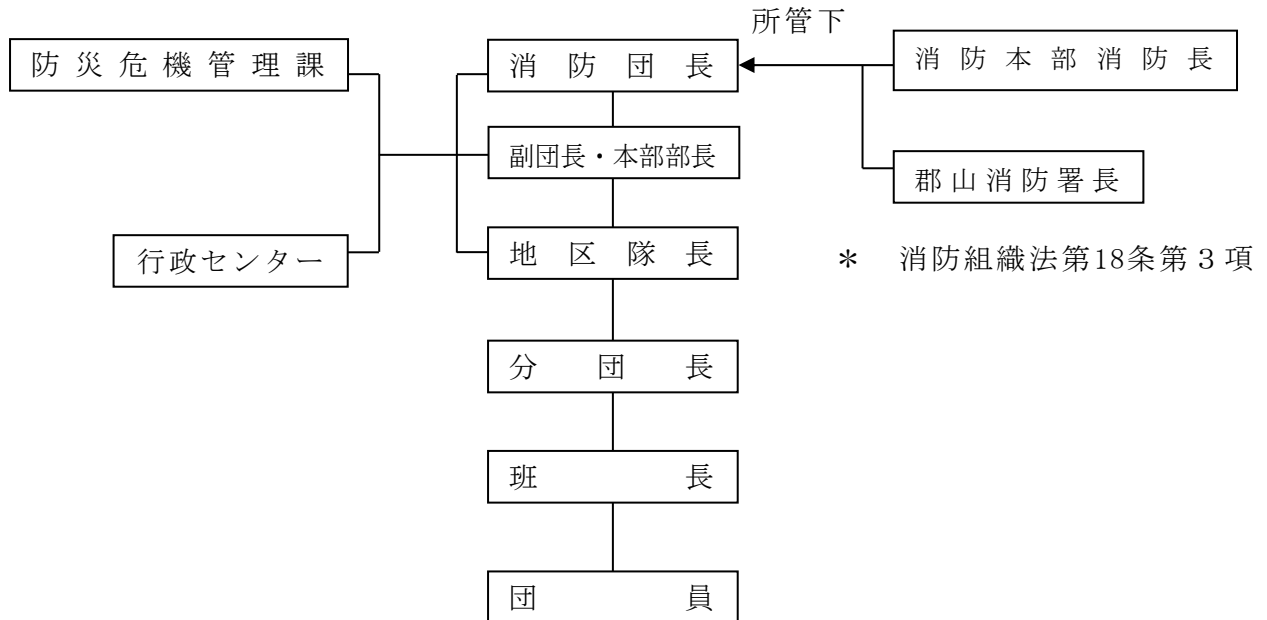
警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン
警戒レベル 3	高齢者等避難	災害が発生するおそれがあるため、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方などに避難を促すもの	サイレン 5 秒 → 休止 6 秒
警戒レベル 4	避難指示	災害が発生するおそれが高いため、危険な場所から全員避難を求めるもの	サイレン 1 分 → 休止 5 秒
警戒レベル 5	緊急安全確保	災害が発生または切迫している状況であり、直ちに命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン 1 分 → 休止 5 秒

第5節 消防、水防計画 【総務部・建設部】

1 災害等発生時の事務機構

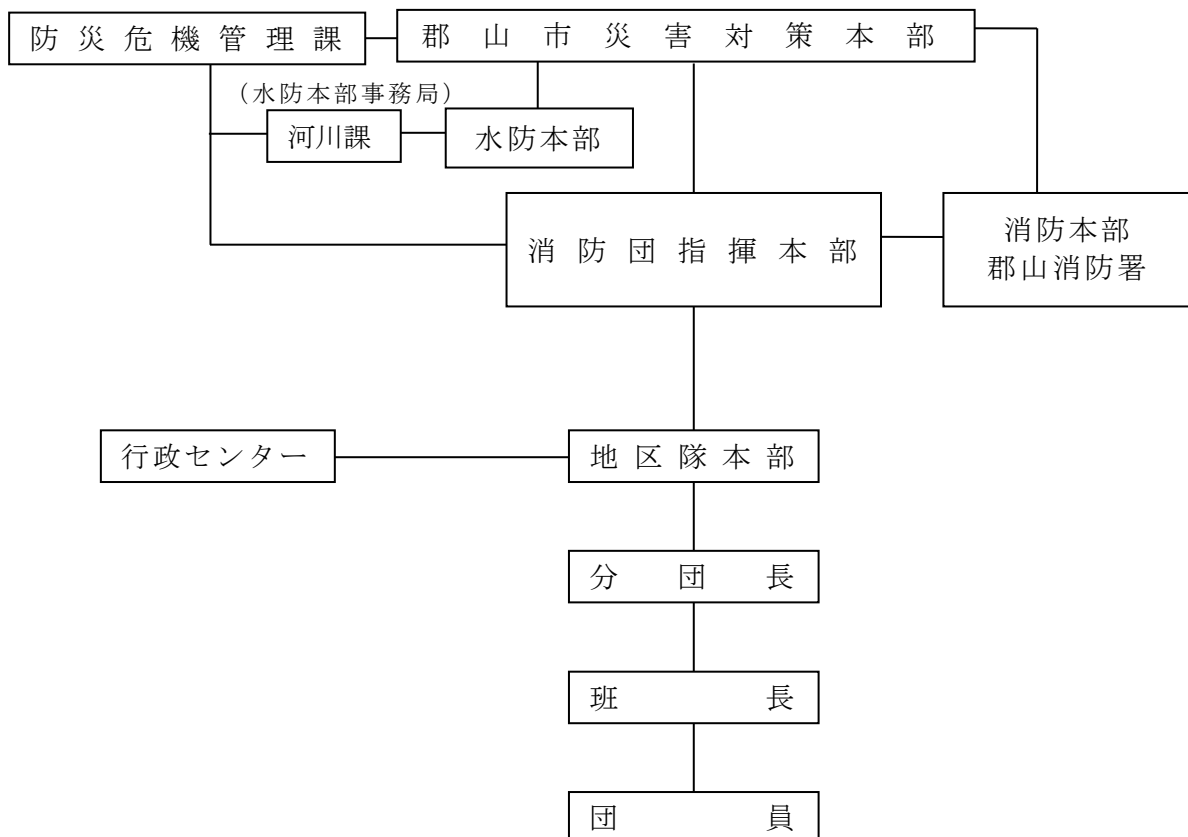
(1) 通常火災時

現場調査・出動状況調査



(2) 非常体制時

(災害対策本部事務局)

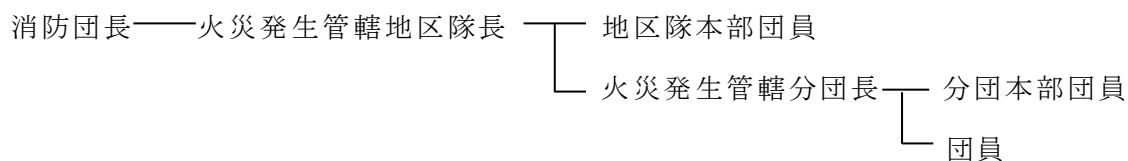


2 非常体制時の事務分掌

- ・ 郡山市災害対策本部 郡山市地域防災計画による。
- ・ 郡山市水防本部 郡山市水防計画による。
- ・ 消防団 大規模災害時、郡山市災害対策本部長、郡山市水防本部長
通常火災時は郡山消防署長の所轄の下
 - (1) 受持区域又は隣接地区内の消火活動及び災害防ぎょ活動
 - (2) 飛火警戒、河川氾濫警戒等
 - (3) 避難誘導、群衆整理、交通整理の補助
 - (4) 人命救助・搜索活動
 - (5) 住居障害物の除去
 - (6) 受持区域における災害情報の収集
 - (7) 水防活動
- ・ 防災危機管理課 (通常火災時)
 - (1) 火災現場の確認
 - (2) 消防団員の出動状況の調査
 - (3) 被災世帯の救済に関する関係部課への連絡
 (非常体制時)
 - (1) 郡山市災害対策本部の防災危機管理班の事務
 - (2) 郡山市災害対策本部事務局に関すること
- ・ 行政センター (通常火災時)
 - (1) 火災現場の確認
 - (2) 消防団員の出動状況の調査
 - (3) 被災世帯の救済に関する関係部課への連絡
 (非常体制時)
 郡山市災害対策本部の地区本部行政センター班の事務
 - (1) 消防機関との連絡調整
 - (2) 災害情報の収集、被害状況の把握及び広報活動
 - (3) 避難所の設置及び救援物資等の確保
 - (4) センター内の総合調整

3 部隊編成

(1) 通常火災時の部隊編成



(2) 非常体制時の部隊編成

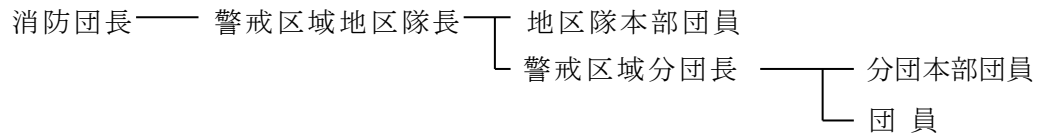
● 第1次非常配備

台風、集中豪雨、豪雪等により、災害の発生が予想される場合で、気象に関する警

報が発表された場合で、消防団長が警戒を必要と判断した場合

※ 主な気象警報

- 暴風警報
- 暴風雪警報
- 大雨警報
- 洪水警報
- 大雪警報
- 噴火警報



※ その他の団員は、所在を明らかにして、自宅又は詰所に待機し、出動指令に即時対応できる体制をとる。

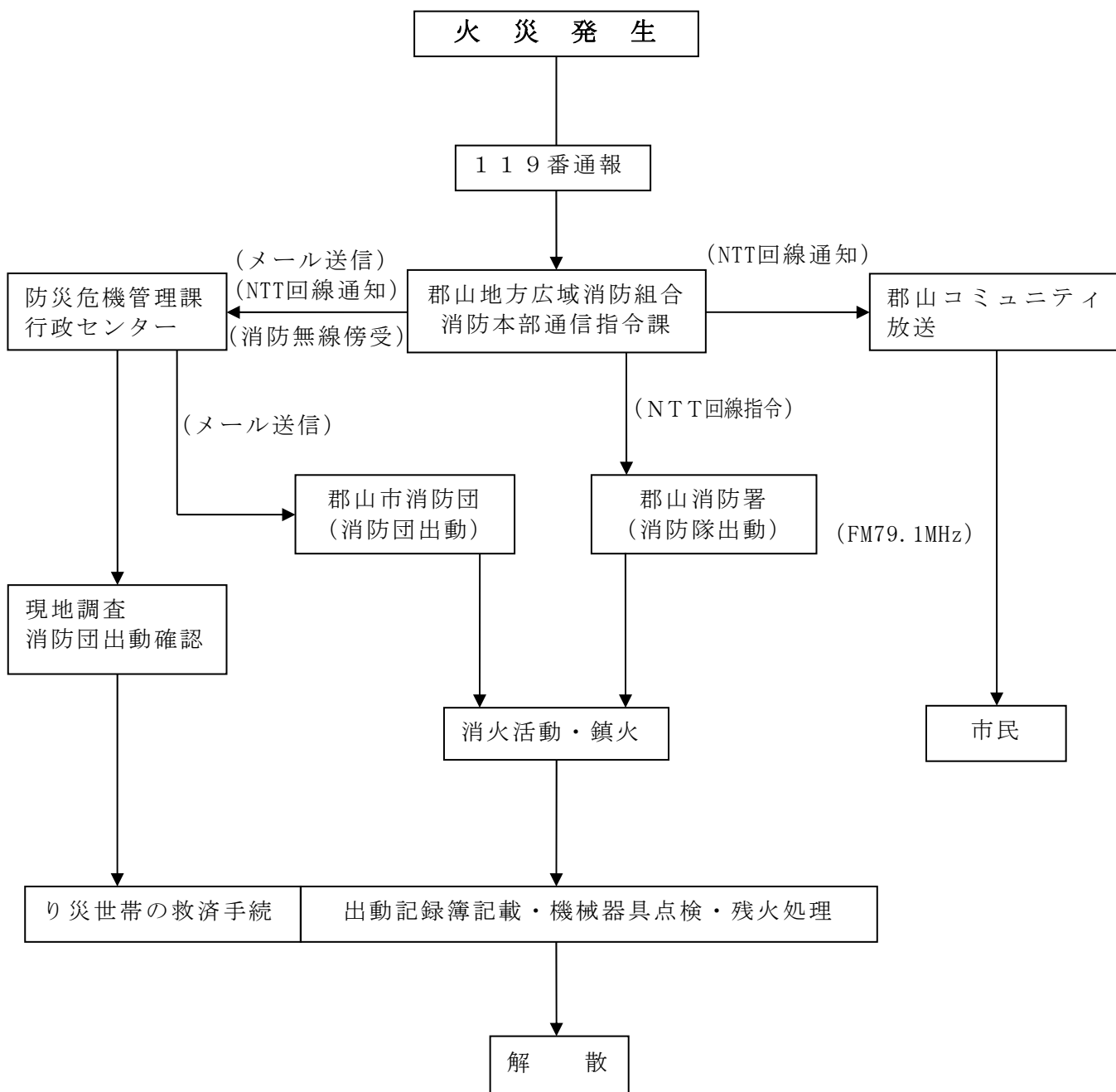
● 第2次非常配備

既に災害が発生し、なおも被害の拡大のおそれがあり、災害対策本部長（市長）が全力で災害を防ぎよしなけねばならないと判断した場合

消防団長 ————— 全消防団員をもって災害の防ぎよ軽減にあたる。

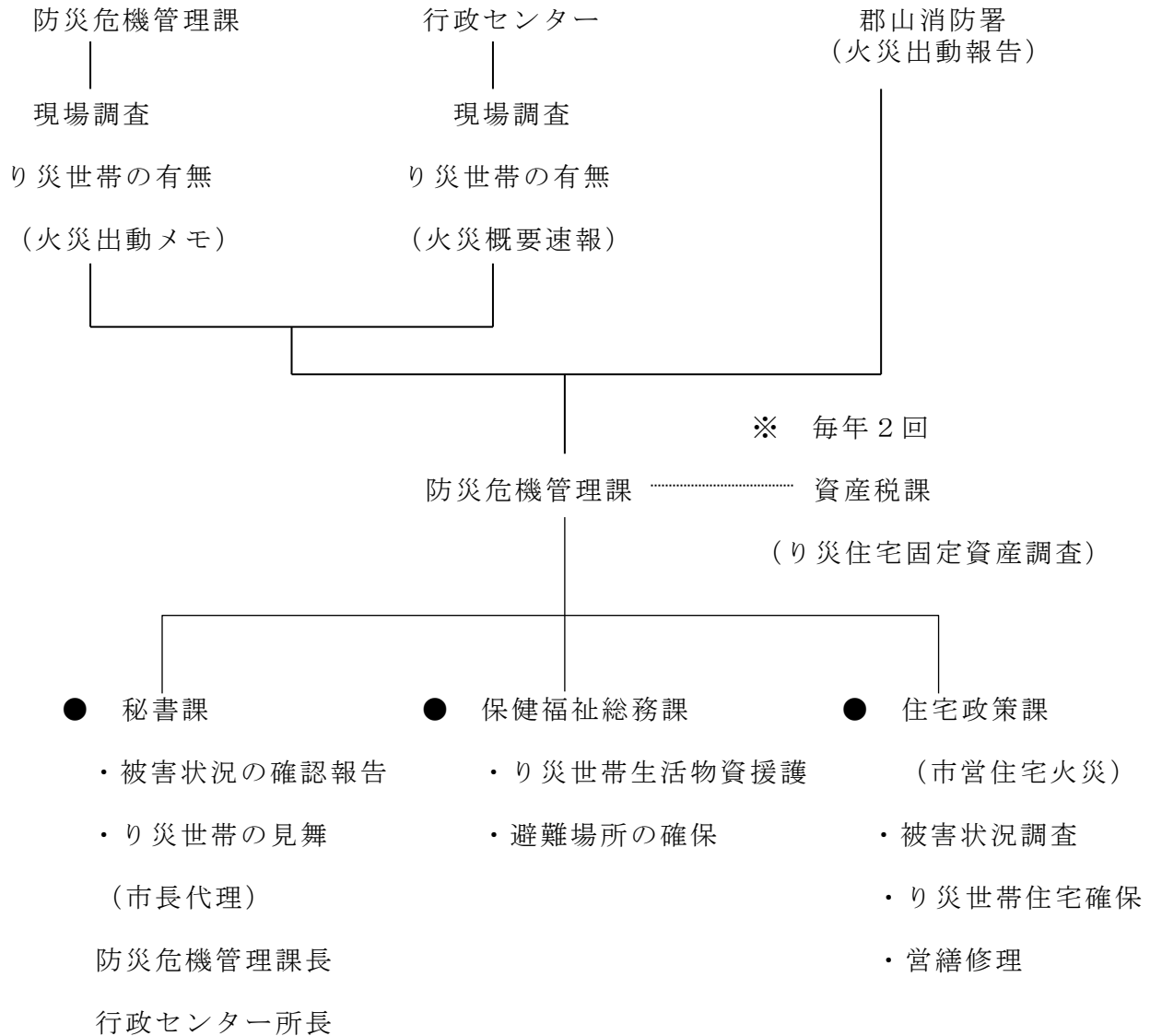
4 情報伝達

(1) 通常火災時事務フローチャート



(2) 火災情報処理フローチャート

郡山消防署及び防災危機管理課並びに行政センターで調査した火災被害状況によりり災世帯等が発生し、救済を必要とする場合及び郡山消防署調査の火災報告について、以下のとおり事務処理する。



(3) 警報等伝達計画

台風や集中豪雨等に伴う各種の気象警報並びに郡山市からの消防団に対する出動命令等の各種の指令及び通知、さらに、被害が予想される地域の住民に対する情報について、郡山市防災情報伝達システムを有効活用し、情報を的確迅速に伝え、郡山市の防火・防災体制を確立して、市民生活の安全を確保する。

5 水防計画

災害対策基本法の趣旨並びに水防法及び郡山市水防計画に基づき、市域内の洪水等の水災を警戒、防ぎよし、又は被害を軽減するため、水防に関する必要な事項を定める。

(1) 水 防 組 織

別冊「水防計画書」による。

(2) 水 防 動 員

別冊「水防計画書」による。

(3) 水防活動等

別冊「水防計画書」による。

(4) その他

水防に関する施設、その他詳細については「水防計画書」による。

第6節 避難救出計画 【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部・こども部・農林部・建設部・都市構想部・消防本部・郡山消防署】

災害の発生、又は発生のおそれがある場合に、市民の生命、身体を保護するため、地域住民に危険な場所からの避難、立退きの指示と避難場所の開設及び生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出、保護について本計画に定める。

1 避難の実施機関

実施責任者は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡調整を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、危険な場所から市民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報の提供に努め、一般市民に対しても早期に住民避難情報を発令するとともに、各市民に周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。

さらに、対象地域の設定等に留意し、住民避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとり易い暗くなる前の時間帯における発令に努めるものとする。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防の観点から、避難所においても、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）が求められていることから、避難所が過密状態になるなどを防ぐため、避難所への避難だけでなく、在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難を推進し、感染リスクの低減を図る。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者 等避難	市 長	要配慮者に対する避難行動の開始	災害が発生するおそれがある場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示等	市 長 (災害対策基本法第 60 条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法第 60 条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示等	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立ち退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 (災害対策基本法第 61 条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法第 4 条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認められる時は警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

市長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難指示等を発令するものとする。

順 位

第一順位

第二順位

第三順位

第四順位

第五順位

避難指示等の発令者

副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第 2 条に規定する事務を担当するの副市長）

副市長（第一順位以外の副市長）

防災担当総務部理事（総務部長）

総務部長（総務部次長）

総務部防災危機管理課長

2 避難情報等の発令基準

別紙「郡山市避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、洪水、内水氾濫、土砂災害、火山災害及び雪害、それぞれに定めた基準に基づき、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

3 県に対する報告及び関係機関への連絡

避難情報等を発令したときは、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難場所、世帯数、人員、経緯状況、避難解除時刻等を記録し、本部長は、県中地方振興局を経由して県に報告する。

- (1) 消防本部、郡山消防署、保健福祉部、警察署、県の出先機関等へ連絡し協力を得る。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。
- (3) 指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導にあたる。

4 避難所等

(1) 避難の実施

避難の実施責任者は市長とする。

(2) 在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難

深夜の冠水等により避難経路の安全性が確保できない場合は、むやみに避難所に移動するのではなく、自宅内や周辺の建物の高層階に滞在する「垂直避難」や、親戚・知人宅等への避難、車中避難等の分散避難を行う。

(3) 避難所の開設及び運営等

① 実施者

市長（保健福祉部・こども部及び応援協力班とするが、その規模に応じて全部局体制で対応する。）

ただし、市限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

② 避難所の開設

ア 市は、災害の態様に配慮し、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

(ア) 夜間に住民避難情報を発令する可能性がある場合等には、住民避難情報発令前であっても、自主的に避難される市民を受け入れるための自主避難所を開設する。

(イ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(ウ) 避難所を設置した場合は、維持、管理のための市職員を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

開設報告事項

- a. 避難所開設の日時及び場所
- b. 箇所数及び受入人員
- c. 開設期間の見込み

(エ) 避難所を開設及び被災者を受入した場合は、次により記録しておかなければならない。

- a. 避難所の設置及び受入状況表
- b. 避難所受入台帳
- c. 避難所用物品受払簿

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設した場合において、速やかに市民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ウェブサイトやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に、県をはじめ消防本部、郡山消防署、警察、自衛隊等の防災関係機関に連絡する。

ウ 避難者の受入

(ア) 受入対象者

避難所に受入する対象者は次のとおりである。

- a. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- c. 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(イ) 受入期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。

エ 避難所における措置

避難所における市の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 被災者の受入
- (イ) 被災者に対する給水、給食
- (ウ) 負傷者に対する医療救護
- (エ) 被災者に対する生活必需物資の供給
- (オ) 被災者への情報提供
- (カ) その他被災状況に応じた応援救援

③ 避難場所及び避難所の運営

ア 避難場所の運営管理

(ア) 避難をする状況にあつては、必要に応じ指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の掌握、又は避難住民との連絡調整は、避難が原則として町内会単位で実施されることから、各町内会の会長、あるいは町内会において、指名された者を窓口として行う。

(イ) 避難場所には、「災害時避難場所・〇〇〇〇〇」の標示板を掲示する。

(ウ) 避難場所における救護措置は、原則として給水及び医療救護とする。

イ 避難所の運営管理

(ア) 避難所には、運営を行うために必要な市職員を派遣する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(イ) 市は、町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し避難所の運営を行う。

(ウ) 町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。特に、避難の長期化が見込まれる大規模な災害時において、市は、避難者による自主運営組織が組織されるよう働きかけるとともに、多様な視点を反映するため女性、若者、高齢者等様々な立場の方が参画するよう要請する。

(エ) 施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を若干名おく。

(オ) 避難所の施設管理者は、本部長、あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置する。

(カ) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の受入等にあたるとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、民間団体の協力を得て、その運営にあたる。また、避難者の状況等（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）を記録し、保健福祉部長を通じ、本部長に報告する。

(キ) 市は、避難所ごとにそこに受入されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとし、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(ク) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、住宅、民間賃貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、応急仮設住宅の提供等を迅速に行うことにより、避難所の早期解消に努める。

(ケ) 市は、避難所を閉所する際には、当該施設管理者と協議の上、清掃消毒等の処置を必要に応じて実施する。

④ 避難所における配慮

ア 要配慮者に対する配慮

(ア) 災害直後、一般の避難所に、要配慮者が避難した時は、状況を鑑みながら介助や援助を行うことができる部屋の設置に努める。

(イ) 一般の指定避難所の避難者のうち、避難生活によって特に健康状態の悪化が懸念される者及びその家族等を、市の判断により福祉避難所に受入する。さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努める。

(ウ) 介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパー等を派遣する。

(エ) 県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師及び栄養士等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

イ 社会的特性に対する配慮

避難が長期化した場合には、プライバシーの確保、男女のニーズの違いや性的マイノリティ等、男女共同参画の視点に配慮する。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性職員と男性職員の両方を配置するよう努める。

ウ 自宅等避難者に対する配慮

災害が発生しても、市の避難所ではなく自宅等で生活が続ける在宅避難者や、やむを得ず車中生活を送る避難者等に対し、必要に応じ食料の供給、保健師による健康チェック等を実施するよう努める。

⑤ 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所を開設するまでもない場合には、既存の他の公共施設や地区の集会所等の活用を図る。

⑥ 愛護動物（ペット）について

災害時における愛護動物（ペット）の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、指定避難所へ同行避難を行う。避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の愛護動物（ペット）は、居室への持ち込みは原則として禁止する。同行避難した愛護動物（ペット）は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物（ペット）の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。

⑦ 感染症対策について

ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、衛生管理の徹底を図る。

ア 避難所運営職員の対応

- (ア) 避難所運営職員は、定期的に自己の状態確認に努め、感染症状・兆候が出現した場合は速やかに上司に報告する。
- (イ) 避難者の体液、排泄物等との接触が予想される場合又は発熱等の症状がある避難者と接触する際には、適切な個人用防護具を着用する。
- (ウ) 避難者と接触又は感染予防上汚染されていると考えられる物品に触れた前後に手指消毒等を徹底する。

イ 避難者受付時の対応

- (ア) 避難者に負担とならないように配慮しながら、体温の確認、避難者より発熱、咳、発疹・炎症、嘔吐、下痢など自己申告による避難者の状態確認に努める。
- (イ) 体調に変化があった際等における積極的な申し出の周知啓発を行う。

ウ 対策の徹底

- (ア) 避難者や避難所運営職員は、手洗い、手指の消毒、マスク着用の推奨など基本的な感染症対策を図る。
- (イ) 定期的及び目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境に十分配慮する。
- (ウ) 入浴ができない場合には、病気や感染症予防等のために、タオル等を用いて体を清拭し、体を清潔に保つよう心がける。
- (エ) 食料は、床から10cm以上の高さに保管し、感染兆候のある職員は食事準備や配給に携わらない。作業台や食器類は、食事の前後に適切な洗浄・消毒を実施する。

エ 発熱等の症状がある避難者への対応

- (ア) 発熱、咳等の症状がある避難者は、可能な限り専用の個室スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するように努める。
- (イ) やむをえず同じ症状等がある避難者を同室とする場合には、パーティションで区切るなど工夫する。
- (ウ) 症状がある避難者専用のスペースやトイレは、一般の避難者とゾーンや動線を分けるようにする。
- (エ) 症状が長引くときには結核などのおそれもあることから巡回保健師等に早めに相談する。

オ 三密の回避

- (ア) 密集の回避として、複数の避難所を開設し分散避難を促進する。また、密接を避けたゾーニングの元で簡易ベッドを設置する。
- (イ) 密接の回避として、簡易ベッドとパーティションを用いたゾーニングを行い、飛沫感染防止を図る。また、食事スペースを向き合わないよう配置する。
- (ウ) 密閉の回避として、避難所の2方向の窓等を開けて空気の流れを作ることや、30分に1回以上、数分間窓を開けるなど換気を十分行うようにする。

(4) 指定管理者が管理する施設における避難所

指定管理者は、避難所開設及び運営、その他市の要請等に協力する。指定避難所として指定されていない施設においても、市に協力するとともに、災害時に指定避難所として指定されることもあり得る。

市は、指定管理者と締結する協定において不可抗力によって発生した費用等の負担について明記するとともに、「避難所開設運営マニュアル」の周知を図る。

5 避難誘導、安否の確認及び移送等

(1) 避難誘導者

避難誘導は、保健福祉部・こども部等の職員、消防団員、自主防災組織及び警察官が協力して行うが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては安全と統制を図る。

また、要支援者の安否確認については、避難支援等関係者と共有する要支援者の情報をもとに、各機関等と連携して行い、保健福祉部（保健福祉総務班）において統括する。

(2) 避難の順位

避難させる場合には高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を優先的に避難させる。

(3) 避難の方法

- ① 避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班単位で行う。
- ② 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。
- ③ 自力で避難することができない方等の要支援者については、その実態に即した対応により、地域支援者等において避難所あるいは医療機関等への避難を実施する。

6 避難路

市は道路現況や沿道にある建築物等の状況を勘案し、災害時に安全、迅速に避難することが可能な避難路を検討、整備し、災害時の避難行動に備える。

避難路を選定するに当たっての検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 十分な幅員が確保できること。
- (2) 沿道に耐火建築物が多く、危険物施設等からの距離が、ある程度確保されていること。
- (3) 建物やブロック塀等の倒壊、落下物や飛散物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (4) 避難障害発生時の迂回路が考慮されており、交通量が比較的少ないこと。

7 救出計画

災害時において、避難に遅れた者、生命身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し、その保護に万全を期する。

(1) 救出方法

被災者の救出は、原則として郡山消防署が主体となり、警察署、民間団体等の協力を得て、迅速に行う。

(2) 多数傷病者に対する対応

多数の負傷者等が発生した場合は、医師、看護師、救急救命士等はトリアージ（緊急度判定に基づく医療順位の決定）を行い、重傷者から搬送する。また、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症の軽症患者や疑いのある傷病者の搬送に当たっては、ビニールシートや陽圧陰圧制御による救急車や飛沫循環抑制車両により輸送するなど感染症対策を講じる。

(3) 自衛隊の派遣要請

大規模災害の発生に伴い、郡山消防署及び警察署、消防団、民間団体等で救出が困難な場合又は災害の状況により、特殊技能者、特殊機械を必要とする場合等においては、福島県を通し、自衛隊の派遣要請をする。

(4) 応援の優先

救出作業は、人命に関わるものであることに鑑み、他のすべての応急作業に優先して応援を求める。

(5) 車両等の調達

救出に必要な車両、その他の機械器具の借上げが必要な場合は、消防本部及び郡山消防署が総務部総務法務班と緊密に連絡し借り上げる。

(6) 救出実施期間

災害発生後3日以内（生死不明で3日を経過しても不明の者は、原則として遺体の捜索に切替える。）

8 安否情報の提供

被災者の家族等から被災者の安否情報について提供を求められた場合は、応急復旧や被災者支援等優先すべき種々の事務の余力の範囲内で、被災者本人のプライバシーに十分配慮しながら、法令の規定に基づき提供する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

9 安否不明者の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

10 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 学校、保育所等における避難対策

生徒、児童、園児の生命及び身体を守るため、次に示す具体的項目を定めた避難計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難誘導責任者
- ③ 避難経路及び順序
- ④ 避難者の確認
- ⑤ 生徒、児童、園児の保護者への引き渡し方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

施設の入所者の生命及び身体を守るため、次に示す具体的項目を定めた避難計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難誘導責任者
- ③ 避難経路及び順序
- ④ 避難者の確認
- ⑤ 保護者への引き渡し方法

11 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

- ① 市長（災害対策基本法第63条）
- ② 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条）
- ③ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- ④ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（1）～（3）の者が現場にいない場合に限る。）
- ⑤ 知事（災害対策基本法第7条 市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

(2) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

12 広域的避難対策

災害の状況により、市域を越えて広域避難を行う場合は、福島県地域防災計画一般災害対策編第3章第9節第5「広域的な避難対策」に基づき、可能な限り同一の地域コミュニティ単位（町内会等）で避難できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知する。避難するための手段を持たない被災者のため、県と協力し、輸送手段の調達に努める。

また、広域避難を受け入れる場合、避難所開設後は被災市町村と協力して運営を行う。

13 要配慮者等の避難対策

要配慮者及びその支援者等は、「高齢者等避難」が発令された時点で、避難を開始する。

また、要配慮者の支援者及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者等は、気象情報や避難情報等へ常に注意を払い、要配慮者に対して情報伝達及び避難誘導を行う。

さらに、外国人に対しては、外国語での情報伝達に努め、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等へ外国人を避難誘導する。

第7節 食料供給計画 【保健福祉部・こども部】

災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保並びに供給方法等については、本計画の定めるによる。

1 災害時の応急供給

(1) 実施責任者

市長（保健福祉部・こども部・行政センター班）は、管内の災害時における生活必需物資等の供給協力協定締結業者の協力を得て、応急供給を実施する。

災害救助法が適用された場合は、市長が知事の指示により実施する。

(2) 申請

災害のため、炊き出し等を実施しようとするときは、直ちにその旨を県中地方振興局を経由して、知事に申請し、主食の供給措置を行う。

(3) 応急供給の対象者

- ① 避難所に受入された者
- ② 住家が被災して、炊事の出来ない者
- ③ 住家が被災して、一時縁故先に避難する者
- ④ 災害地において、応急作業に従事している者

(4) 応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とするが、備蓄品であるクラッカー、アルファ米の活用及び麦製品、缶詰等とする。

なお、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。食物アレルギーは、特定原材料8品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生、くるみ）に加え、特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮する。

(5) 応急供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- ① 被災者に対する給食は、1人当たり精米換算 200グラムの範囲内
- ② 被災によって供給機関が通常供給できない時の供給は、1日当たり精米換算 400グラムの範囲内
- ③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算 300グラムの範囲内

(6) 給与期間

原則として災害発生の日から7日間以内とする。

(7) 食料の調達供給方法

① 米 穀

市長は、被災者に対して炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を、現地で確保できないときは、その確保について県中地方振興局を通じ、知事に要請する。なお、県は、災害の状況その他必要に応じ、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米の供給を要請する。

② クラッカー、アルファ米

炊き出しに至るまでの応急用備蓄品としてのクラッカー、アルファ米を活用する。

また、災害救助法が適用された場合は、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受ける。

③ 生パン

市内のパン製造業者に、事前に連絡、製造を依頼して調達する。

④ 副食、調味料

副食、調味料（醤油、味噌、塩）、缶詰等については、必要に応じて市内業者から調達する。

⑤ 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市内取扱業者から購入し、支給する。

(8) 米飯の炊き出し

① 炊き出し場所

炊き出しは、できるだけ既存の施設を利用し、避難所、又は災害応急措置現場付近の適当な場所で行う。炊き出し及びその給与は、保健福祉部が行う。

② 炊き出し施設及び器材の使用

炊き出しは、学校給食センター、小中学校給食室、公民館等を使用する。

炊き出しの際の炊事器材は、各小中学校等の給食用を使用する。

③ 炊き出し方法

原則として包装食とし、できるだけ保存性のある副食物を添える。

④ 協力団体

炊き出しに当たっては、下記団体の協力を求めて実施する。

ア 民生・児童委員協議会	イ 社会福祉協議会
ウ 女性消防協力会	エ 婦人会
オ 日赤奉仕団	カ 町内会
キ 自主防災組織	ク 自衛隊

(9) 食料の配付

① 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

② 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。

(10) 調 達

食料調達は原則的に、市内の業者からの調達によるが、クラッカー、アルファ米等、初期の応急対策においては、市の備蓄品を活用する。

(11) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

① 炊き出し受給者名簿

② 炊き出しその他による食品供与物品受け払簿

③ 炊き出し用物品借用簿

④ 食料品現品給与簿

第8節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

【保健福祉部・こども部・学校教育部】

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、毛布、衣料品等その他の生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与、又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保する。

なお、求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

1 実施責任者

市長（保健福祉部・こども部・学校教育部・行政センター班）

災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 給（貸）与対象者

- （１） 災害により住家が全焼、流出、全壊、半焼、半壊及び埋没、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失、又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者
床下浸水、又は非住家被害を受けただけの者は対象としない。
- （２） 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 給（貸）与の方法

（１） 物資の調達及び配分計画の樹立

災害救助法の適用の有無に拘らず、保健福祉部が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立する。

購入事務は、この配分計画に基づき、財務部契約検査班が行う。

① 物資の調達

財務部契約検査班並びに行政センター班は、市内の関連業者から物資を調達する。
市内で調達困難と認められる物資については、財務部契約検査班は、県及び近隣市町村長に依頼し、調達する。

② 給（貸）与

ア 給（貸）与は、保健福祉部が救助物資配分計画書により実施する。

イ 物資の給（貸）与の円滑を図るため、給（貸）与箇所を本部及び12の行政センター一部（富田、大槻は、本部に含む。）に区分する。学校、その他避難所の収容者については、避難所毎に給（貸）与し、その他の場合には、行政センター、区長、民生委員等を通じ給（貸）与する。

③ 救援物資等の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、郡山市役所又は行政センターとする。ただし、発生地区により多量の物資を輸送する場合等で、在庫場所からの直接輸送が便利な場合には集積をせずに直接輸送する。

④ 救援物資等給（貸）与品目別

- ア 寝具（布団、毛布、タオルケット等）
- イ 外衣（洋服、作業服、婦人服、子供服）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- エ 身廻品（タオル、手拭、靴下、ズック靴、傘等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等）
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの。

⑤ 救援物資等、給（貸）与の期間

当該災害発生の日から、10日以内とする。

（2）学用品等の給与

学用品等の給与は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合及び県知事による救助のいとまがないときは、災害救助法に準じて市長が行う。

① 学用品等給与のための費用

ア 教科書

支給するための教材については、実費

イ 文具及び通学用品

住家の全壊（焼）又は流出により被害を受けた者、要保護及び準要保護児童、生徒に対する就学援助費に準ずる額

ウ 学用品等の給与は、災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。

② 学用品の調達先

学用品の調達は、可能な限り地元業者を利用する。

③ 給与の方法

学校教育推進班は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童、生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品等の確保に努め、各学校長を通じて対象者に支給する。

（3）義援金の取扱い

市に送付された義援金品の取扱いは、保健福祉部保健福祉総務班が担当する。

受付の記録、保管、被災者への配分等は、その状態に応じ適切且つ正確に行う。

（4）備蓄・調達方法

① 必要な物資については、調達までの時間を考慮し、応急的に対応できる一定数量は、市において備蓄保管する。

② その他調達に当たり、あらかじめ市内の「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」締結業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備える。

（5）物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、物資受払簿、物質給与及び受領書及び物質購入（配分）計画表により記録しておく。

なお、県調達分と、市調達分を明らかにしておく。

(6) 義援物資の受け入れ

市に送付された義援物資の取扱いは、保健福祉部生活支援班が担当する。

① 受入物資リストの作成及び公表

関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリストを災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、需給状況を把握し、リストを逐次改定するよう努める。

② 個人等からの義援物資の辞退

東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受け入れを辞退させていただく。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退させていただく。

なお、受入を辞退することについては、ウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表する。

第9節 給水計画 【上下水道部】

災害により水道施設が破壊され又は水道水が汚染されたときは、必要最小限度の飲料用及び医療用の水を優先的に確保する。

1 実施責任者

市長（上下水道部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により、市長が実施する。

2 給水方法

（1）給水車等による給水活動

給水車や給水タンク等を使用し、病院、避難所、その他の施設への給水を行う。

（2）耐震性貯水槽など給水所での給水活動

市内15か所に設置した耐震性貯水槽をはじめ、各給水所で非常用給水袋等を活用し、給水を行う。

（3）他事業団体等からの給水活動

市において水道水の供給ができないときは、日本水道協会、その他関係機関への応援要請を行う。

3 災害救助法による実施基準

（1）給水対象者

① 災害のため飲料水を得ることができない者

② 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況、住民情報を基に決定する。

（2）実施期間（供給期間）

原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要により県知事の承認を得て延長する。

（3）費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（4）費用の範囲

① 飲料水の輸送費

② 給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費

③ 浄水用の薬品及び資材費

④ 費用の限度は、おおむね1人当たり1日3リットルを供給するのに必要な範囲の額

4 応急給水時の広報

(1) 広報の方法

郡山市防災情報伝達システム、ふれあいネットワーク、市のウェブサイト、広報車などあらゆる方法により周知する。なお、通信手段や交通手段が制限を受ける場合は、テレビ局やラジオ局などへ徒歩又は自転車等で持参し、依頼する。

(2) 広報の内容

応急給水の時間及び場所、断水区域の状況、復旧の見込み、節水のお願い等を周知する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、被害情報の収集を行い、早期に応急復旧計画を作成し、対応する。

第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 【建設部・都市構想部】

災害によって住家を失い、又は破損等のため居住することができない者に対し、この計画により、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行い、その居住の確保を図る。

- ◎ 実施機関 市長（災害救助法適用 → 県知事）
- ◎ 実施担当班 （総務、管理） 住宅政策班
- （応急危険度判定） 開発建築指導班
- （応急仮設住宅建設） 建築班

第1 応急危険度の判定

災害により市内建築物に、相当の被害が発生し、居住の可否の判定を要する事態と判断される場合は、開発建築指導班長は応急危険度判定士を被災地に派遣し、住民の安全を図る。

※ 判定	立入禁止	（赤ラベル）	様式	資料編
	要注意	（黄ラベル）		〃
	調査済	（緑ラベル）		〃

第2 応急仮設住宅の供与

災害が発生したときは、速やかに応急仮設住宅の必要数を把握し、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下、「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与する。

1 建設型応急住宅の供与

（1）対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居宅できない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

（2）建設予定地

原則として、可能な限り集団的に建設できる被災地周辺の公園等で、電力、水道等を容易に確保できる市有地を選定する。ただし、状況により止むを得ない場合は、他の公有地、又は私有地の借り上げを検討する。

※ 設置可能場所 別冊 資料編参照

注) 借り上げに際しての留意事項

- a 私有地借り上げ期間 3年程度
- b 国有財産貸与申請 財務省へ
- c 私有地借り上げ料 災害救助法適用外

（3）規模・構造

- ① 1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。
- ② 建設型応急住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- (4) 着工
災害発生の日から20日以内
- (5) 供与期間
工事完了の日から2年以内
- (6) 入居者の決定等
 - ① 該当者の抽出
住宅政策班長は、被害状況報告及び被災者名簿（り災証明発行者名簿）の提供を受け、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調を作成する。
 - ② 入居希望者の募集
住宅政策班長は、広聴広報班長を通じ、あらゆる広報手段を用いて、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。
 - ③ 入居者の決定
住宅政策班長は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書を作成し、市長が任命した選考委員会（副市長ほか7名程度で構成）において、個々の世帯の必要度に応じて公平な審査により入居者を決定する。
ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、この限りではない。
- (7) 整備帳簿類
 - ・救助実施記録日計票
 - ・応急仮設住宅入居該当者調
 - ・応急仮設住宅該当対象者選定調書
 - ・応急仮設住宅台帳
 - ・建設工事関係書（契約書、設計書、仕様書等）
 - ・支払関係証拠書類
（応急仮設住宅敷地賃貸借契約書）
（応急仮設住宅敷地使用貸借契約書）

2 賃貸型応急住宅の提供

市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、建設型応急住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

第3 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第4 住宅の応急修理

住宅の応急修理に関する基本事項は、次のとおりとする。

なお、資材の備蓄及び被害の認定等については災害対策本部各班の支援を受けて実施する。

1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象者

準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(2) 修理の範囲と費用

- ① 日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とする。
- ② 物置、倉庫や駐車場等は対象外とする。
- ③ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 緊急修理の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 整備帳簿類

市長は、災害救助法が適用され、県知事から住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理について事務委任を受けたときは、県の定める様式に従い、必要な帳簿類を整備する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 対象者

- ① 次の要件を全て満たす者とする。

ア 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。）

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれるものであって、自宅が半壊

（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則 6 か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

② 所得等の要件

ア 準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

イ 大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた者については、所得要件の対象外とする。

（2）修理の範囲と費用

① 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最低限度の範囲で、現物をもって行う。

② 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

（3）応急修理の期限

災害発生の日から 3 か月以内（災害対策基本法第23条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害であつては、6 か月以内）

（4）整備帳簿等

市長は、災害救助法が適用され、県知事から日常生活に必要な最小限度の部分の修理について事務委任を受けたときは、県の定める様式に従い、必要な帳簿類を整備する。

第11節 医療（助産）計画 【保健福祉部】

災害によって、被災地の住民が医療の途を失うような状況になった場合や、一時に多数の負傷者が発生し、応急的な医療と助産が必要となった場合に、この計画により、被災者の救護保護を図る。

- ◎ 実施機関 市長（災害救助法適用 → 県知事）
- ◎ 実施担当班
 - （総務） 保健所班
 - （搬送） 郡山消防署
 - （医療、助産） 郡山医師会・郡山歯科医師会・郡山薬剤師会
 - （応急救護、搬送） 自衛隊

1 医療救護

（1）対象者

災害によって、医療の途を失った者

（2）救護所の設置

市内医療機関での医療措置が確保できない場合、以下により設置する。

① 設置者

ア 保健所班長は、災害の状況により多数の負傷者の発生が予想されるときは、応急的な医療措置を行うため、救護所を設置する。

イ 本部長（市長）は、大規模災害発生に伴い、（ア）で対応が困難な場合自衛隊の派遣による救護所の設置を要請する。

② 設置場所

被災地の最寄りの避難所等で、安全を確保できる建物内に設置する。

③ 医療救護班の編成及び派遣

保健所班長は、所属の指定職員を連絡員に充て、郡山医師会等の協力を得て、医師、看護師等で編成する医療救護班を救護所へ派遣する。

④ 医療措置

ア 軽傷者手当て

イ 医療機関への振り分け

ウ 医療相談

エ 助産

オ その他必要な措置

⑤ 搬送

郡山消防署は、収容可能な医療機関を把握し、救護所の要請に基づき必要な医療機関に搬送する。

⑥ 救護所で用いる災害時医薬品

県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において、郡山市保健所が必要に応じ供給要請を行う。

(3) 医療実施の期間

災害発生の日から14日以内

(4) 保健師及び栄養士等による健康管理の実施

保健所班長は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、県及び関係機関等の協力を得ながら避難所等において保健師及び栄養士等による巡回健康・栄養相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を実施するとともに、避難をしていない被災者については、必要時家庭訪問を実施し、健康相談等に応じる。また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPA T）派遣の協力を要請する。

(5) 報 告

救護所及び健康管理実施状況を速やかに実施機関へ報告する。

※助産については、災害救助法を適用する。

(6) 対応能力を超える多数傷病者発生時の活動体制

保健所班長は、災害発生時により、市内医療機関や救護所の対応能力を超える多数傷病者が発生するおそれがある場合、県や関係機関などに対し、県内災害拠点病院から災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班派遣の協力を要請する。保健所班は、県と緊密に連携して派遣された災害派遣医療チーム（DMA T）等の配置調整等を行う。

また、医療救護が長期化するおそれがある場合には、保健所班長は、県に対し、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣の協力を得て、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るよう要請する。

① 災害派遣医療チーム（DMA T）の業務内容

ア 情報収集及び関係機関との調整

イ 各DMA T本部における統括及び本部業務

ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）

エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）

オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）

カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する医療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空輸送（航空輸送）等

② 医療救護班の業務内容

ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）

イ 応急処置、その他の治療及び施術

ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置

エ 薬剤又は治療機材の支給

オ 医療施設の搬送要否（主に重篤患者）の決定

カ 看護

キ その他医療救護に必要な措置

2 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第12節 防疫計画 【保健福祉部・農林部・都市構想部】

災害時における被災地の衛生条件悪化に伴う感染症の予防等を、この計画により実施し、被災者の健康の保持を図る。

- ◎ 実施機関 市長
- ◎ 実施担当班 (総務、感染症等防疫) 保健所班
(衛生・健康調査) 保健所班、地区本部
郡山医師会
(家屋消毒) 農業政策班、園芸畜産振興班
- ◎ 応援協力班 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、
総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、
区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班

1 発生時の防疫体制の樹立及び情報連絡

実施機関は、災害の状況に応じて臨機に防疫作業ができるよう警戒体制又は非常体制をとるとともに、県と一体的活動ができるよう被害状況の把握及び報告を行う。

被害状況の把握及び報告

- (1) 市は被害の状況を、迅速、かつ、的確に把握しなければならない。
- (2) 市において被害状況を把握したときは、速やかに実施機関に報告する。

2 災害防疫活動

(1) 実施機関

- ① 被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、予防接種法第6条による場合は、知事が行う。
- ② 市で措置不可能の場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 市の業務

実施機関は、県の業務と一体となり、おおむね次の業務について防疫活動を行う。

① 実施業務

ア 清潔方法の実施について

災害防疫実施要綱（昭和40年衛発302号）により速やかに清潔方法（ごみ及びし尿の処理）を実施すること。

イ 消毒方法の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定により、保健所班長の判断に基づき実施する。

浸水した家屋は、細菌やカビの繁殖により感染症が発生するおそれがあることから、清掃と乾燥の徹底を広報及び指導する。床下や庭の消毒は原則不要であるが、状況に応じて必要な対応を行う。

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除について

災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除は、感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律第28条の規定により、保健所班長が定めた地域で実施する。

エ 生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止を命じたときは、市長は、同条第2項の規定に基づき速やかに当該生活の用に供される水の使用使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

実施方法は、第9節給水計画に基づき実施する。

オ 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、速やかに適切な措置をとらなければならない。

カ 避難所の防疫指導等

便所等の衛生管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び指導を行うとともに、感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

キ 防疫作業日誌を作成する。

② 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した後、速やかに防疫内容について実施機関へ報告する。

(注) 災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、国に対し補助金の申請を行う。

第13節 清掃計画 【環境部・上下水道部】

災害によって排出された一般廃棄物を、この計画及び郡山市災害廃棄物処理計画により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。

- ◎ 実施機関 市長
- ◎ 実施担当班 (総務) 環境政策班
(調査) 環境政策班、地区本部
ごみ処理・し尿処理……市委託業者、市許可業者、災害協定締結団体
(収集運搬) 5 R 推進班
(処分) 資源循環班

1 収集体制の確保

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努め、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

このため、あらかじめ廃棄物処理業者及び災害協定締結団体等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

2 調 査

(1) 廃棄物調査

5 R 推進班長、資源循環班長及び地区本部長は、指定職員 2 名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。

●調査項目

- ① 一般廃棄物の排出量と必要車両台数(5 推進班)
- ② 浸水便槽数と予想汲取量(資源循環班)
- ③ 必要仮設便所数(資源循環班)

(2) 一般廃棄物処理施設調査

資源循環班長は、一般廃棄物処理施設の被害状況を調査の上、環境政策班長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手する。

●調査項目

- ① 処理能力
- ② 被害状況及び被害見積額
- ③ 応急復旧工事に要する概算見積額

3 報 告

- (1) ごみ、し尿の収集運搬及び収集運搬車両の状況については 5 R 推進班長が、処分及び処理施設の状況については資源循環班長が、それぞれ被害状況を集約し、環境政策班長に報告する。

- (2) 環境政策班長は、次の事項について、福島県総合情報通信ネットワークを使用し、県に報告する。

●報告事項

- ① 一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見積額
- ② 応急復旧工事に要する概算見積額
- ③ 一般廃棄物処理能力の確保状況
- ④ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

4 ごみの処理

(1) 実施主体

5 R推進班及び資源循環班

(2) 収集運搬の方法(5 R推進班)

- ① 5 R推進班長は、市の一般廃棄物処理施設への自己搬入受入体制を整備するとともに市有車両及び市委託業者の車両により収集する。
- ② その被害の状況により、相当数の車両を必要とする場合は、市と災害協定を締結した団体に委託し収集する。

(3) 処分の方法(資源循環班)

収集したごみは、原則として市クリーンセンターで焼却処分するほか市埋立処分場で埋立処分とするが、可能な限り、分別し、再生処理・資源化するものとする。

(4) 仮置場の設置

- ① 資源循環班長は、災害の状況に応じ、公共施設等を活用して仮置場を設置する。
- ② 設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入動線等を検討する。

5 し尿の処理

(1) 実施主体

5 R推進班及び資源循環班

(2) し尿の収集(5 R推進班)

- ① 災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急に、し尿の収集を行う必要があると認められる場合は、市許可業者及び災害協定締結団体に委託し、収集する。
- ② し尿収集車両等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請を実施する。

(3) し尿の処理(資源循環班)

収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。

なお、衛生処理センターにおいて処理能力を確保できない場合は、環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し、薬品投入等環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。

(4) 仮設便所の設置(資源循環班)

災害が発生し、便所の使用が困難な家庭が多数生じた場合は、仮設便所を設置する。

設置については、市内業者からの借り上げ及び広域応援体制により対応する。

- ① 仮設便所は、公衆便所、公共施設からの距離、人口密度、被害状況等を考慮して設置する。
- ② 設置場所は、避難所等とする。
- ③ 仮設便所は、高齢者や障がい者等の要配慮者が利用しやすいよう、バリアフリー型についても考慮する。
- ④ 仮設便所の汲取りは、原則として1日1回行う。

6 国への廃棄物処理要請

大規模な災害によって市域内に膨大な廃棄物が発生し、国が指定する廃棄物処理特例地域に指定された場合において、市長は被災状況を勘案した結果、市域内の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することが不可能と判断したときは、災害対策基本法第86条の5に基づき、国に対し、災害廃棄物の処理を要請する。

第14節 遺体の搜索、収容、埋葬計画

【総務部・環境部・消防本部・郡山消防署】

災害により、既に死亡していると推定される者の搜索及び収容並びに埋葬の万全を図る。

- | | |
|---------|-------------------|
| ◎ 実施機関 | 市長（災害救助法適用 → 県知事） |
| ◎ 実施担当班 | （搜索協力） 郡山消防署、消防団 |
| | （収容、処理、埋葬） 環境政策班 |
| | （検案） 警察医、郡山医師会 |

1 遺体の搜索

（1）対象者

災害によって、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

（2）搜索活動

市、郡山消防署及び消防団は、県警察機関が行う捜査活動に協力し、災害による行方不明者の早期発見を図る。

（3）報 告

- ① 搜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告する。
- ② 搜索実施のつど、その状況を死体搜索状況記録簿に記入し、県へ報告する。

（4）整備帳簿等

- ・ 死体搜索状況記録簿
- ・ 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- ・ 死体搜索用機械器具修繕簿
- ・ 死体搜索費関係支払証拠書類

2 遺体の収容

（1）収 容

環境政策班長は、郡山消防署、消防団等の協力を得て、遺体を一時保管に適当な施設に収容する。ただし、身元が判明し、引取人があると認められるときは、死体処理台帳に記載の上、引渡す。また、身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺品等を整理して納棺の上、その性別推定年齢・遺品等を死体処理台帳に記載し、遺体安置所等に掲示する。

（2）警察による検視

遺体を発見又は収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受ける。

3 遺体の処理

（1）対象者

災害によって死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置、遺体の一時保管、検案を行うことができない死体

(2) 遺体の処置及び検案

環境政策班長は、保健所班長を通じて、郡山医師会等に医師の派遣を要請し所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を行う。なお、必要に応じ、葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

(3) 遺体の引受け

環境政策班長は、警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、引受ける。

身元判明者については、死体処理台帳に記載の上、引受人に引渡す。

身元不明者については、一時保管する。

(4) 遺体の処理期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

(5) 整備帳簿等

- ・ 救助実施記録日計表
- ・ 死体処理台帳
- ・ 死体処理費関係支出証拠書類

4 遺体の埋葬（火葬）

(1) 災害時に死亡した者に対し、その遺族等が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができない場合に、応急的な措置として埋葬を行う。

(2) 埋葬の方法

環境政策班長は、火葬台帳に記入の上、東山悠苑において火葬に付すこととするが、死亡者が多数出て、火葬できない場合や被災等により火葬が困難な場合においては、県や近隣市町村の協力を得て火葬を行う。なお、火葬後も引取人のない焼骨は東山霊園無縁塔に埋蔵する。

注）被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 埋葬の期間

災害の発生の日から10日以内。

(4) 整備帳簿等

- ・ 埋葬台帳
- ・ 埋葬費関係支出証拠書類
- ・ 火葬台帳

第15節 住居障害物の除去計画 【建設部・環境部】

災害時に、土、石、立木及び災害を受けた工作物等障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に実施する。

1 実施機関

災害時における障害物の除去は、市長（本部長）が行うものとし、災害救助法が適用された場合は県知事が行うが、県知事から委任された場合又は県知事による救助の余裕がない場合は、県知事の補助機関として市長（本部長）が行う。

2 除去の対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、障害物の除去を早急に実施しなければならないものを対象とする。

- （１） 居間、炊事場等、日常生活に欠くことの出来ない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- （２） 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者
- （３） 住家が半壊又は床上浸水を受けた者
- （４） 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合
- （５） 災害救助法が適用された場合は、県の実施基準に基づき行うもの。

3 除去の方法

宅地内の障害物は住民が市で指定した場所に除去する。ただし、自ら除去することができない障害物は、道路維持班、5R推進班及び消防団が除去搬出する。

（１） 工作物等の保管（災害対策基本法第64条）

所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで災害対策本部が指定する場所及び行政センター等に保管し、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。

（２） 障害物の売却及び処分（災害対策基本法施行令第25～27条）

保管した工作物等が滅失し又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用並びに労力を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

（３） 車両、機材調達先 …… 建設業協会等建設業者

（４） 整備帳簿類

- ① 救助実施記録日計票
- ② 障害物除去該当者調
- ③ 障害物除去該当者選考調書
- ④ 障害物除去の状況記録簿
- ⑤ 障害物除去支出関係書類

第16節 緊急輸送計画 【総務部・財務部・建設部・都市構想部】

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員等の移送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、災害の範囲及び状況を総合的に勘案し実施する。

1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 輸送手段

- ① 車両による輸送
- ② 航空機による輸送
- ③ 人力による輸送
- ④ 船舶による輸送
- ⑤ 二以上を用いる輸送

(2) 整備帳簿類

- ① 救助実施記録日計票
- ② 輸送記録簿
- ③ 燃料及び消耗品受払簿
- ④ 修繕費支払簿
- ⑤ 輸送費関係支払証拠書類

(3) 災害救助法が適用された場合は、県実施基準に基づき行う。

2 緊急輸送路の指定

県において災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、次の緊急輸送路を指定している。

市は、市域内における緊急輸送を実施するため、県が指定した緊急輸送路と、市災害対策本部、地域ごとの防災拠点施設等の主要な防災施設を結ぶ緊急輸送ルート
の指定、整備に努める。

(1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、
最優先に確保すべき路線

(2) 第2次確保路線

県地方災害対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路
で、優先的に確保すべき道路

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

3 緊急輸送路の確保

(1) 路線確保の順位

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

なお、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2) 運転者等に対する車両移動の措置

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 車両による輸送

道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行う。

(1) 人員、物資の優先輸送

① 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出された被災者、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

② 物資の輸送

物資輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するが、緊急物資として優先輸送するのは食料品及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

(2) 車両等の確保

① 担当部班

車両等の掌握、配車については、総務部総務法務班が担当し、行政センターについては、行政センター班が担当する。

② 車両の要請

総務部総務法務班及び行政センター班は、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。ただし、市有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業車両を確保し配車する。

③ 車両等確保の協力要請

本部長は、市内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上、他の市町村内で車両等を確保することが効果的な場合は、県及び近隣市町村に協力を要請する。また、「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づく輸送手段の活用を図る。

5 航空機による輸送

(1) 航空機輸送の要請

救命救急活動又は緊急支援物資の輸送などにおいて、迅速な緊急輸送活動を確実に行うため、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県を通しヘリコプターの派遣の要請を行う。

(2) ヘリコプター発着又は物資投下可能な地点の選定

別冊 資料編参照

6 人力による輸送

(1) 労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。労務者の確保は、第18節「労務供給計画」に定める。

(2) 自衛隊の要請

総務部総務法務班は、労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊に対する災害派遣要請は、第21節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める。

7 船舶による輸送

湖南地区において災害が発生し、陸上輸送が不可能な場合又は湖上による船舶輸送の方が効率的な場合に、船舶輸送により必要物資の確保を図る。

船舶の借上げ及び応援要請

船舶輸送を必要とする場合は、近接市町村の船舶取扱業者、観光船を借上げるが、確保出来ない場合は、県又は近接市町村に依頼し応援を求める。

第17節 交通施設応急対策計画 【農林部・建設部】

災害により、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し若しくは発生するおそれがある場合は、交通の安全と施設の保全のため、又は資材、人員の緊急輸送のために、交通規制及び放置車両の移動その他の応急対策を行う。

1 実施機関

交通規制等の交通応急対策は、次の区分により実施する。

区 分	実施責任者	主 な 実 施 内 容 ～法抜粋掲載～
道 路 管理者	国土交通大臣 知事 市長	(道路法第42条) 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように、維持又は修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努める。 (道路法第46条) 道路の破損、欠壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合は、通行の禁止又は制限を行う。 (道路法第68条) 非常災害時においては、災害現場の土地、土石等を使用、収用し、又はやむを得ない場合は、付近の者を防ぎよに従事させることができる。 (災害対策基本法第76条の6) 区間を指定して通行の妨げとなっている車両等の移動及びやむを得ない限度に破損することができる。
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (災害対策基本法第76条の4) 道路管理者に対し、第76条の6に定める車両の移動及び破損を要請することができる。 (道路交通法第4条、第6条) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは交通の規制をすることができる。 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 主要交通路の確保

道路管理者は主要な道路、橋梁の実態を巡回調査等により、常に把握して交通の確保に努めるとともに、災害発生状況に応じて随時迂回できるようあらかじめその代替路線を選定しておく。

3 交通支障箇所の通報・連絡

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報又は通知する。
- (2) 災害時に道路、橋梁の被害、その他により通行が危険であり、又は混乱している状態を発見した者は、速やかに関係機関に通報する。

4 交通規制等に関する措置

道路管理者、警察、その他の関係機関は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合においては、互いに連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、速やかに次の要領により規制を行う。

(1) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により承知したときは、警察機関など関係機関と密接な連絡をとり、所定の道路標識を設置等必要な範囲の規制を行う。

(2) 警察機関

災害発生地における被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のため、次により措置する。

- ① 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。
- ② 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行う。
- ③ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(3) 交通規制の方法等

① 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口や、これらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

※ 「標示」の様式（災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2）



備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

② 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行う。

③ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要に応じて、迂回路を設定し、誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

④ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

（4）緊急通行車両に係る確認手続

① 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

② 確認手続き

知事又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書については、当該車両に備え付ける。

※ 「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

※ 「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第4）

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 [㊤] 公安委員会 [㊤]	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(5) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

- ① 公安委員会は、緊急通行車両等の需用数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行う。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行う。この場合においては、確認のため必要な審査は省略する。
- ③ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図る。
- ④ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。
- ⑤ 市においても「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き要綱」に基づき市保有の災害応急対策に使用する自動車は、郡山警察署及び郡山北警察署に対し、事前に確認申請を行い、緊急通行車両として、事前届出済の交付を受ける。

5 運転者の執るべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したとき、又は発生したのを知ったときにおける運転者の執るべき措置は次のとおりである。

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動する。

- ① 低速走行に移行するとともに、カーラジオで郡山コミュニティ放送（FM79.1MHz）等により継続して交通情報等を聴取し、その情報に応じて行動する。
- ② 大規模地震や大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生じるおそれがあることから、車両を置いて避難するときは、原則、道路外の空地、コンビニエンスストアの駐車場等に停車させドアをロックし避難する。

なお、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させる。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害にならないよう駐車しなければならない。

(4) 前記(3)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となる

ときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない範囲において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)において警察官がその場にいない場合に、「警察官職務執行法」について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

7 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう被害箇所を速やかに復旧するとともに、その復旧状況を関係機関に報告、通報する。
- (2) 応援要請
道路管理者は、応急対策を行うために、災害により不通となっている道路、橋梁を緊急に使用する場合は、他の道路管理者の応援を求めてその道路、橋梁の復旧を図る。
- (3) 仮設道路の設置
道路が大部分損壊し、他に交通の方法がない場合、仮設道路、橋梁を設置して応急的に交通の確保を図る。

第18節 労務供給計画 【総務部・環境部・保健福祉部・建設部】

この計画は、必要な人員を確保し、労務供給体制の万全を図ることにより、災害応急対策を迅速、的確に実施することを目的とする。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活用については本部長が行う。

・実施担当班

(総括)	総務部総務法務班、総務部人事班、行政センター班		
	建設部道路建設班	・ ・ ・ ・ ・	建設業労務者の雇い上げ
	環境部環境政策班	・ ・ ・ ・ ・	清掃・衛生関係労務者の雇い上げ
	保健福祉部保健所班	・ ・ ・ ・ ・	医療助産関係労務者の雇い上げ

2 労務者の雇用

(1) 雇用方法

労務者の雇用は、総務部総務法務班が総括し、各班が市内に居住する建設業者等の協力を受けて雇用する。

(2) 雇用範囲

- ① 被災者の避難
- ② 医療助産の移送
- ③ 被災者の救出のための機械器具資材の操作
- ④ 救助物資の支給
- ⑤ 遺体の搜索処理
- ⑥ その他災害対応に係る必要な業務

(3) 労務者の動員要請

災害の程度により各対策部が労務者を必要とするとき、次の事項を示し、総務部総務法務班に要請する。実施については、各担当班とする。

総務部総務法務班及び総務部人事班は、作業が不可能又は労務員が不足すると判断したときは、県を通じ応援又は派遣の要請を行う。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 従事場所
- ④ 労務の種類
- ⑤ 就労予定期間
- ⑥ 所要人員
- ⑦ 集合場所
- ⑧ その他参考事項

第19節 文教対策計画 【文化スポーツ部・教育総務部・学校教育部】

教育施設の被災、又は小・中学校の児童生徒の被災により通常の実施できない場合、文教施設の応急復旧を行うとともに、被災した児童生徒に学用品等を支給する等応急措置を実施し、教育に万全を期する。

1 実施責任

- (1) 市立の小・中学校などの文教施設の応急復旧対策は、市長（本部長）及び市教育委員会において行い、担当は各施設を所管する各班がこれに当たる。
- (2) 災害発生に伴う各小・中学校の適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急措置対策

(1) 休校等の措置

① 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象状況となった場合、各学校長は学校教育推進班と協議し、必要に応じて、教育課程の変更等の措置をとり、児童生徒の安全確保に努める。帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童等に対しては教師が付き添う等の措置をとる。また、災害によって子ども達が受ける精神的不安を取り除くため専門的相談員や臨床心理士等による指導の強化を図る。

② 登校前の措置

休校等の措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、その他確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

(2) 臨時的教育施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、被害の程度によって次の方法による。

① 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足するときには二部制授業等の方法をとる。

② 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

公民館等の公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用する。

③ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

応急仮校舎の建設等

利用すべき公共的施設がない場合には、応急仮校舎を建設する等の対策を講じる。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 調達の方法

① 教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し供給を受ける。また、市内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済みの教科書等の供与を依頼する。

② 学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により調達する。

(2) 支給対象者

住家が、全焼、半焼、全壊、半壊、流失又は床上、床下浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒が、教科書及び学用品等を滅失、又は毀損した場合に支給する。

(3) 給与の方法

学校教育推進班は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通じて対象者に支給する。

(4) 支給品目

① 教科書

② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

③ 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

④ その他、①②③以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜調達支給する。

4 教科書及び学用品等の給与の費用並びに期間等

教科書及び学用品の給与品目、費用並びに給与期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

5 学校給食対策

学校管理班は、応急給食の必要があると認めたときは、県及び関係機関と協議の上、応急給食を実施する。

ただし、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮する。

なお、給食の再開に当たっては、衛生管理に十分注意をする。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため、学校給食施設を使用したとき（この場合、速やかに県教育委員会に報告する。）

(2) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

(3) 伝染病その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

(4) 給食物資の調達が困難なとき。

(5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

6 社会教育施設等の応急対策計画

文化財が被災した場合には、応急措置を速やかに実施し、本修理を行う。

(1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防ぎよ柵を設けるなどして、現状保存を図れるようにする。

(2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるように

する。

- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能な場合、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が破損した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境が整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

7 社会体育施設の応急対策計画

スポーツ振興班は、常に施設等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画をたて、施設の保全に努める。

8 学校避難所の開放措置対策

学校教育推進班は、各学校長と緊密な連絡を保ち、被災した住民の避難所として有効に活用できる態勢をとる。

第20節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画

【総務部・政策開発部・保健福祉部・産業観光部・農林部】

災害時においては、市民の自発的な防災組織の活動が、被害軽減に大きな役割を果たすことから、発災直後の初期消火や救出救助、避難行動要支援者の避難誘導、避難所運営等を行う。

1 自主防災組織

自主防災組織はコミュニティ活動を促進し、地域における連帯感の向上を図るとともに、防災活動に取り組む。

- (1) 地域住民の安否確認、避難場所への誘導、要支援者への援助
- (2) 資機材等を使用した救出救護
- (3) バケツ、消火器等を使用した初期消火
- (4) 被害等の災害情報収集伝達
- (5) 避難所における炊き出しや救援物資の分配

2 各団体による協力業務の内容

- (1) 食料、飲料水、その他生活必需物資の支給等
- (2) 医療活動等
- (3) 被災者の安否確認、遺体の搜索、収容、身元確認
- (4) 身元確認、避難立退き受入、炊き出し等
- (5) 異常現象、災害危険箇所発見等
- (6) 災害に関する予警報、その他情報等の市民への伝達
- (7) 災害時における広報、広聴活動
- (8) 災害時における被害の認定
- (9) その他の災害応急対策業務

第21節 自衛隊災害派遣要請計画 【総務部】

災害時における自衛隊の災害派遣要請に関しては、次のとおりとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合（非代替性）とする。

また、特に人命にかかわるものについては、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣を要請する。

なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで自主的に部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣要請の要求

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、知事に対して、自衛隊の災害派遣を要請する。

（1）災害派遣要請の要求方法

① 市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事（災害対策課）へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策課）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 市長は、前項の要求ができない場合は、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊長に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。また、通知を受けた連隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

（2）勤務時間外及び休日等の連絡体制

勤務時間外、休日等に災害が発生し、自衛隊の派遣が必要となった場合には県、福島県県中地方振興局の宿直員を通じ要請する。

（3）担当班

自衛隊の災害派遣の要請は、総務部総務法務班が行い、県への連絡は県中地方振興局県民環境部県民生活課に対して行う。なお、派遣活動の初動を迅速にするため、災害の救援が特に緊急を要し、かつ人命の救助に関する場合、本部長は災害地域を所管する警察署長及び建設事務所等関係機関の長と連絡を密にし、直接自衛隊に対し通報するこ

とができる。この場合においては、事後、速やかに県中地方振興局長を経由して、知事に対し災害派遣の手続きを行う。

(4) 要請先

① 災害派遣統括部隊

所在地 福島市荒井字原宿1
電話 024-593-1212
担当者 第44普通科連隊第3科長（内線267番）
防災無線811-280-01
時間外 福島駐屯地当直司令（内線302番）
防災無線811-280-02

② 災害派遣隊区部隊

所在地 郡山市大槻町字長右エ門林1
電話 024-951-0225
担当者 第6高射特科大隊第3係連絡幹部（内線487番）
防災無線811-380-01
時間外 郡山駐屯地当直司令（内線302番）
防災無線811-380-02

3 災害派遣の活動内容

項目	内容
被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動
道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等
医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送
給食・給水	被災者に対する給食及び給水活動

入浴支援	被災者に対する入浴支援活動
救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第1号））
危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。

4 災害派遣部隊の受入れ

本部長は、災害派遣部隊を受入れるときは、部隊指揮官と協議して、他の防災関係機関の活動と重複しないよう緊密な連携を図り、効率的な作業分担を図る。また、自衛隊の支援活動に支障がでないよう十分な措置を講じる。

- （１） 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- （２） 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- （３） 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導する。
- （４） 作業の優先順位を部隊指揮官と協議し決定する。
- （５） 住民への協力要請（民地の借用等）
- （６） 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

5 自衛官の権限

- （１） 災害派遣を命ぜられた部隊等は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市長や警察官がその場にいない場合は、災害対策基本法に基づき、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは、ただちにその旨を市長に通知する。
 - ① 警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限・禁止並びに退去命令（第63条第3項）
 - ② 他人の土地等の一時使用等（第64条第8、9項）
 - ③ 現場の被災工作物等の除去等（第64条第8、9項）
 - ④ 住民等の応急措置の業務に従事させること（第65条第3項）
- （２） 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合は、自衛隊法の規定に基づき警告及び避難等の措置をとることができる。

6 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、県中地方振興局長を経由して、知事に報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭、若しくは電話等で要請し、その後文書を提出する。

派遣部隊の撤収を要請する際は、次の事項について十分調整を行う。

- (1) 市、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- (2) 行方不明者の搜索の場合、家族との調整

7 災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。ただし、2以上の市町村域にわたる場合は、関係市町村長が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動の用に供するため、派遣場所及び宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料
- (3) 救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び賃借料並びに現地で調達した資機材の費用
- (4) その他、活動に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市長と派遣部隊等の長との間で協議する。

8 ヘリポートの確保

あらかじめ定められたヘリポート、又は必要に応じヘリポートに選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等、広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県（災害対策課）に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。

- (1) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し、又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (2) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で、直径10mのH印を描き、上空よりの降下場所選定に備えるよう努める。
- (3) 自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリポート）に応じ、当該地の管理者は速やかに場外着陸場使用許可をする。

第22節 公安警備計画 【政策開発部・市民部・建設部】

1 災害予防に関する計画

(1) 危険区域等の調査

本部長は、効果的な災害警備活動を実施するため、現地調査を行い、必要な基礎資料を作成するとともに、情報の変化に応じて修正を行い、常に活用できるようにしておく。

- ① 災害発生が予想される河川、湖沼、ダム及びため池
- ② なだれによる危険箇所
- ③ 雨量観測所
- ④ 水位観測所
- ⑤ 爆発、又は引火性のある薬品、油脂類等の製造所、貯蔵所、販売所、取扱所
- ⑥ 毒物、農薬等の製造所、販売所、又は取扱所

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害現場の警戒警備

本部長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずる。

- ① 避難時の誘導
- ② 残留者の救出、負傷者の救護等
- ③ 一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
- ④ 交通規制に伴う検問所設置等による、交通指導取締り
- ⑤ 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
- ⑥ 特別警らの実施と防犯活動
- ⑦ 犯罪捜査活動
- ⑧ 治安情報の収集等

(2) 広 報

広聴広報班長は、第4章第6節「避難救出計画」に基づき、広報活動を行い、心身の安定を図る。

(3) 警戒・警備体制の解除

災害の危険状態が解消、又は発生した災害に対する応急措置が完了したときは、本部長は警察署長と協議して解除する。

第23節 電力施設応急対策計画

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターとの協力体制並びに緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処する。なお、電力設備の復旧・予防対策は「東北電力ネットワーク(株)非常災害対策実施基準」による。

また、電気事故防止のため、電気供給設備に次のような異常を発見した者は東北電力ネットワーク(株)の所定の連絡先へ通報する。

- 1 電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき。
- 2 電線が断線、垂れ下がっているとき。
- 3 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき。
- 4 電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき。

第24節 ガス施設応急対策計画

災害のため、都市ガス及びプロパンガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には市長はガス供給機関に通知し、その速やかな措置について広報等に努める。

1 応急対策

応急対策の実施については、東部瓦斯(株)福島支社、(社)福島県L Pガス協会郡山支部に依存するが、その概略は次のとおりである。

(1) 需要家関係

- ① 災害により供給に支障をきたすおそれがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。
- ② 供給を停止する場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。さらに供給再開に当たっては、導管内のエアージェットを完全に実施し、二次災害の防止を図る。

(2) 導管関係

- ① 災害時においては、供給ガスの附臭率を増加し、ガス漏えいの発見を容易にし、引火爆発、中毒などの事故防止を図る。
- ② 導管折損などのために、ガス漏えいが甚だしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講ずる。
- ③ 修理要員を増員し待機させると共に、導管の漏えい箇所に対して早急な措置を講ずる。
- ④ 応急修理後も漏えいガスによる事故防止のための巡回を実施し、特に橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。
- ⑤ 災害の規模に応じて他機関の応援を求める他、他機関からの要請のため出動できる態勢を整えておく。

(3) 構内関係

- ① 製造設備、電力設備、機械設備、ガスホルダー等を点検し、損傷部分は早急に応急修理を施す。
- ② 電力、水道、通信施設の復旧はもとより、工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。
- ③ 原料、ガス確保のため関係方面に働きかける。

第25節 特殊災害・大規模火災応急対策計画 【総務部・環境部・農林部・消防本部・郡山消防署】

1 危険物、高圧ガス及び火薬類貯蔵、取扱施設等応急対策

市及び防災関係機関は、地震等の災害時には、危険物、高圧ガス及び火薬類の貯蔵、取扱施設等の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止に努めるとともに、周辺住民や施設の従業員等に対する被害防止を図るため、次の項目に留意し事業所等に指導を行い被害の軽減を図る。

(1) 危険物及び高圧ガス（可燃ガス）

関係施設の所有者、管理者、占有者は災害が発生した場合には、施設内の使用火気は完全に消火し、施設内の電源は状況に応じ保安経路を除いて切断する。また、施設内における貯蔵施設の補強及び保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講ずる。

(2) 火薬類

火薬類を貯蔵、又は販売する者は、災害が発生した場合に、貯蔵火薬類を安全な地域への移動の措置をとり、見張りを厳重にしておく。また、移動措置をとることができない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。さらに火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、内部に防火措置を講ずるとともに、関係機関に通報し、付近住民の避難を依頼する。

2 大規模火災

林野、住宅密集地等において大規模な火災が発生した場合、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確に消火活動を実施し、人家被害及び森林資源焼失等の軽減を図る。

(1) 発見及び通報の指導

森林、原野、住宅密集地等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報すること。

また、発生した火災が小規模な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、初期消火活動に努めること。

(2) 消火・救出活動

① 火災防ぎょ活動

消防本部及び郡山消防署は、消防団、警察、森林管理者、自主防災組織、福島県消防防災航空隊等と連携し、消火活動及び延焼防止活動を実施する。

② 現地指揮本部

火災が大規模で総員出動が必要な場合は、市長を本部長とする現地指揮本部を開設し、消火活動の指揮、被害情報の収集等に当たる。

③ 福島県消防防災航空隊に対し、火災現場を上空から偵察するとともに、孤立した負傷者等を発見した場合は、直ちに他の業務に優先して救助活動を行うよう依頼する。

(3) 避難・誘導

① 登山者・来訪者等の退去

森林内に登山者等がいる場合又は建物密集地内に来訪者等がいる場合は、市、消防機関及び警察等は連携して広報車等により広報を行い、速やかに退去するよう呼びかけを行う。

② 住民の避難

市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示を行い他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。

(4) 広域的な応援要請

市長は、林野火災等が隣接市町村に及ぶなどにより、消防本部、郡山消防署及び消防団のみでの消火活動が困難であると判断した場合、次により応援を要請する。

- ① 相互応援協定に基づく県内の他の市町村への応援要請
- ② 広域消防相互応援協定に基づく県内の他の消防本部への応援要請
- ③ 県に対する大規模特殊災害時における広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請
- ④ 県に対し緊急消防援助隊の応援要請
- ⑤ 県に対し自衛隊の応援要請

(5) 鎮火後の措置

消防機関は大規模火災鎮火後においても再燃に備え、当分の間警戒にあたる。

市は、森林等の所有者又は管理者に対し、焼失した土地が崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うよう指導する。

また、必要に応じて県及び他の関係機関と広域的に連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画により、迅速及び円滑に大規模な被災地域の復旧作業を行う。

第26節 土砂災害応急対策計画【総務部・建設部・消防本部・郡山消防署】

1 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の利活用

気象庁が大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

警戒レベル・危険度の色・防災気象情報・避難行動の関係

相当する警戒レベル	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解 説
5相当	災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	大雨特別警報（土砂災害）	緊急安全確保	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 命を守る最善の行動をとる。
4相当	危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	土砂災害警戒情報	避難指示	現況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達 命の危険が及ぶと土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況、まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。
3相当	警戒 2時間先までに警報基準に到達すると予想	大雨警報（土砂災害）	高齢者等避難	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達 土砂災害への警戒が必要で、高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。
2相当	注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	大雨注意報	—	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達 土砂災害への注意が必要で、ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
—	今後の情報等に留意	—	—	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

- ① 土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。
- ② 市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、関係機関へ連絡する。
- ③ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の市民は、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、上記の消防機関等が避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

(4) 避難指示等の実施

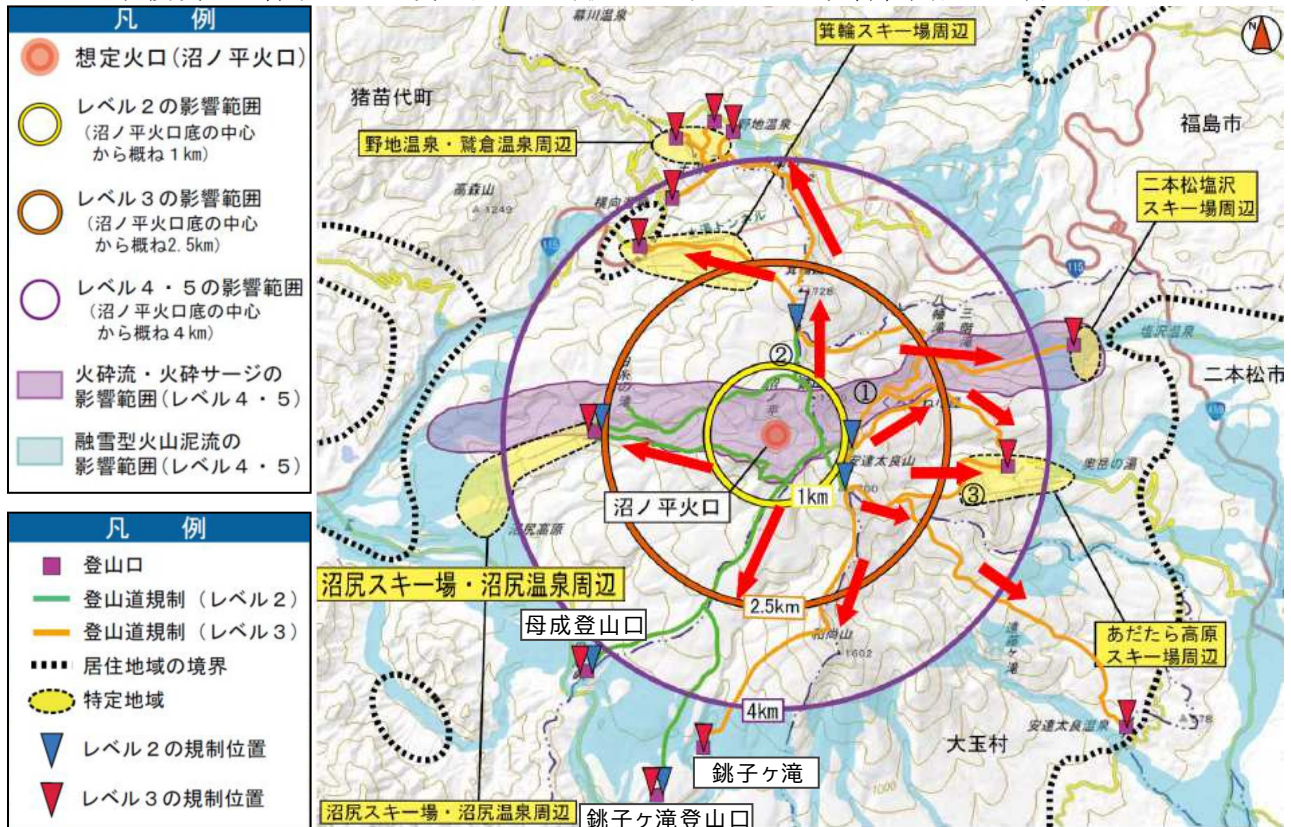
土砂災害警戒情報や大雨に関する警報等、並びに被災概要調査の結果により、被害発生及び発生の可能性が高いと見込まれるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難に関する指示及び避難誘導等を実施する。

第27節 火山災害応急対策計画

【総務部・農林部・産業観光部・建設部・上下水道部・消防本部・郡山消防署】

本計画は、大規模な火山活動による爆発及び火山現象等により、周辺の地域住民や登山者等の危険防止と火山災害の軽減を図るため、火山活動に関する情報等の収集及び伝達、避難等に必要な措置について定める。

1 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲及び避難方向



2 災害情報の収集及び伝達

I P無線機、ファックス等の有効活用により、関係行政センター等との連絡を密にし、情報の収集及び伝達に努める。

- (1) 人的被害及び住民被害の状況
- (2) 噴火規模及び火山活動
- (3) 被害の範囲
- (4) 避難道路及び交通の確保の状況
- (5) その他必要と認める事項

3 連携強化

安達太良山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、県及び気象台と、安達太良山の活動に関する情報等の収集、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援態勢の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制を構築する。それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、噴火警報やその他火山活動に関する情報を交換し、火山活動の状況や被害情報等について、国、県、関係市町村、火山専門家

等と情報を共有し、火山災害応急対応について連携強化を図る。

4 避難誘導及び救出

火山現象の異常が確認され、災害が発生するおそれがあり、登山者等の生命及び身体の保護に対し緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報を受けたときは、登山者等に避難指示等を発令するとともに、入山規制を行う。

また、救出、救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

（１） 居住地域における避難対象地域

「安達太良山火山ハザードマップ」、「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」、「噴火警戒レベル」及び「安達太良山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。

居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）

避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、玉川）、喜久田町（堀之内、前田沢）
--------	---------------------------------

居住地域における避難対象地域（融雪型火山泥流）

避難対象地域	熱海町（石筵、高玉、安子島、玉川）、喜久田町（堀之内、前田沢、前田沢一丁目、原三丁目）、日和田町（高倉）
--------	--

（２） 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

火口周辺規制、入山規制、避難指示等の発令基準はおおむね以下のとおりである。

避難指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね１ｋｍの範囲）
入山規制	・噴火警戒レベル３（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね２．５ｋｍの範囲）
高齢者等避難	・噴火警戒レベル４（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）

避難指示	・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）
警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定

5 噴火時等（緊急フェーズ）の対応

防災体制、情報収集、情報伝達の周知内容（例）、避難所の開設等については、地域防災計画資料編の「第1 自然災害 3 火山 （6）噴火時等（緊急フェーズ）の対応」とおり。

6 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第4章 第11節 医療（助産）計画」による。

7 交 通

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第4章 第16節 緊急輸送計画」、「第4章 第17節 交通施設応急対策計画」による。

第28節 原子力災害応急対策計画【各部・消防本部・郡山消防署】

原子力災害に関し、本市への影響が予想されるとき、又は県から原子力災害に係る特定事象発生等の情報提供があり、必要な対策を実施する必要があるときは、市内の混乱と情報の錯綜を最小限に食い止めるとともに、市民生活及び健康を保持するため、この章の各節に基づき対応するとともに、速やかに次の対策を実施する。

1 情報収集及び周知

(1) 情報の収集提供

東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所のほか全国の原子力発電所の状況、市内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視するとともに、発生した事象の規模、想定される本市への影響、今後の見通し等について確認できる体制を整備する。

また、国により「緊急時モニタリングセンター（EMC）」が設置されるとともに県により緊急時モニタリング計画が作成された場合は、これに従い本市においても各種のモニタリング調査を迅速に行うこととし、併せて市民に情報提供する。

(2) 県からの情報への対応

- ① 事故発電所からの特定事象発生時の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、その他必要と思われる事項について、福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達された場合、これらの情報を庁内各部へ周知する。
- ② 暫定的な重点地域外等の安全を確保するため、県内各地方振興局の所在地及び県境付近における空間線量率等の測定結果が福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達されることから、これらの情報を庁内各部へ周知する。
- ③ SPEEDIネットワークシステム（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等による放射性物質の正確な拡散予測は困難とされているが、拡散方向等の情報が提供された場合は、可能な範囲で活用する。

2 応急対策

県内の原子力発電所関係周辺市町村又は茨城・新潟県内の関係市町村に屋内退避及び避難の決定が出された場合や本市も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。

原子力発電所関係周辺市町村

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する13市町村

【いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】

(1) 情報収集

国、県等からの情報に基づき、発生した事故の規模、想定される本市への被害、今後の見通し等について最新で正確な情報の収集に努め、速やかに必要な情報を市民に提供する。

(2) 飲食物、生活必需品等の供給

原発事故等発生時には、降下した放射性物質の影響による飲食物の摂取制限等が想定されるほか、県内外からの物資の流通の停止による飲食物や生活必需品等の不足も想定されることから、状況により備蓄品を市民に供給する。

また、「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」により、締結業者に協力を要請する。

(3) スクリーニング及び健康相談等の実施

保健所においては、原子力発電所関係周辺市町村を通過した市民、健康を不安視する市民のために相談窓口を設けるほか、県と協力し原子力発電所周辺市町村からの広域避難者等を対象としたスクリーニングを実施する。

また、必要に応じて被ばく医療提供のための医療機関を紹介する。

(4) 広域避難に対する避難者受け入れ

広域避難に関する協定を締結した被災市町村から、広域避難に対する避難者受け入れの要請を受けた場合は、郡山市地域防災計画第4章第6節「避難救出計画」、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、県、被災市町村に協力して、本市施設における避難所開設及び運営等を実施する。

(5) 燃料等の確保

燃料供給について、県、他自治体、及び事業者団体等に広く協力を要請する。

第29節 災害救助法の適用【総務部・政策開発部・環境部・保健福祉部・建設部・都市構想部・学校教育部・上下水道部】

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、市町村ごとに判定が行われるが、原則として同一原因により次に掲げる適用基準のいずれかに該当する被害が発生し、現に被災者が救助を必要とする状態にあるときに、速やかに適用される。

- (1) 郡山市の住家滅失数150世帯以上
- (2) 福島県内の住家滅失数1,500世帯以上で、郡山市の住家滅失数が75世帯以上
- (3) 福島県内の住家滅失数7,000世帯以上で、郡山市内の多数の住家が滅失
- (4) 多数の者の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 住家被害の認定

災害救助法の認定に際しては、住家被害の程度の認定が重要な要素となるが、滅失、半壊等の基準は次のとおりとする。

(1) 住家が滅失した場合

住家が損壊、消失、若しくは流出した場合、その面積が延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度

(2) 住宅が半壊し、又は半焼する程度に著しく損傷した場合

住家が損壊し、又は流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが不可能な状態となった場合

3 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流出）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については、3世帯をもって1世帯とみなす。

4 適用手続き

本市における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合は、市長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。

5 応急救助の実施

災害救助法に規定された救助業務は以下のとおりである。

- (1) 収容施設（避難場所、応急仮設住宅）の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にあった者の救出
- (6) 災害にあった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の検索及び処理
- (11) 障害物の除去

6 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、県が作成する「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

第30節 受援計画 【総務部・財務部・税務部・環境部・保健福祉部・建設部・都市構想部】

大規模災害時等における人的・物的支援の受援体制及び受援業務の選定等については、本計画の定めによる。

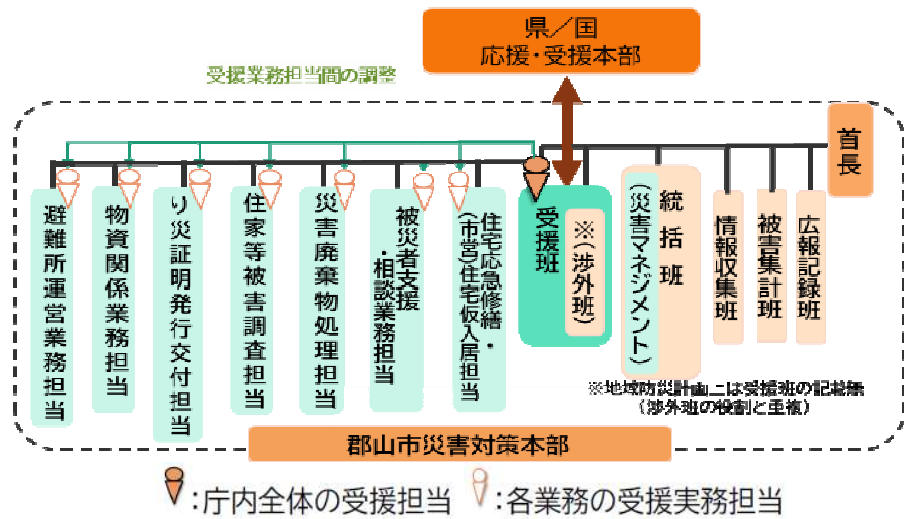
1 概要

災害発生時の人的・物的資源の受け入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定め円滑な受援体制を図ることを目的とする。

2 受援活動等

受援活動等の具体的な内容については、「郡山市災害時受援計画」による。

3 受援組織



4 地域内輸送拠点

No.	拠点名 (施設名)	管理者	所在地（住所）、連絡先	面積	備考
1	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	防災危機管理課	緑ヶ丘東二丁目 22-34 024-924-2161	77 m ²	
2	郡山ヒロセ開成山陸上競技場	総合体育館	開成一丁目 5-12 024-934-1500	約 3,480 m ²	床面積
3	旧高野小学校	公有資産マネジメント課	西田町丹伊田字万才光 内 160	560 m ²	
4	郡山市役所 ※本庁 1 階ホール	総務法務課	朝日一丁目 23 番 7 号 024-924-2941	約 525 m ²	正面 階段下
5	宝来屋郡山総合体育館	総合体育館	豊田町 3 番 10 号 024-934-1500	約 90,240 m ²	床面積

この他、東日本倉庫株式会社との協定に基づき、地域内輸送拠点を確保する。

第5章

災害復旧計画

第5章 災害復旧計画

災害復旧は、被災した施設の復旧はもとより、再度の被害の発生を防止するため必要な施設の改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を確立し、早期復旧を目標にその実施を図る。なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握する。

また、大規模災害時には、多くの人々が被災し、地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となることから、災害時の市民生活の安定を図ることを目的として、関係機関と協力し、緊急の措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1節 公共施設災害復旧計画【各部】

本章は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画であり、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度も十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 実施責任者

市長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施する。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施に当たっては、人員資材等を最大限に活用して、復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るため状況に応じて次のとおり実施する。

(1) 復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

(3) 応急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的、速やかに適切な復旧措置を講ずる。

3 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

① 河川災害復旧事業

② 道路災害復旧事業

③ 単独災害復旧事業

ア 河川災害復旧事業

イ 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 公園施設災害復旧事業
- ③ 市街地埋設災害復旧事業
- ④ 単独災害復旧事業

ア 街路災害復旧事業

イ 公園施設災害復旧事業

ウ 市街地埋設災害復旧事業

(3) 農林施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 下水道施設災害復旧事業

(6) 住宅災害復旧事業

(7) 社会福祉施設災害復旧事業

(8) 公共医療施設災害復旧事業

(9) 学校教育施設災害復旧事業

(10) 社会教育施設災害復旧事業

(11) その他の災害復旧事業

4 災害復旧に関する主な法律

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年 法律第97号）

(2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（昭和25年 法律第169号）

(3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年 法律第247号）

(4) 道路法（昭和27年 法律第180号）

(5) 河川法（昭和29年 法律第71号）

(6) 砂防法（昭和30年 法律第29号）

(7) 公営住宅法（昭和26年 法律第193号）

(8) 生活保護法（昭和25年 法律第144号）

(9) 児童福祉法（昭和22年 法律第164号）

(10) 身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）

(11) 知的障害者福祉法（昭和35年 法律第37号）

(12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号）

● 激甚災害

著しい激甚の災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を早期に受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 リ災証明 【税務部・都市構想部】

災害対策基本法第90条の2に基づき、り災した世帯が、災害復興のために各種施策を受けるための手続きに必要となるり災証明書の手続きは次のとおりである。事務の詳細は別途「郡山市り災証明交付に関する要綱」において定める。

なお、火災被害によるり災証明書の発行は、郡山消防署が行う。

1 発行手続

(1) 申 請

市内において風水害及び地震等の自然災害により被害を受け、り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明交付申請書（第1号様式）に、次の書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

① 次の書類等のいずれか

居住者の場合：居住の実態を示す書類

建物の所有者の場合：登記簿謄本等、建物の所有を示す書類

事業所の場合：登記簿謄本、納税通知書等、事業所の存在を示す書類

② り災状況が判断できる写真等

(2) 交 付

市長は、り災者から、り災証明申請書により申請があったときは、申請者の立証資料等をもとに、り災証明書を発行する。なお、証明書を交付したときは、り災証明発行簿に所要事項を記載しなければならない。

(3) 現地調査

災害救助法が適用される程度の大規模災害については、り災者から求めがあった場合は、次の要領により現地調査を行う。

① 1次調査

建物の外観により損害の程度を判断する。り災者の立会いは必ずしも要しない。

② 2次調査

1次調査結果に対する再調査の依頼があった場合は、り災者の立会いのもと、建物の外観及び内部の損害の程度を調査する。

③ 3次調査

2次調査結果に対する再調査の依頼があった場合は、り災者の立会いのもと、再度建物の外観及び内部の損害の程度を調査する。

2 証明の範囲

(1) 建物が全壊・半壊・一部損壊又は軽微な損壊の被害を受けた場合

(2) 建物等において、床上浸水又は床下浸水の被害を受けた場合

(3) その他自然災害により被害を受けた場合

3 証明の基準

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月内閣府（防災担当））等による。なお、現地調査における調査票等は別に定める。

4 証明手数料

り災証明書の発行手数料は無料とする。

5 り災証明書交付の迅速化

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するように努める。

第3節 資金及びその他の支援計画 【政策開発部・税務部・市民部・文化スポーツ部・保健福祉部・こども部・農林部・産業観光部・建設部・上下水道部】

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市並びに各種金融機関の協力のもとに、現在の各法令及び制度の有機的運用に配慮する。

また、被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、被害者に対して次の対策を講ずる。

1 総合相談窓口の設置

市は、被災者の迅速な生活再建を支援するため、災害規模の程度に応じ、り災証明、災害援護資金、市税等の減免等を一体的に申請することができる総合相談窓口を開設する。ただし、その災害の程度に応じ規模や期間等は柔軟に対応する。

- (1) 総合相談窓口を開設した際には、市ウェブサイト等により被災者への周知に努める。
- (2) 必要に応じコールセンターを設置し、市民からの電話相談を一元的に対応する。
- (3) 相談に対して、外国人住民等を配慮し多言語による相談受付体制の整備に努める。

2 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付け

市は、「郡山市災害見舞金等給付条例」による災害見舞金、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した「郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例」による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けにより、市民生活安定の早期回復を図る。

3 被災者生活再建支援制度

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。

4 義援金の受入れ・配分

義援金の配分は、配分委員会を組織し、協議の上、速やかに配分する。

5 租税の減免等の措置

法令及び条例等の規定に基づき、市税の徴収猶予、減免及び国民保険料の免除、保育所利用者負担額の減免、上下水道料金等の減免、措置を災害の規模に応じて実施する。

6 融資制度の充実

生活福祉資金を始めとする各種資金の貸付

農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被害者の生活安定等を図るため、資金の確保に努める。

(1) 生業資金の支給及び貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金を確

保するため、次の資金等の導入に努める。

- ① 生活福祉資金の災害援護資金
- ② 救助法による生業資金
- ③ 母子父子寡婦福祉資金
- ④ 日本政策金融公庫資金

ア 更生資金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子父子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ① 生活福祉資金の福祉資金 福祉費（住宅補修費）
- ② 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 農林業者等への応急融資

- ① 農業者等に対する経営資金の導入
- ② 農業基盤整備資金、農林漁業施設資金の活用
- ③ 農業経営維持安定資金の長期低利資金の活用

(4) 中小企業融資の確保

- ① 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の活用
- ② 銀行、信用金庫及び信用協同組合等の金融機関の中小企業向け融資配慮の確保

7 被災者に対する職業の斡旋

- (1) 被害により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望、適性等を考慮し、適正な求人を開拓して積極的な就職の斡旋を行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練を実施するよう努める。

8 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税（延滞金等を含む）について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

9 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、市は、低所得者に対し、おおむね次の措置を講ずる。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮程度に応じ最低生活を保障するよう措置する。

10 日本郵便株式会社

災害が発生した場合、公衆の被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害

特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否、通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配分を実施する。

第4節 被災者台帳 【税務部・保健福祉部・建設部】

市は、被災者に対し公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備するよう努める。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) り災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し、必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 被災者台帳の運用

被災者の総合的な支援を可能とし、個人番号制度にも対応する「被災者支援システム」を利用する。

また、市総合行政ネットワークを利用し、り災調査業務、り災証明書発行業務、被災者支援業務等に関して、本庁及び各行政センターとの情報共有を図り、効率的な被災者援護体制を構築する。

第6章

大規模地震対策計画

第6章 大規模地震対策計画

第1節 計画の目的 【総務部】

近年、人口集中や高層建築物の増加等の都市化が進む中において、大規模地震による被害を最小限に食い止め、市民の生命身体及び財産を災害から守るため、大規模地震を想定した地震防災体制、地震防災応急対策に関わる措置等を定め、市域における地震防災体制の確立を図ることを目的とする。

第2節 被害の想定 【総務部】

郡山市全域で、震度6弱以上の地震により、多数の建物が全壊もしくは半壊し、各地に同時多発的に火災や交通機関の事故が発生、市内の主要道路の崩壊や落橋のため、通行不能となり多数の負傷者が出ている。

また、ライフラインの施設にも甚大な被害が発生し、断水、停電、通信サービス等が不通になり、都市ガス、L Pガス漏れが多発している。郡山駅前、大町、中町地区等の高層建築物については、建物内部に多数の人が取り残されている。

第3節 地震防災予防対策【総務部・保健福祉部・農林部・建設部・都市構想部・教育総務部・学校教育部・上下水道部】

第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり

各種施策に関して、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、安心して生活できる防災対策に関しての計画を盛り込み事業を促進する。

本市においても少子高齢化、都市化の進展、危険物施設の増大、自動車の増加、さらには高層ビル、地下施設（地階・地下道等）等新しい都市施設の出現により、震災拡大につながる社会的要因が増加し、また、市街地のスプロール化（外延化）による市街地地域間の分断、対応エリアの拡大など、ひとたび大地震が発生すると、大被害を受けるおそれがある。

災害時の避難路、避難場所としての緑地の確保、公園、学校など公共施設の整備を推進する。また、市街地再開発事業、土地区画整理事業等に当たっては、できる限り防災空間の確保に務め、都市防災の安全性の向上を図る。

さらに、本市は広域都市のため、各事業遂行に当たっては、市内全域において災害に強い安全なまちづくりを進める。

1 建築物等の耐火対策の促進

建築物自体の耐火、防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物は、防火避難上の各種の措置の徹底を図っていく。

2 建築物等の耐震対策の促進

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）において、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準以前の建築物が特に大きな被害を受けたことから、当該建築物の耐震性の向上を図っていく。

（1）郡山市耐震改修促進計画

市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な計画を、平成21年3月に策定し、その後、平成28年3月に改定するなど耐震化の促進を図っている。

引き続き社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容も踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直しに取り組む。

（2）建物の耐震診断及び耐震改修の促進

① 住宅等

住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するために非常に重要であり、市民自らが、その自覚のもとに実施するものである。

そのため、耐震診断及び耐震改修の必要性の普及、啓発に努める。

② 公共施設等

学校、公民館等多数の者が利用する施設や庁舎の耐震診断及び耐震改修についても、計画的に実施していく。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀（石塀を含む）の所有者又は管理者に対し、日頃からの安全点検及び耐震性の確保について普及、啓発に努める。

特に、多くの歩行者や車両等が通行する道路（通路）沿いに設置されたブロック塀の倒壊又は損壊は、市民生活に支障をきたすおそれ大きいことから、重点的に対策を実施するよう呼びかける。

また、要安全確認計画記載建築物（県又は市が指定する避難路沿道建築物、県が指定する防災拠点建築物）について、その所有者に対し、耐震診断を実施するよう呼びかける。

(4) 耐震改修に関する助成制度の利用

耐震診断により耐震基準に適合しないと診断された木造住宅の耐震改修を行おうとする市民に対し、工事費用の一部を補助する「郡山市木造住宅耐震改修助成制度」を利用するよう積極的に周知し、住宅の耐震化を促進する。

第2 地震に関する知識の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び公共機関は市民に対しあらかじめそれぞれ効果的な方法により地震に関する知識の普及活動を行い、防災思想の普及を図る。市は市民からの地震対策に関する種々の相談に応じるとともに、適切な指導にあたる。

1 普及の内容

- (1) 地震についての知識
- (2) 地震発生時の心得
- (3) 避難及び初期消火の心得
- (4) 建物の点検と救助、救護の方法
- (5) 自主防災組織づくり
- (6) 緊急地震速報発表時の対応
- (7) 家庭内備蓄、非常持出品の準備
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (9) 大規模盛土造成地マップによる滑動崩壊による災害危険性や液状化被害
- (10) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての知識
- (11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報についての知識

2 啓発普及の方法

広報紙、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、市政きらめき出前講座、大規模盛土造成地マップ及び液状化マップ等を通じ、広く市民に対し防災知識と思想の普及を図ると

ともに、公民館、学校など教育機関を通じて防災思想の普及を行う。

第3 地震訓練の実施

市及び防災関係機関は情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難誘導、救助救護活動、交通規制及び公共機関の応急復旧等に重点を置き、総合的な訓練を実施する。

1 地域住民による自主的訓練

町内会等を単位とする初期消火、避難、救出救護等

2 学校における訓練

定期的な避難及び保護者への情報連絡

3 事業所等における訓練

事業所単位又は複数事業所合同による消火、通報、避難及び救出救護等

第4 救出・救護対策

地震により倒壊家屋などに閉じ込められ、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出及び救護するために必要な対策を講ずる。

1 救助体制の強化

- (1) 消防団、自主防災組織等による居住者（特に避難行動要支援者）の把握
- (2) 消防団、自主防災組織による救出救助訓練の実施促進
- (3) 消防団、自主防災組織、市民に対し、応急手当、応急処置の普及啓発促進

2 救助用資機材の整備

- (1) 消防団車庫、詰所に救助用資機材の配置
エンジンカッター、油圧ジャッキ、油圧切断機、チェーンソー等、救助用資機材の整備促進
- (2) 防災関係機関において保有する資機材の情報交換に努める。

3 広域応援体制の整備

- (1) 郡山地方広域消防組合管内市町との相互応援協定の締結
- (2) 隣接市町村及び遠方特定都市との相互応援協定の締結
- (3) 広域応援受け入れ体制のマニュアル作成

第5 防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織の育成強化

- (1) 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団が効果的に活動できるよう、施設の整備・装備の充実強化を図るとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進等による消防団の活性化を推進し、その育成を図る。
- (2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

- (1) 市は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について、検討する。
- (2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

3 企業防災力の促進

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 市、郡山商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

4 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図る。

第6 消火対策

地震による火災に備えるため、消防水利の確保、消防用機械・資機材の整備促進を図るなど消火活動に必要な対策を講ずる。

1 水利の確保

- (1) 市街地に有蓋防火水槽の増設を図る。
- (2) 河川、ため池等の自然水利の活用を図るため、吸水場所の整備と確保を図る。
- (3) 小中学校等のプール、生コン車の利活用についての事前協議等消防水利の多様化に努める。

2 初期消火体制の確立

- (1) 地震時における出火防止を徹底するため講習会の開催、チラシの配付等の広報活動を行う。
- (2) 自主防災組織、市民に対して初期消火訓練の指導、防災訓練の参加を徹底する。

3 消火体制の整備

- (1) 大量放水、遠距離中継送水を考慮した機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 消防署、消防団及び自主防災組織等の連携強化に努め、消火体制の整備を図る。
- (3) 大規模火災を想定しての遠距離中継送水訓練を実施する等、防ぎよ体制の確立を図る。

第7 避難対策

市民の安全を確保するため、避難に関する対策を講ずる。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、その他の要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、住民の協力体制を整備し、これらの訓練を行う。
- (3) 積雪寒冷地においては、県と協力し住民等が安全に避難を行えるよう、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に努める。

2 避難所の確保及び資機材の整備

- (1) 公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、必要に応じ、換気、照明等避難生活を良好に保つための整備に努める。
- (2) 指定した避難所又はその近傍で、食料、水、毛布、その他避難所用物品（携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品等）の備蓄を図る。
- (3) 非常電源確保のため、発電機、蓄電池、投光器等の備蓄に努める。

- (4) あらかじめ市民に対して、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、表示板等の整備を図る。
- (5) 避難所等に仮設便所の備蓄を図る。
- (6) 燃料電池自動車（F C V）、電気自動車（E V）等を活用した非常電源確保に努める。
- (7) 再エネ発電施設及び蓄電池の計画的導入を図る。
- (8) 低体温症のリスクを踏まえ、防寒対策に必要な物資（カイロ、暖房器具等）の備蓄を考慮する。

第8 緊急物資対策

市は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食料品、生活必需品等の確保を図る。

1 主要食料品等の備蓄

被災者救援及び応急対策活動に従事する者のため、食料・飲料水及び寝具、その他の生活必需品を給与又は貸与するため、クラッカー、アルファ米等の非常食料及び毛布その他の生活必需品の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

さらに、災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定業者等と連絡をとって、市内在庫の米穀の確保に努め、合わせて調味料、副食物等の確保に努める。

2 個人備蓄等について

個人が自立するために、各家庭の実情に合った備蓄をすることが望ましく、又各事業所においても備蓄することにより、被災直後、緊急物資は、事業所等備蓄及び市民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうように努める。

第4節 初動体制 【各部】

第1 災害発生時の（職員）動員配備対策

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 災害対策本部各班ごと、勤務時間外（休日を含む）における非常招集伝達系統図を作成し、周知徹底を図る。
- (2) 災害対策本部の各班長は、班員の参集方法、参集場所を把握し、確保に努める。
- (3) 勤務時間外（休日を含む）における職員確保のため、災害対策本部員、又は各班ごとに非常招集訓練を行う。

2 災害対策本部設置前の体制

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注意体制	1 震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震が発生したとき。 3 その他、総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
備考	長周期地震動の影響は高層建物、免震構造の建物など限定的であるため、長周期地震動階級3以上が観測された場合には、防災危機管理課員のみ参集し、警察や消防等からの情報収集の上、被害が確認され、警戒体制等が必要と判断した場合には、防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。	

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒体制	1 震度4の地震により、被害が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震により、被害が発生したとき。 3 その他、総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 関係各部は、被害の状況に応じて対応する。 2 災害発生とともに、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 3 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

3 災害対策本部設置後の体制

【指揮者】 市長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。

【指揮者】 市長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全員体制とする。

4 動員数体制

注 意 体 制	関係所属の必要な職員の配置 (配置については、注意体制配置編成計画表による。)
警 戒 体 制	関係所属の必要な職員の配置 (配置については、警戒体制配置編成計画表による。)
非常体制（第一次）	全所属 半数 (配置については、非常体制配置編成計画表による。)
非常体制（第二次）	全所属 全員 (配置については、非常体制配置編成計画表による。)

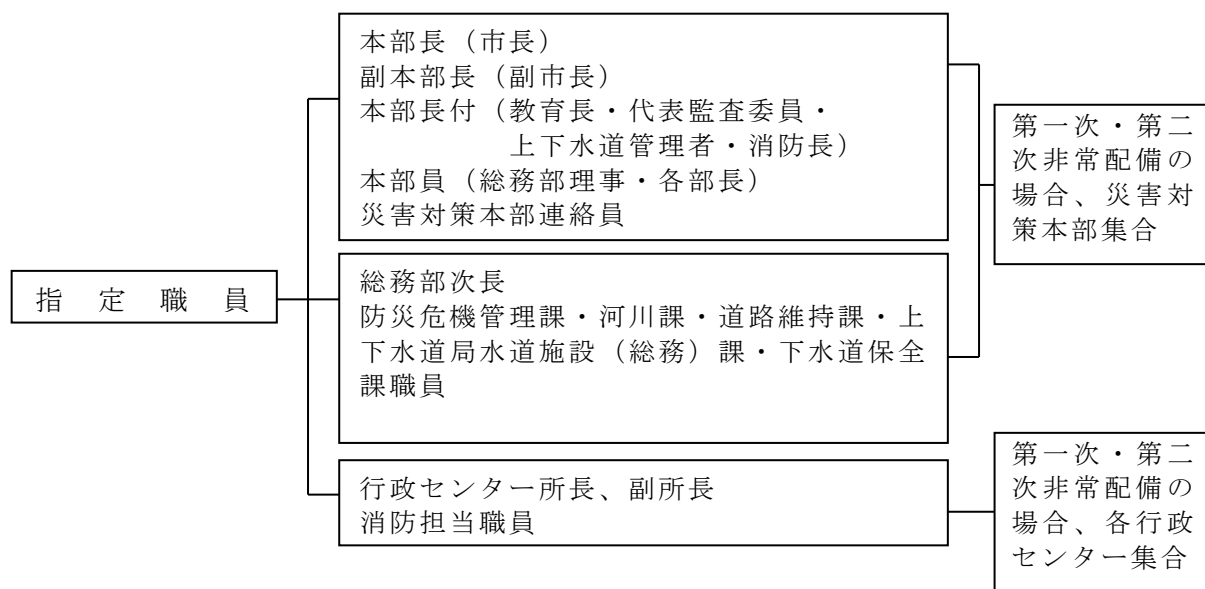
5 職員の参集方法等

(1) 連絡方法

- ① 注意体制及び警戒体制の場合は、防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。

- ② 非常体制の場合は、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による一斉放送又は防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。
- ③ 震度5弱以上の大規模地震発生の記事に接した時は、動員命令を待つことなく、自己の判断によりあらかじめ指定された場所へ参集する。

（２） 非常参集時の参集要領



- ① 指定職員は、災害対策（地区）本部に集合する。
- ② 職員は、あらかじめ指定された場所に集合する。
- ③ 交通機関の途絶等により集合が困難な場合には、最寄りの行政センター等の市の機関に集合し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。
- ④ 職員は、指定された場所への配備途上において、確認した被害状況等について所属長に報告する。また、途上において、人命救助に係わる事態に遭遇した場合は、優先して対応にあたる。

6 防災関係機関への応援要請体制

防災関係機関への応援要請体制は、第4章第1節「6 他の防災機関による要員の確保」によるほか、次に定めるところによる。

（１） 応援要請の強化対策

- ① 防災関係機関相互の連携を強化するため、相互応援の協定を締結しておく。
- ② 食料、水、生活必需品、医薬品及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を図るため、隣接市町村との情報交換に努める。
- ③ 広域的な受援が円滑に行えるよう、第4章「第16節緊急輸送計画」に定めるヘリポートの確保及び管理に努める。
- ④ 自衛隊の派遣要請体制を確立するため、第4章「第21節自衛隊災害派遣要請計画」

によるほか、平常時から情報及び資料の相互提供並びに共同防災訓練の実施に努める。

- ⑤ 他市町村からの応援職員が効率的に応援活動を行えるように、平常時より受援体制の確認及び整備に努める。

(2) 応援要請活動体制の確立

- ① 被害の規模に応じ、時機を得た速やかな応援要請の体制を整える。
- ② 応援要請の有無を判断するため、正確な情報収集体制を確立し、要請のための多数伝達ルートを確保する。
- ③ 応援車両の緊急道路を確保するため、早期の広域的な交通規制実施及び車両の待機場所を確保する。

(3) 他市町村災害時の応援体制

他の被災市町村より応援の要請を受けた場合に、直ちに職員の派遣が行えるよう、資機材、車両等の整備及び確保に努める。また、支援の際には被災市町村からの援助を必要としない自己完結型の体制とする。

第2 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置及び廃止は、第2章第2節に定める。

第3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、「郡山市災害対策本部条例」及び「郡山市災害対策本部規程」に定める。

第5節 地震防災応急対策 【全部局】

第1 発生直後の活動基準

被害の状況は、発生直後からの時間経過とともに刻々と変化することから、各時間帯で優先すべき災害対策活動も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体が共通の認識を持つことが重要であることから、発生後の活動目標を下表により整理する。

発生後の時間経過	活 動 目 標	
直 後	初動体制の確立	・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動場所と資機材の確保 ・ 被災情報の収集、分析、対応
	生命と安全の確保	・ 初期消火、救助、救出、応急医療活動展開 ・ 火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動 ・ 給食、給水、避難所開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請
直後～3日目	生命と安全の確保	・ 専門部隊等による救出活動 ・ 災害医療等の生命の安全に関する対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動 ・ 土砂崩れ等の対策活動 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有害物、危険物の漏洩対策等 ・ 救援物資等の調達、配給 ・ 生活関連情報等提供 ・ ライフラインの早期復旧
直後～1週間	生 活 の 安 定	・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 生活の再建

※発生後の時間経過については、活動目標に掲げる体制が確立されるまでの目安であり、災害の規模や状況に応じて活動期間を延長する。

第2 救出・救護対策

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救出・救護活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救出・救護活動

- (1) 消防団、自主防災組織及び市民等は、自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに、防災機関が行う活動に協力する。
- (2) 被害状況の早急な把握に努め、災害対策本部及び現地災害対策本部との連携を密にし、必要に応じ適宜の応援要請を行う。

2 救護所の設置及び医療機関の確保

- (1) 市役所（行政センター）及び避難所に救護所の早期設置
- (2) 救護所に医師、看護師等の配置及び医薬品の配付
- (3) 災害対策本部において救護所の設置状況把握及び連絡ルートの確保
- (4) 市内医療機関の受入体制把握及び確保
- (5) 市内外医療機関相互の情報交換及び協力体制の確立

第3 消火対策

火災の拡大を防止するため、早期の交通規制を実施し、地域における初期消火を推進するとともに消防応援による効率的な消火活動を行う。

1 効率的な消火活動の実施

- (1) 発災後初期段階において、自主防災組織及び市民等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関が行う消火活動に協力する。
- (2) 災害対策本部及び現地災害対策本部は、速やかに市内の火災の全体状況を把握するとともに、防ぎよ地域の優先順位を定め迅速に部隊の重点配備を行う。

2 応援要請・受入体制の確立

- (1) 災害対策本部は、被災状況の推移を把握し、適宜の応援要請を行う。
- (2) 応援車両のスムーズな行動を図るため、早期の交通規制を関係機関に要請するとともに、現地災害対策本部においては、応援車両による効率的な消火活動を行うための総合調整を実施する。
- (3) 災害対策本部においては、応援車両の待機場所を確保し、周知徹底を図る。
- (4) 空路での応援部隊受入のため、ヘリポートを確保し、その周知徹底を図る。

3 交通規制体制の確立

- (1) 郡山警察署、郡山北警察署、各道路管理者との協力
- (2) 災害対策本部による交通規制の方針決定及び関係機関への指示

- (3) 警備業者等の応援協力に基づく交通誘導
- (4) 交通規制実施について、住民への周知徹底を図るための広報活動

第4 緊急輸送路の確保

災害応急対策や支援、救援活動を支える緊急輸送ルートを確認して被害を最小限にとどめるため、次の措置を執る。

1 緊急輸送路の被災情報収集

緊急輸送路の被災状況の確認及び情報収集体制の確立を図る。

- (1) 職員による指定場所へ参集途上の確認
- (2) 道路管理者からの情報収集
- (3) 各行政センターから、I P無線機等による情報収集
- (4) ヘリコプターによる情報収集（県への要請）

2 緊急輸送道路確保のための関係資機材等

- (1) 市、その他道路管理者が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備
- (2) 郡山警察署、郡山北警察署及び市が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備
- (3) 郡山市、その他の防災機関が行う、緊急自動車、緊急通行車両及び人員の配備

3 県公安委員会が行う交通規制

市域内の居住者、滞在者、その他の者の避難及び応急対策を円滑に実施するため、第4章「第17節交通施設応急対策計画」によるほか、次の要領により、歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

さらに、市内の流入車両等を抑制するため、市周辺を含めた広域的な交通規制を行う。

(1) 避難所周辺道路の交通規制

避難所隣接道路及び進入路について、車両通行の禁止、駐車禁止、歩行者用道路、一方通行、指定方向外進入禁止の交通規制を行い、避難を容易にする必要な措置をとるとともに、交通規制を周知させる措置を行う。

(2) その他の道路の交通規制

前記以外の道路については、緊急自動車、物資搬送車の運行、救援隊の進入路を確保するため、車両の通行禁止、制限及び一方通行等の交通規制を行う。

4 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動する。

第4章第17節交通施設応急対策計画のうち、「5運転者の執るべき措置」による。

第5 避難対策

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容するため第4章第6節避難救出計画によるほか、次の措置をとる。

1 避難誘導の実施

- (1) 人命の安全を最優先に、住民等の避難誘導を行い、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 現地災害対策本部は、避難誘導を必要とする箇所を早期に把握し、誘導に携わる職員の適切な配置を行う。

2 避難所の開設及び運営管理

- (1) 必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外についても災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 避難所は、一時的な応急避難所及び長期にわたる収容避難所に分けて開設し、それぞれ案内板、表示板等を設置する。
- (3) 避難所を開設した場合は、維持、管理のために市職員を必ず配置し、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (4) 災害対策本部及び現地災害対策本部は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、生活環境に注意を払い、常に良好な状態に保つよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- (5) 避難所における同伴動物については、適正な飼育と衛生環境に配慮するよう努める。
- (6) 災害対策本部と避難所を結ぶ、連絡・伝達網、道路網の確保を図る。
- (7) 災害の規模等に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に市民に対して広報を行うとともに、帰宅困難者用の避難所を開設する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努めるものとする。

第6 緊急物資対策

市は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食料品、生活必需品、医療品等の確保を図るとともに適切な対応を執る。

1 主要食料品の確保

市が保有する備蓄食料の放出に備える措置を執るとともに、災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定業者等と密接な連絡をとって、市内在庫の米穀の確保に努め、合わせて調味料、副食物等の確保に努め、被災者に供給する。

さらに、状況によっては県、隣接市町村に給与、又は貸与の要請を行う。

2 生活必需品及び医療品の確保

日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品並びに医薬品、医療資機材について、市内商工業者の在庫物資の確保に努めるとともに、必要に応じて県、隣接市町村に対し、これらの物資の給与、又は貸与の要請を行う。

なお、医薬品等については、県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において、郡山市保健所が必要に応じ、供給要請を行う。

3 緊急物資の供給

災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

- (1) 市が保有又は調達した緊急物資の配分に当たっては、事前に市民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。
- (2) 必要に応じて、自主防災組織、女性消防協力会及び自衛隊等の協力を得て市があらかじめ定めた避難所において、炊き出し等を行う。

第7 上下水道対策

1 上水道対策

(1) 構造物の耐震対策

上水道施設の耐震化の促進

(2) 復旧のための体制整備等

- ① 外部支援者及びボランティアの受入体制
- ② 防災訓練、その他の災害に備えての対策
- ③ 上水道の相互応援体制の確立

(3) 飲料水等確保のため、次の措置を執る。

- ① 水道施設の被害の状況調査及び報告体制の確立を図り、極力給水等を継続するよう努める。

- ② 配水池のバルブの閉鎖の適切な対応
- ③ 関係業者との応急修理体制の確立
- ④ 給水班の出動体制の確立
- ⑤ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

2 下水道対策

(1) 下水道施設の構造面での対策

- ① 管きょのうち重要幹線は、下水を輸送する根幹的な施設であり、災害時の補修・復旧に困難をきたす場合が多いため施設周辺の液状化対策、接続部の継手対策等により耐震性を確保する。

また、その他の管きょについては、被災したとしても下水の流下機能を確保できるように耐震性の向上に努める。

- ② 処理場・ポンプ場は下水道の最も根幹的な施設であり、これらの施設が被災すると下水道の機能に重大な支障が生じ補修・復旧に困難をきたす場合が多いため、構造物・設備等の基礎の液状化対策、施設本体や配管等の接続方法対策による十分な耐震性を確保する。

(2) 下水道施設のシステム対策

- ① 下水処理場が部分的被害を受けた場合を想定し、災害時にも必要最小限の処理が可能となる対策を検討しておく。
- ② 緊急時の下水道管理用の通信網を確保するため、複数回線にする等の情報通信設備の整備を図る。

(3) 緊急時における体制面での対策

- ① 被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため日頃から防災訓練、復旧訓練等を実施する。
- ② 下水道台帳のような施設復旧に不可欠な情報は、収納・データ管理のための施設の耐震化を図り、遠隔地にバックアップを設ける等の安全度の向上を図る。
- ③ 被災時における、他都市及び関係団体等との相互協力についての協定を締結し、具体的な支援方法等を整備する。
- ④ 災害時の応急復旧に必要な資機材の確保について、その備蓄や確保の方法等を整備する。

(4) 下水道施設の防災施設としての活用

- ① 下水道施設（処理場・ポンプ場・雨水管きょ等）は、まとまった空間を有しており、これらを防災避難場所、避難路、防火帯等として活用する。
- ② せせらぎ水路地下にある雨水貯留槽を緊急時に消防用水、雑用水等として利用する。

(5) その他の対策

- ① 既存の下水道施設について耐震診断を早期に実施し、その結果に基づく補強・増強・更新・改築等を推進する。
- ② 下水道施設の耐震性の向上のために必要な、設備、資材、工法等及び被災施設の補

修方法等の技術開発を積極的に推進する。

- ③ 復旧までの対応として、緊急時のし尿受入れ、下水道への接続を考慮したトイレの計画等について、他部局との調整を図る。

第8 災害時の広報と生活情報の提供（地震防災上必要な広報に関する計画）

市は、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民生活の安定を図るとともに市民の的確な災害応急対策ができるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。

1 広報事項

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震情報等の広報
- (2) 避難指示等及び警戒区域の設定
- (3) 自主防災組織に対する防災活動の要請（市から指示、指導、救助措置等）
- (4) 被害の状況及びその対応状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) その他、状況に応じて住民等に広報周知すべき事項

2 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、広報車等を通じて行う。

- (1) 市民への携帯ラジオの普及促進（地震情報、気象情報、警報、交通機関運行状況等）
- (2) 広報紙の発行
- (3) 郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）の不感地帯の解消、未設置地区の解消を図り、施設を強化する。
- (4) サイレン、半鐘での警告
- (5) その他、第4章第4節「災害広報・情報伝達計画」による。

第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

災害により、居住の場所を失った者に対する応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ、準半壊等以上の被害を受けた住家に対する応急修理を実施することで、居住の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ等については、災害救助法の適用の際は県知事が行うのが原則であるが、委任を受けた時は、市長が行う。

1 建設型応急住宅

(1) 建設用地

建設型応急住宅は、原則として公園及び市有地等の空地を利用して建設する。

(2) 受入対象者

災害により住家が全壊等となって、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を確保できない者が対象

(3) 管理及び処分

① 建設型応急住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

② 建設型応急住宅は、その目的が達成されたときは、解体撤去の処分を速やかに行う。

2 賃貸型応急住宅

建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害時には、民間住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。なお、受入対象者等については、建設型応急住宅に準じる。

3 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 修理の対象住宅

災害により住家が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある住家（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(2) 修理の範囲

日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とし、物置、倉庫や駐車場等は対象外

4 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 応急修理の対象住宅

災害により住家が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にあり、破損箇所を応急修理することで日常生活を営むことが可能となる住家（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。）

(2) 修理の範囲

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等、日常生活に必要な最低限度の範囲

(3) 修理対象者

- ① 住家が準半壊、半壊又は中規模半壊となり、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ② 住家が大規模半壊又は全壊となった者
- ③ 応急修理をすることによって避難を要しなくなると見込まれる場合であって、応急仮設住宅（賃貸型を含む。）を利用しない者が対象

第10 被災者の健康管理・精神保健対策

被災者に対する巡回診療など必要な健康医療サービスやメンタルケアの実施など、被災者の健康対策を執る。

1 災害時における医療公衆衛生体制

- (1) 災害時における保健指導の徹底
- (2) 保健師の専門研修の実施
- (3) 難病患者、慢性疾患患者、妊産婦等に対する医薬品の確保並びに受入施設の確保

2 診療機会の確保、情報の提供

- (1) 避難所における健康相談、精神保健相談の実施
- (2) 巡回健康診断（精神保健相談含む）の実施
- (3) 災害時の精神科医療についての啓発普及
- (4) 都市型大災害時の通信手段の確保

第11 ごみ、し尿等対策

1 清掃計画（ごみ）

(1) 収集計画

災害時のごみの収集に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。

また、多量のごみが各家庭から持ち出されることから、収集計画を立て、委託及び許可業者及び災害協定締結団体に応援を要請し、次により収集を実施する。

- ① 臨時のごみ集積場所を設置する。
- ② 道路維持班に道路復旧を依頼して、通常の収集体制を確保する。
- ③ 被害集中地区においては、早期に地域環境の保全を図るため、支援体制の確保に努める。
- ④ 交通状況によっては、運搬中継所を設置する。
- ⑤ 状況により早朝、日曜日、祝祭日の収集を実施する。

(2) 処理計画

収集するごみは、粗大、資源、可燃、不燃に分別し、クリーンセンターに運搬し処理することを原則とする。

クリーンセンターが被災し、ごみ処理が不可能になった場合は、必要に応じ埋立処分場で仮置きするか、近隣市町村に協力を要請する。

(3) 残材の処分

大量に発生した残材については、焼却処理を原則とし、焼却残渣は埋立処分する。

ただし、被害の状況によっては、次の措置を行う。

- ① 処分手数料の減免
- ② 搬入受付時間の繰上げ延長

- ③ 日曜日、祝祭日の搬入の実施
- ④ 仮置場の開設
- ⑤ 処理相談所の開設
- ⑥ 運搬業者の斡旋

2 清掃計画（し尿）

（1）し尿の収集

災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされるため、収集計画を立て許可業者及び災害協定締結団体により、次のとおり実施する。

- ① 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施する。
- ② 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施する。
- ③ し尿収集車両等が不足すると思われる場合は、近隣市町村の応援を要請する。

（2）し尿の処理

収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。

なお、衛生処理センターが被災し、し尿処理が不可能な場合又はその処理能力を確保できない場合は、環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し薬品投入など、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。

（3）仮設便所の設置

災害が発生し、便所が使用できない家庭が多数発生することが予想される場合は、仮設便所を設置する。

設置については、市内業者からの借り上げ及び広域応援体制の応援を受け対応する。

- ① 仮設便所は、公衆便所、公共施設からの距離、人口密度、被害状況等を考慮して設置する。
- ② 設置場所は、避難所等とする。

（4）処理施設の耐震化

現施設に対するアセスメントを実施し、耐震施設の整備を図る。

第12 要配慮者避難支援対策

市は、高齢者、障がい者、介護認定者等、災害発生時に自力で必要な情報を得ることや、避難行動をとることが困難な要配慮者の安全確保について、近隣協力者や地域支援者による避難支援体制の整備を図る。

また、バリアフリー化されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の確保や、医療機関等との連携に努める。

1 避難行動要支援者等情報の把握と共有

市は、平常時から地域の避難行動要支援者の実態を把握し、地域支援等関係者へ必要な情報の提供を行い、相互の信頼関係の構築とその強化に努める。

なお、把握した情報の管理及び地域支援等関係者との共有は、郡山市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき適切に行う。

2 災害情報の伝達

市及び関係機関は要配慮者の特性に合わせた災害情報を、的確に伝達できるよう、情報発信体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者の安全確保

災害時において近隣協力者及び地域支援者は、自らの安全にも配慮しつつ、自主防災組織、民生委員、消防団等と連携し避難誘導及び安否確認を行い、避難行動要支援者とともに避難所、福祉避難所への避難又は医療機関等への搬送を実施する。

4 避難生活上の配慮

- (1) 避難所での生活環境や応急仮設住宅への受入に当たっては、要配慮者の健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 市及び福祉関連施設等の関係機関は、要配慮者の避難生活における安全を確保するため、要配慮者の特性に応じた避難施設の設備等の改善を図り、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。

第13 災害ボランティア対策

災害時には多くのボランティアやNPOから支援活動の申し出が予想されるが、これらは応急対策、復旧を行う上で重要な役割を担うと思われる。

ボランティアやNPOの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、速やかに被災者からの要求等に適切に対応できる体制を整備する。

1 災害ボランティアセンター運営に関する協力

市は「社会福祉法人郡山市社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置要綱」に基づく、郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、関係機関・団体とともに、その運営について連携、協力する。

2 災害ボランティアセンターの業務

(1) 総務部門

- ① 運営に要する予算・経理、庶務
- ② 活動支援金等の受入・管理
- ③ 福島県共同募金会との調整

(2) 情報収集広報部門

- ① 郡山市災害対策本部との連絡調整
- ② 被災者からのボランティアニーズの調査、把握
- ③ ボランティアの募集
- ④ 福島県社会福祉協議会及び関係機関等との連絡調整

(3) ボランティア調整部門

- ① ボランティアの受付
- ② ボランティアコーディネーター等によるボランティアの配置及び必要な指示
- ③ ボランティア活動報告の取りまとめ
- ④ ボランティア活動保険の加入確認、加入手続き等
- ⑤ 活動に必要な資機材の調達
- ⑥ ボランティアの健康管理

3 ボランティア団体等への協力要請

保健福祉総務班長及びボランティアを必要とする関係班長（以下「保健福祉総務班長等」という。）は、災害の状況により、本部長の指示に基づき災害ボランティアセンターに対して支援活動の協力を要請する。

4 協力の要請方法

保健福祉総務班長等は、ボランティア団体等の就業計画を作成し、作業内容、従事場所、人員、集合場所、その他必要事項を災害ボランティアセンターに対して通知し要請する。

5 ボランティアの分類

(1) 一般分野でのボランティア

被災者の救援活動、避難所の運営等の労務を提供するボランティア

(2) 専門分野でのボランティア

応急危険度判定士等の建築・土木分野、医師や看護師等の専門の知識を有するボランティア

6 ボランティア団体等の活動内容

(1) 一般分野でのボランティア

- ① 避難所における炊出し
- ② 救援物資支給
- ③ 救援物資整理、輸送及び配分
- ④ 安否情報や被災者のニーズの収集
- ⑤ 清掃
- ⑥ その他の支援活動

(2) 専門分野でのボランティア

- ① 被災建物の応急危険度判定
- ② 負傷者、要支援者等への医療、看護活動
- ③ 通訳
- ④ その他専門的な知識や技能を必要とする活動

7 ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアセンターの設置に当たっては、ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くため、次のような団体あるいは個人をボランティアコーディネーターとして養成する。

- (1) 市域の諸事情に詳しく、中立的な立場を保てること。
- (2) 市や郡山市社会福祉協議会と信頼関係があること。
- (3) ボランティア活動について、豊富な知識と経験を有していること。
- (4) ボランティア団体等とのネットワークを持っていること。

8 就業記録

ボランティア団体等の支援活動を受けた各班は次の事項について記録し、保健福祉総務班長等に報告し、保健福祉総務班長等は災害対策本部にこれを報告する。

- (1) ボランティア団体等の名称、人員及び氏名
- (2) 支援活動期間
- (3) 支援活動内容
- (4) その他必要事項

第14 通信、電気、ガス対策

大規模地震発生時において、N T T東日本 福島支店、東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター、東部瓦斯(株)福島支社及び(社)福島県L Pガス協会郡山支部は、市民の生活、安全等を確保するため、できる限り通信の確保及び電気、ガス供給を継続するよう次の措置を講ずる。

1 通 信

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常、緊急通信を優先して接続するため必要に応じ一般通話を制限する。
- (2) 公衆電話からの通話を確保する。
- (3) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。

2 電 気

- (1) 原則として電気の供給は継続する。
- (2) 地震発生後の安全確保や応急復旧に備え、電気の契約者のとるべき具体的措置の広報、電気供給設備の特別巡視、資材・機材の確保を行う。

3 ガス

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

4 災害応急対策

(1) 通信

- ① 臨時回線の作成、迂回先の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線機等の運用により、臨時公衆電話の設置などを行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置を講ずる。
- ③ 防災関係機関が措置する通信網との連携協力を行う。
- ④ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ⑤ 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

(2) 電気

- ① 電気供給設備に支障がない限り供給を継続するが、被害状況によっては、危険防止のため送電を中止する。
- ② 電気の供給再開までに長時間を要する場合、原則として重要と思われる施設について優先的に必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。ただし、被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。
- ③ 応急復旧に必要な要員、資材、機材及び車両の確保を行う。
- ④ 電気供給設備の巡回点検を実施し、安全確保の応急措置を講ずる。
- ⑤ 電力供給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要な場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼する。

(3) ガス

- ① 都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- ② 都市ガス及びプロパンガスの安全点検を実施する。
- ③ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- ④ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- ⑤ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 【全部局】

日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す情報である「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合にとるべき防災対応について定める。

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

1 関係機関相互間の伝達

気象庁は、防災情報提供システムからのメール配信等により、県及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。

その他、気象庁において一定精度のM_w（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。

2 地域住民等に対する伝達

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたことを住民等に迅速かつ正確に伝え、るとともに、後発地震への備えとして、今後1週間程度は強い揺れに備え、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底するよう郡山市防災情報伝達システム（の屋外拡声子局）、市ウェブサイト及びSNS等で呼びかけを行う。

第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知

市は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

第4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、県と協力し住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

なお、後発地震に対して注意する措置は次のとおりとする。

- ・ 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ・ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備えをする。
- ・ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対

- 策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備えをする。
- ・ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難行動を確保するための備えをする。

郡山市地域防災計画 用語解説

あ行	
安否確認	災害時に家族や親しい人、知人が無事かどうか、どこにいてどうしているかなどを確認すること。その情報を安否情報という。
液状化	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象のこと。
NBC災害	核（Nuclear）、生物（Biological）、化学物質（Chemical）による特殊災害のこと。
Lアラート（災害情報共有システム）	市町村の災害情報などを共有する共通基盤として、発信された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステム。災害時の地域のお知らせを地域の住民に迅速かつ確実に届けていくローカル（Local）な緊急警報（アラート）というメッセージのこと。
応急危険度判定	地震等で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することという。
屋外拡声子局	防災行政無線の親局から、災害時等の緊急時に住民へ迅速に情報を伝えるための屋外スピーカーのこと。
応急復旧	被災した建物等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度、回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。
か行	
キキクル	気象庁のウェブサイトで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の箇所で、人家等に被害が生じるおそれのある地区のこと。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防災に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。
緊急地震速報	地震の発生直後に震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これを基づき各地の主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報のこと。

緊急消防援助隊	全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊で、大規模災害や特殊災害が発生し、発災地の消防力のみでは対応困難なときに、市町村長・都道府県知事、あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害対応活動を行う。
緊急輸送路	県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のこと。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。
激甚災害	大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災自治体への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大災害。国の中央防災会議があらかじめ定めている基準により政令で指定される。
広域防災拠点	大規模災害発生時に、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能、支援物資・人員の受入機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能等を備えた拠点をいう。
航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）	航空機搬送の際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所のこと。（SCU：Staging Care Unitの略）
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画をいう。
さ行	
災害危険箇所	法令に基づいて指定される災害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）、防災関係機関の調査により把握、公表されている災害の危険箇所の総称をいう。
災害拠点病院	災害時に多発する重症傷病者に対する救急医療体制を確保するための病院。
災害時優先電話	電気通信事業者が、法律に基づき、災害の援助・復旧・公共の秩序を維持するため、輻輳時の優先扱発信を防災関係機関等に提供する電気通信役務のこと。
災害派遣医療チーム（DMAT）	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。（DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略）
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームをいう。（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Teamの略）
災害用伝言ダイヤル	被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。伝言のやり取りは、「171」をダイヤルし、音声指示に従う。
災害用伝言板サービス	携帯電話会社各社は、災害時に携帯電話で安否確認ができる「災害用伝言板サービス」を提供している。インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧が利用できる。

事業継続計画（BCP）	大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと。（BCP：Business Continuity Planの略）
自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町内会や自治会などが主体となる。
自助・共助	自助は、個人や家庭で日頃から災害に備え、災害時の自主的な避難等により自分の身を自分で守ることであり、共助とは、地域住民が互いに助け合うことをいう。
指定一般避難所	災害のおそれが発生した場合や、災害によって被災し避難生活を余儀なくされた場合に一定期間避難生活を行う施設。
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、市長村長が災害種別ごとに指定する。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のこと。
指定地方行政機関	指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。
指定地方公共機関	地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。
指定福祉避難所	災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（心身のケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を収容し保護する施設のこと。
受援計画	大規模災害の発生時に被災した自治体が、他の公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。
スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区別すること。
図上訓練	防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練。実動訓練の対語でもある。
正常性バイアス	社会心理学、災害心理学などで飼養されている心理学用語。多少の異常事態が起こっても、それを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする働きのこと。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。

セーフコミュニティ活動	様々なデータを分析し、見えてくる地域課題を解決するために、町内会、地域活動団体、企業、行政等が行っている安全・安心の取組に評価・検証を加え、より有効で根拠のある取り組みを展開すること。
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達すると共に、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムのこと。
た行	
耐震診断	既存の建物にどの程度の耐震性能があるのかを調査すること。古い建築基準で設計された既存建物、あるいは新耐震基準で建てられていてもとくに経年劣化が激しい建物について、現行の耐震基準によってその耐震性を再評価する。
耐震補強	建物の耐震性を高めるために、建物の構造（基礎・土台、柱、梁、床、壁、天井）に対して行う補強のこと。耐震改修ともいう。
タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。防災行動計画ともいう。
長周期地震動	大きな地震で生じる、周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れのこと。高層ビルは大きく長時間揺れ続けることがある。また、遠くまで伝わりやすい性質がり、地震が発生した場所から数百kmはなれたところでも大きく長く揺れることがある。
D X（デジタルトランスフォーメーション）	AI（人口知能）、IoT（モノがインターネット経由で通信すること。）、クラウドコンピューティング技術等の最新デジタル技術とビッグデータなどのデータを活用し革新すること。 (DX: Digital Transformationの略 ※TransがCrossの意味があり、Xと略されることによりDXとなる。)
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に、気象台と都道府県が共同で発表する防災情報。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

な行	
二次災害	最初に起こった災害によって、火災や建物の崩壊等、さらに別の災害が起きること。最初の被害よりも被害が大きくなることがある。
日本医師会災害医療チーム（JMAT）	日本医師会が編成し、被災地に派遣され、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する医療チームをいう。（JMAT：Japan Medical Association Teamの略）
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震は、房総半島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝と千島海溝の地殻の境界等を震源とする地震のこと。
日本災害歯科支援チーム（JDAT）	災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的とした歯科支援チームをいう。（JDAT：Japan Dental Alliance Teamの略）
は行	
ハザードマップ	災害（噴火、洪水、土砂災害等）からの避難や防災対策に使用することを目的に、危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。
バックキャストिंग	最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へ遡って記述するシナリオ作成の手法。
はん濫注意水位	川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況のこと。
避難行動要支援者	災害時等に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者をいう。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でMw7.0以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に発表される情報をいう。
ま行	
マイ・タイムライン	水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。
マグニチュード	地震が発生するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍（ 32×32 ）となる。
モーメントマグニチュード	岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。
や行	
融雪型火山泥流	山の上に積もった雪が、噴火の熱で一気（いっき）に溶け、土や砂などを巻きこんで、ながれ出すことをいう。

要配慮者	災害から身を守るための適切な防災行動をとることが困難な人で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等及び日本語を十分理解できない外国人などをいう。
要配慮者利用施設	防災上の配慮を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。
要配慮者利用施設避難確保計画	水害や土砂災害が発生するおそれがある場所（ハザードエリア内）に立地している要配慮者が利用する施設が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画。